

## 平成24年知立市議会 9月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成24年9月19日（水） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

|       |       |        |      |
|-------|-------|--------|------|
| 安江 清美 | 田中 健  | 山崎りょうじ | 水野 浩 |
| 池田 滋彦 | 高橋 憲二 | 久田 義章  |      |

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

|             |       |                     |       |
|-------------|-------|---------------------|-------|
| 市 長         | 林 郁夫  | 副 市 長               | 清水 雅美 |
| 企 画 部 長     | 清水 清久 | 協 働 推 進 課 長         | 山口 義勝 |
| 企 画 政 策 課 長 | 加古 和市 | 総 務 部 長             | 今井 尚  |
| 総 務 課 長     | 岩瀬 博史 | 安 心 安 全 課 長         | 高瀬 季治 |
| 税 務 課 長     | 小笠原忠利 | 会 計 管 理 者           | 鈴木 健一 |
| 監査委員事務局長    | 高木 洋幸 | 教 育 長               | 川合 基弘 |
| 教 育 部 長     | 野村 清貴 | 教 育 庶 務 課 長         | 石川 典枝 |
| 学 校 教 育 課 長 | 宇野 成佳 | 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長 | 水嶋 広  |
| 文 化 課 長     | 寺田 和彦 |                     |       |

6. 職務のため出席した者の職氏名

|             |       |       |       |
|-------------|-------|-------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 成田 春夫 | 副 主 幹 | 池田 立志 |
| 議 事 係       | 加藤 智也 |       |       |

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

|        | 事 件 名   | 審査結果 |
|--------|---|------|
| 議案第43号 | 知立市防災会議条例及び知立市災害対策本部条例の一部を改正する条例                    | 原案可決 |
| 議案第44号 | 知立市交通安全条例の一部を改正する条例                                 | 〃    |
| 議案第47号 | 知立市体育施設条例の一部を改正する条例                                 | 〃    |
| 議案第48号 | 知立市野外センター条例の一部を改正する条例                               | 〃    |
| 議案第51号 | 平成24年度知立市一般会計補正予算（第2号）                              | 〃    |
| 認定第1号  | 平成23年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について                           | 原案認定 |
| 認定第4号  | 平成23年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について                       | 〃    |
| 陳情第17号 | 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書 | 採 択  |
| 陳情第18号 | 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書                        | 〃    |
| 陳情第19号 | 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書                          | 〃    |
| 陳情第20号 | 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情書                    | 〃    |

午前9時59分開会

○山崎委員長

定足数に達していますので、ただいまから企画文教委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は11件、すなわち議案第43号、議案第44号、議案第47号、議案第48号、議案第51号、認定第1号、認定第4号、陳情第17号、陳情第18号、陳情第19号、陳情第20号です。これらの案件を逐次議題とします。

なお、陳情第17号から陳情第19号の3件につきましては、趣旨説明の希望があります。まず、この委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましても、本委員会に付託されました議案等の案件が終了した後に行いますので、御承知を願います。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。

初めに、手順を説明いたします。説明者の方は、お名前をお呼びしましたら、正面の説明席に着いていただきます。そして、趣旨説明をしていただきます。説明の時間は1件につき5分で、複数の件数の場合は、まとめて10分程度といたします。説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員の方は委員長が指名しましたら、その場に立って行ってください。

それでは、陳情第17号から陳情第19号までの提出者の伊藤雅弘さん、説明席にお座りください。

それでは、伊藤雅弘さん、陳情第17号から陳情第19号までの趣旨説明をお願いします。

○伊藤雅弘氏

おはようございます。

今回は、このような機会をつくっていただき、大変感謝しております。

本日は、先月の末に議会事務局の方へ提出させていただいた3件の陳情書について趣旨説明をさせていただけたらと、やってまいりました。

私は、知立市の池端に在住する知立市民であり、

岡崎市の私立学校に勤務する教員であります。また、私学をよくする愛知父母懇談会というところの、県下で54ブロックあるんですけど、その知立ブロックというところで教員の代表を昨年から務めさせていただいております。そういうことで、今回の陳情書の代表者として趣旨説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず冒頭に、昨年度も全く同じような陳情書を3件提出させていただきました。趣旨御理解の上、全て採択していただき、文教委員の方、市議員の方、市当局の皆様方に大変感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

最近、毎日のように教育に関する暗い、暗いニュース、いじめの問題ですね、けさもやっております。全く困ったというか、何とかせねばという教育関係者皆さんそう思っておられると思いますが、今以上に教育を充実させて、多くの子供たちが安心して生活する、学習に励んだり運動に頑張ることができる豊かな環境や土壌をつくることについては、どなたも異論にないところではないでしょうか。

でも私たちは、例えば愛知県の私学では、毎年4月の中旬ごろ、愛知県のサマーセミナーというのを、ことしは東邦高校と東邦大学で開催したんですが、3日間で延べ1,570講座、たくさん的一般市民の方を含む5万5,000人の皆さんに来ていただいて、楽しい学校、夢の学校ということでやらせていただきました。

また、ことしの秋から、例年どおり私立学校の祭典でありますオータムフェスティバル、知立市教育委員会からも御講演いただいておりますが、県下30会場ほどで、昨年の場合ですと9万人の人を集めて盛大に開催することができました。手前みそ、自画自賛ではありますが、全国各界からも教育改革の先駆けとして注目が集まっている次第でございます。

こうやって私立学校、手前みそですが頑張っているんですが、私立学校の関係者だけではどうしても、どんなに努力を積み重ねてもどうしようもない問題というのが学費の問題なんです。いわ

ゆる公立と私立の格差、公私格差と言いますが、この問題がどうしても突破できないと。世間一般の方々には、私立学校というのはお金に余裕のある人が行くところだと、好きで行ってるんでしょうと、こういうちょっと冷たい言葉が返ってくる場合が多いんですが、いわゆるお金持ちの行くところでしょうという認識があるかと思われませんが、逆に、私立は設備がいいからとかね、私立は特待生をたくさん取ってるから学費は高くて当然だとか、こういう御意見をお聞きすることもままあるんですけども、こういうことはちょっと基本的には誤った御意見、誤った御指摘じゃないかなと思わざるを得ません。

実際は、公立高校生は年間100万円ほどの税金が1人当たり投入されている。それに対して、残念ながら私立学校の高校生の場合は四十五、六万円ですから半分弱という金額が経常費助成というお金で保護されているんですが、45万円では学校経営成り立っていきませんので、授業料の直接助成を含めた御父兄から授業料を徴収させていただいておるんです。それで何とか経営してるというのが実情でありまして、それでも公立学校100万円に対して1人当たり、私立学校は助成金、経常費助成と授業用足しても90万円いかないという学校がほとんどで、実際申し上げますと、公立高校の1人の専任教員が生徒、全然違うでんすね、私立学校とは。私立学校のほうが1人当たり教員に、ちょっと詳しい数字ごめんなさい、ど忘れしましたが、例えば20人としたらこちらは23人ぐらいになるはずですね。どうしても、先ほどから申し上げているとおり、きめ細かい一人一人のニーズに応えた教育といいましても、物理的にとても難しい状況に陥っているというのが実情なんです、私立学校の。

高校生の3人に1人は嫌でも私立学校に通わなくてはならないと、こういう実情があるんですが、それにもかかわらず、昨今の長引く不況も影響しまして、父母の学費の負担は、ますます重いものになっています。私学を優先的に自主的に選ぶこともできる御家庭というのは意外に少ないと。ほ

んとに今どんどん少なくなってると思うんです。ほんのひと握りじゃないでしょうか。

さらに皆さん御承知のとおり、2010年から国から就学支援金がおおりてまいりました。この意義については、まことに喜ばしいことで、とてもいい政策だとは思いますが、愛知県の場合は、このことがさらに私学というものに対しては、ちょっとピンチ、危機的な状況になってしまった。

といいますのは、愛知県は従来、世界でトップランクの授業料助成が行われていたんです。しかし、国から就学支援金がおおりてくるから、もういいんじゃないという、こんな雰囲気であ知県当局は助成金をカットしてしまいました。

さらに、市町村助成です、この知立市からは1万2,000円いただいておりますけれども、これをカットする市町村、岡崎市を初めとして全額カットあるいは減額と、こういうことが相次ぎまして、例えばこれまで500円と1,000円だったんですね。公立が500円として、例えばわかりやすくお話をさせていただくと、私学は1,000円だったんです。500円と1,000円の差で、その500円の差を埋めるために我々私学関係者は努力をしてきたと。それが今度、国から就学支援金がおおりてくるということで、500円と1,000円の差がゼロ円と500円になるんだなと思ってたんです、私たちは。それが単純に申し上げますとゼロ円と750円の差になってしまったと、こういうことで、500円と1,000円の差だったら頑張れば何とかなるぞという雰囲気であったんですが、ゼロ円と750円ですと努力とか精神論ではちょっと太刀打ちできないような状況になってまいりまして、去年、ことしと非常に厳しい私学経営というものが目に見えるようになってきたと、そういう実情を考えていただきまして、本来、高等学校は公立、私学を問わず教育の中身によって自分の能力に応じて自由に選択するのが大事だと思います。父母の皆さんの負担と教育条件に関する公私格差を是正することは、単に私立学校の願いだけではなくて、父母や市民の切実な願いでもあります。

とりわけ、現代では準義務教育化した高等学校

教育については、それは急務であると考えております。ですから、具体的なお願いといたしましては、現在、知立市から1万2,000円出されている知立市独自の市町村助成を何とか現状維持、願わくば増額していただけたらというお願いです。

二つ目の陳情は、先ほど申し上げましたが、愛知県独自の助成金をカットされました。これに対して何とか復旧の意見書を提出していただけないかという陳情でございます。

三つ目は、同様に、国に対しても公私格差の是正、教育の機会均等に関する意見書を提出していただけないかというこの三つのお願いを申し上げにまいりました。行く行くは公私格差の完全なる是正と。いわゆる私立も無償にと。何年かかるかわからないし、実現不可能かもしれませんが、これを目標に私たちは日々努力し、頑張っていきたいと思っております。

以上、勝手なお願いばかり並べ立てて大変恐縮ではありますが、私立高校に勤務する者として、知立市の私学の父母の皆さんの意見をまとめる立場、知立ブロックの代表といたしまして、さらに知立市民の一人として、子を持つ親の一人として、以上3件について、よろしくお願いをいたします。

本日は、このような機会をつくっていただき感謝しております。

以上で、趣旨説明を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○山崎委員長

どうもありがとうございました。

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質問なしと認めます。

これで陳情第17号から陳情第19号までの趣旨説明を終わります。

伊藤雅弘さん、傍聴席にお戻りください。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された案件を議題としていきます。

議案第43号 知立市防災会議条例及び知立市災害対策本部条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○高橋委員

それでは、43号、防災対策会議等についての条例改正についてお尋ねをいたします。

本会議でも、るる議論がありましたが、今度の条例改正の趣旨は、防災会議の所掌事務第2条の一部を削除するということになっております。すなわち、市の地域にかかる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること、この件が防災会議の所掌事務から外れました。これは何を意味しているのでしょうか。

○安心安全課長

ただいまの御質問につきまして、さきの東日本大震災を踏まえまして、国から県、県から市へ連絡がつながるのが遅いとか早いとか、いろいろ議論がございまして、市町村にもそういうことを機能を持たせたいと、機能を強化をさせたいという趣旨でございます。

○高橋委員

ちょっとよくわからなかったんですが、地域防災会議が災害時の情報収集をすると。私の認識では、もともとこれは災害対策本部のお仕事ではないのかと、もともとね。だけでも従来の条例は、災害が起きたときには情報収集するということになるんですが、この防災会議というのは災害時に本部に詰めるわけではないと理解しております。

その本部に詰めることを要しない、委員はダブっておる場合がありますよ。ダブっておる場合がありますから、それはちょっと差し引いて聞く必要があるんですが、防災会議そのものが情報収集するわけではない。もともと、これ、矛盾しとっ

たんじゃないですか。

○安心安全課長

失礼いたしました。

事細かに言いますと、防災会議、おっしゃるとおり災害対策の総合的、計画的な推進を担うという立場でございます。平時においては防災計画を作成、非常災害に対して緊急措置に関する計画作成を実施することが所掌事務とされておりました。

一方、災害対策本部と申しますのは、今おっしゃられたとおり被災者の救助、支援、そういうことを実施する本部でございます。

このことから、機動性が求められる応急対策は災害対策本部に一元化することが効果的であると。それでおっしゃられたとおり、両者の役割分担を明確にするということでございます。

それから、防災会議につきましては、平時における先ほど言いましたように、防災に関する諮問機関としての機能を強化する予定でございます。これまでこの規定がなかったということで今回つけさせていただくものです。

○高橋委員

ここに立派な地域防災計画が入っておりますが、ここにも所掌事務が災害時に情報収集するというのもうずっと一貫して地域防災会議の主要な任務の一つにうたい上げられて、何度か改正されていますけども、主要な任務としてうたい上げられているんですね。

しかし、さっき申し上げたように、災害対策本部は警報発令時設置して、そこに人々が結集してくるわけですが、防災会議の人たちは、もちろんそれは関心をお持ちだろうけども、結集する理由はない。理由はないというか、災害対策本部がやるわけですから、その業務を。

しかし、そういうことでありながら今まで情報収集をせよということをやったことについては、これはちょっと問題があったんじゃないかと、もともと。そういう認識を私、条例改正を改めて勉強させてもらってね、今まで何でこんなものが入っておったのかしらと。今までだってこれはおかしい話じゃないのかと、こん

な疑問を持っておるんですが、安心安全課長どうですか。

○安心安全課長

おっしゃるとおり、今まで全てオールマイティが防災会議で全部やるということになっておりましたが、先ほど言いましたように、実際には現場で動く者、それから、立案とか計画を立てるものということで今回明確に分けたいという意味で御提案させていただいております。

○高橋委員

したがって、この災害時の情報収集の任務は削除されたんだが、防災会議の所掌事務から。これはどこへ移るんですか、災害対策本部へ移るんですか。

○安心安全課長

おっしゃるとおりです。

○高橋委員

おっしゃるとおりだけでも、災害対策本部はこの今回条例改正されてないですよ。そちらへ移るという条例になっておるのか。これ、二つ直してみえるわね、今度は。防災会議条例と災害対策本部条例の一部を改正する。これは災害対策本部は項ずれを改めるわけで、災害時の情報収集というのはどこかへ消えちゃったということですか。

○安心安全課長

言葉としては出ておりませんが、本来、防災計画で本部としてはその機能をずっと持つておるといふうに理解しております。

○高橋委員

防災計画並びに災害対策基本法ですよ、さかのぼりますと。というところに災害時の情報収集ということがうたわれておるならば、それはそなんだとってはばかりない。入っておるよということだけでも、ちょっと私は情報収集をここから外したらどこへいっちゃうのと、この任務は。防災対策会議、災害対策本部については主要な任務は何も書いてないんですよ、条例には。災害対策基本法第23条第7項云々で組織及び運営に関する条項を定めると。あとは組織の話になる。本部長以下どうするんだと書いてあるだけで、災害対

策本部の所掌事務は何も書いてない。移りますよと、そういうことかなというふうにおぼろげながら理解するけれど、どうもこれははっきりしない。つまり災害対策本部と防災会議の関係が、どうもはっきりしないというふうに改めてこの条例改正拝見させてもらったんですが、どうですか。どこかへいっちゃったじゃないかと。

○安心安全課長

おっしゃられますとおり、災害対策基本法というのは大まかなことしか決まっております。その23条等を読みますと、地域ごとにそれぞれ独自の基本計画を防災計画をつくって、その中で行動をしていくというふうに認識しております。

○総務部長

この件につきましては、災害対策基本法の改正がありまして、市町村対策本部ということで23条の2第4項1号の中で当該市町村の地域にかかる災害にかかる情報に終始することというような形で法律の中でうたわれております。

以上でございます。

○高橋委員

上位法でうたってあるからね、それがそちらへ移行したからいいんだと、こういうことですが、せっかく二つの条例があるわけですから、防災会議条例、災害対策本部条例ね。災害対策本部条例は、災害対策本部というのは何をやるのかということは何も書いてない。こういう条例のあり方というのは、ちょっとどうかなというふうに改正案を見させてもらいました。

今後、機会があるならば、そういうことも含めて長ったらしい条例をつくる必要は毛頭ないけども、その会議が本部の任務については簡潔にわかりやすく条例化することにも心がけていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それで、今回ある意味ではすっきりしました、防災会議というのの性格がね。つまり、これは地域防災計画そのものについてほんとに頑張るってつくる組織なんだと。また、それに関する知立独自の防災計画についても市長の諮問に応じてつく

っていくんだと。

つまり、現場であれをどうする、これをどうするというのではなくて、東日本大震災の教訓も受け、東南海・南海などのこの地域の巨大地震が想定されて久しいわけですけども、こういうものに対して誠心誠意という地域防災計画をつくったらいのかというこの一点にその任務は集約されているというふうに理解するわけですが、そういうことで間違いないですか。

○安心安全課長

先ほどちょっと答えが先行してしまいましたが、それを踏まえまして地域防災計画等作成していくと思っております。

○高橋委員

それで問題は、地域防災計画に対するアプローチですね。ここの任務がそういうことで明確になったわけですから、本会議では総務部長は、県は来年6月ごろに県の地域防災計画をつくると。東日本大震災を教訓にですから、今度新しく42万人ですか、東海沖の3連動の地震について見直しがされました。

これは、もちろん上位計画をよく見て知立市の計画もさらに練り上げるということが必要ですが、知立市の地域防災計画というのはいつできるんですか。

○安心安全課長

それは、私どもの部長の答弁のとおり、6月に県のほうが出てきましたら、それに基づいて着手したいと思っております。

○高橋委員

着手はいいんだよ。いつできるんですか。

○安心安全課長

今回想定される、先ほどおっしゃいました東海地震の3連動も含めてですが、例えば知立市には津波の影響がないとか、どういう想定をされるかということをお示しくださいしますので、それについて詳細を検討するので、おおむね1年ほどは県の動きを見ておってもかかるとかと思っております。

○高橋委員

県が来年6月ごろにできると。それを受けて1年ぐらいかけてつくるといってお話。そうすると、まだ再来年の6月ぐらいということになりますよね。ということは、まだ2年近く計画ができないということになるわけですね。

だけど災害はいつやってくるかわからないし、さらに厳しいシミュレーションが各地で言われているときに、一体全体、再来年6月までの間には何を指針に防災対策を進めるのかということは大変心配や疑問になりますね。この空白期間はどうか。

#### ○安心安全課長

ただいま月に1回程度ですけれども、県のほうがその検討、例えば被災者の検討するワーキンググループ、それから津波等に対するワーキンググループというのが大学の先生たちを中心に、月に1回程度なんです。土曜日の夜開かれてまして、私たちに市町村にもそれを聞く機会を与えていただいていますので、その中で動きが、この前第1回がそれぞれありまして、当然想定されるシチュエーションというんですかね、そういうこともわかりますので、それを踏まえて来年度の予算のときに、どういうことをあげていくかという項目は少なくとも提示できればと思っております。

#### ○高橋委員

例えば知立市は津波は直接影響ないと、そういうことだろうと思います。津波の影響の強いところ、海岸部等では問題意識を喚起するために、ここは海拔何メートルだとか、そういうふうにより日常的に問題意識を関係者がちゃんと察知できるような情報公開もされているんですね。

知立市は津波がないで関係ないよということなんだが、例えば猿渡川の弘法橋あたりは海拔何メートルになるのか、重中橋へくると何メートルなのか、南陽橋はどうなのか、逢妻大橋は何メートルぐらいになるのか、それは直接大津波でうちはかぶるといふ被害は想定でできんかもしれんけれども、ここはこういう海拔にあるんだということなども私は大いに先行して対応すべきだと。ちょ

っと具体的な話になっちゃって恐縮なんだけれども、そういう構えが必要で、県が会議開いておるので私も傍聴に行っとるんだと。それはそれでいいんだけど、必要な手だては小まめに打っていくということが同時に計画づくりをしながら、もう既に明確なものは幾つかあるわけですから、耐震性とか液状化、明確な命題はあるわけですから、そこはそこできちっと対応しながら新しい想定に沿ったさらに質の高い防災をどうやって確保するかということについては、今後具体的に計画をし、知恵を出す必要があると思うけれども、いま一つわかりやすい例なんだけれど、そんなようなものについてはどんどん具体化していったらどうですか。

#### ○安心安全課長

今、委員がおっしゃいました標高をまず、細かいようですが、例えばの話でございます。

津波がないからいいということではなくて、津波の標示のところも何か所か見に行ってみました。津波が来るような絵があつて、それを連想させるような標示はまずいかと。ただ、地勢的にこの地域が標高何メートルということであれば、それは例えば安心安全課が該当かちょっとわからないんですけど、そういう標高をあらわす分については依存はございません。

それから、先ほどの質問も重ねてなんですけど、どんなことを考えるかと言いますと、例えば避難所が直ちに変わるわけではないので、標示をどうするかとか、細かい話になってきますけれども、ハザードマップを見直しの必要があるかどうかとも当然今のワーキンググループを見て想定はできますので、そういうことも具体的には考えていきたいかなと思っております。

#### ○高橋委員

例えば私のうちですと海拔14メートルぐらいかな、多分、よくわからんけれども。それぐらいお互いが認識しとくと、この際。自分のうちは海拔ね。それを知らないより知ったほうがはるかに災害時に大きな力になるというようなことも私たちは学んでいかなきゃいかんし、そういうことが市

民の中で話題にもなり、問題意識になり、そして、それが防災意識に収れんしていく。そういうお手伝いを行政がやっていくということを、日常的にやったりもうちょっと具体化しながら、地域の高いハードルの防災計画を立てていくという点で、ひとつ安心安全課の足場をきちっとしていただきたいというふうに考えます。

それで問題は、防災計画をつくる人々ですよ。委員が15名を17名に2名ふやしたいと。御説明では、地域防災組織の関係者、もうお一方が学識経験者だというふうにおっしゃって、今後つくるでしょうが、学識経験者というのは名大のどのこのという話も本会議であったんですが、愛知県がベースをつくってくるけれども、17人でつくりますが専門部会ももちろんつくられるわけですね、つくる上では。この専門部会が相当練った議論をしないと、ワーキングチームというのは専門部会みたいところで多分やらんといかんと思うんですね。その関係で2名ふやしたということと専門チームの関係については、もうちょっとわかりやすく説明いただきたい。どんな規模になっていくのか、専門チームが。

#### ○安心安全課長

御質問者にありました2人をふやすということは、既に一般質問等で答えしておりますので割愛しますが、その下のワーキンググループをどうしていくかというのは、まだ今まるで考えてないのが事実でございます。

ただ、実際にいろんなところで勉強に行かせていただいていますと、それなりの専門分野で分けて、なおかつ行政がそれに対してコメントなりをするということで、かなりの規模それぞれ専門で地域防災計画に反映するようなものを具体的につくらないといけないということは痛感しております。

#### ○高橋委員

本会議で総務部長が議員の質問に対して、例えば水道業者や建設屋が実動部隊として有効じゃないかというようなことを質問されました。防災会議出たらどうだとみたいな御質問があつて、ちょ

っと待ってくれと。そういう人は、また別な組織で受けていくんだみたいな二重組織みたいな話をされたんですよ。それは専門部会を意味してるんですか、どういうことですか。本会議の部長の答弁、別な組織を考えていきたいみたいなことを言われましたよね。答弁求めたい。

#### ○総務部長

私のほうの考え方というのは、言われたとおりに、ほかの市町村でいうと安城市が条例上ですか、何人おるかかわからんですけど、30人とか刈谷市は35人、碧南市が35人とか高浜市が25人というような形になっておりますが、あまりたくさんの方が言われてこういうような議論をしても、なかなか議論が深まらないんじゃないかと、そういうような面も含めまして、皆さんの各団体の意見を聞いて協議をするという話になりますと、また別の様な会議のほうがいいではないかと。それを2回か3回ぐらいというとおかしいんですけど、そういうような形で議論を深めていく。それで重々でき上がったものを最終的な防災会議のほうに出して見ていただくというような考えは、私のほうは少しそんなふうに思っております。

以上でございます。

#### ○高橋委員

その具体的に議論するのは専門会議じゃないの、専門部会。条例上は専門委員を置いてね。防災会議に専門の事項を調査させるために必要に応じて専門委員を置くことができると。専門委員は云々かんぬんと、どういうところから選任するのかということも書いてあるんですよ、市長が任命すると。

今回15人から17人。それはたくさんおればいいというものではないと思いますよ、私はね。けれども一定の分野、一定の立場から消防、警察あるいは専門的な知識の方々も含めて総結集した会議が防災会議だと思うんですね。その人々だけでは膨大な防災計画はできないので専門委員を置いて、そこでさらにワーキング的な議論をするという二重構造になっていることは、私は事実だと思いますよ。本会議で答弁のあった、その別組織という

のは専門部会のことをおっしゃったんですかという  
ことを聞いておるんです。

○総務部長

まだそういったことは具体的に決まっておりますが、この専門委員というのは必要に応じて専門委員が置くことができる。専門委員は関係地方公共機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験者のある者からというような形で、どっちかと言うと公共性の強い方が集まるような専門委員会ではないかというような形を思っておりまして、これではなくて、今言われたように本会議で答弁したように、各団体の方の意見もたくさんいただけるような格好で少し考えていきたいというような形でございます。

以上です。

○高橋委員

まだ構想も練ってみえないということなので、もうちょっと進めてもらわないかんなどという感じなんですよ。もちろん県から出てきたらちょっと方程式があるもんだから数字を入れかえて、方程式が出てくるから入れかえとけばいいというレベルではちょっと問題じゃないのかと。

もちろん上位計画をしっかりと押さえて、その意図するものをしっかりと組み込んだ計画にすることは前提ですが、ぜひ知立市に立脚した納得のできる地域防災計画をつくっていただく、そういう点では怠りない準備をお願いしたいというふうに思うんですね。

それで、例えば避難所における災害弱者の皆さんの対応とか、あるいは災害弱者の防災に対する進め方とか、防災会議に女性の委員をとということで婦人会の代表が入ってみえるんだけど、その弱者の代表も声なき声として防災会議等に参画をしていただいて、避難あるいは災害時での対応、最近では災害弱者のリストアップみたいなことも進んでいるわけで、そういう視点も必要じゃないかという声があるんですが、防災会議の中にね、その辺どうですか。

○安心安全課長

議会的一般質問等でも出ました要援護者の対応

については、当然検討をしてみたいと思っております。

○高橋委員

いいんだ、それは検討してもらわないかん。

そういうことから、障がい者の代表のような方も計画をつくる段階の防災会議に入れていただいて、意見を聞くことも大事ではないかということを知りたい。要援護者は当たり前の話だ。

○安心安全課長

自分が言いました要援護者というのは、そういう障がいのある方、妊婦、外国人の方も含まれておりますので、全て要援護者と解釈しております。

要援護者というのは、今おっしゃられた障がいを持ってみえる方、それ以外に女性であるとか、外国人の方であるとか、妊婦の方とかいろいろございますので、それをもって全てそういう一つの代表がいるかということについては検討をしてみたいと思います。

○高橋委員

要援護者の定義の話をしておるわけじゃないんで、そういう代表を防災会議の委員に委嘱して、その視点からあの議論を深めてみたらどうですかという提案をしているんでね、ぜひ今最後お答えになったように、十分検討してもらいたいと思います。

最後に、そう言うものの、防災会議ってほとんど開かれていない。これは年に何回開くんですか。

○安心安全課長

今までの例でいきますと、2回ほど開かれておると記憶しております。

○高橋委員

平成24年度予算も6万8,000円と出てますよ。これは報酬の要る方と要らない方がいますから、報酬5人分というのがあるんですが、これから防災計画つくっていくという点では、平成24年度はまだつくらないんだ。さっきの話で言えばつくらないけど、もう少しこの人たちの知恵や力を、例えば防災訓練をやる場合でもどういう防災訓練が必要なのかというようなことも諮問したらどう

かと、この人たちに。これは偉い人たちなもんでね、あまり寄せてもいかんというような話で、年に2回程度で、こんなに言われてるときに年に2回で、防災訓練は市議会からこてんぱんに批判されるようなものやっとして、こんな落差があつて、条例は今回防災計画をつくるのにふさわしい内容にしますといつてもね、この現実との落差を私たち否定しにくい現状を痛感しとるわけです。年に2回、こんなことでいいのかという思いがあるんですがね、どうですか。もっと知恵を借りたらどうですか。

○安心安全課長

先ほど言いましたように、計画についてはおっしゃるとおり項目についてはふれることはあるかと思ひます。

ただ、その下のどういふ具体的ものをするかといひますと、やっぱり実行する検討をする部会なりワーキンググループなりをつくりたいと思ひておひります。

○高橋委員

総務部長どうですか、もうちょっと頻繁に、年に2回程度じゃあ、こんなに言われるときに防災会議年に2回程度でいいですか。もうちょっと知恵を借りたらどうですか。今度、諮問すれば答申してもらえらるというものも入るわけでしょう。もうちょっと臨機応変に活動してもらったらどうですか。

○総務部長

私もそういうようなことを思ひておひらして、今度、防災計画の見直しを図るときについては、さっき言ひましたように、何回でも集まっていたかかないけないといふふうにおひらしてあります。

今のメンバー見ますと、うちのほうの市長、副市長とか教育長、あとは自衛隊、知立建設事務所長、衣浦東部の保健所、安城警察の署長と、かなり忙しい方ばかりでございますので、そこでほんとに御意見をいただくといつたときに、こういうような会議で御意見がほんとにいただけるのかといふようなことも若干思ひておひらしてあります。そのため先ほどから申しておるように、もう少し知恵を

出して考えていきたいといふふうにおひらしてあります。

以上でございます。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号について、挙手により採決します。

議案第43号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第43号 知立市防災会議条例及び知立市災害対策本部条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第44号 知立市交通安全条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

これ、本会議で条例改正の経緯については、若干御説明がありました。県警から三つの分野について特別に留意するといふことで条例化してもらいたいといふことなんですね。

子供や問題になっている学童についてはどうなんだといふ問題提起がありまして、それは県から聞いてませんといふようなやりとりだったと思ひます。

それで、きょうお出しいただいた第9次知立市交通安全計画といふのを拝見するといふのに、きょういただいたんですが、これは7月にできたんですか、平成24年の。

○安心安全課長

今の御質問につきまして、この知立市交通安全

計画は、6月のときの御指摘もございまして、急遽作成を急ぎまして、この9月4日に交通安全対策会議というのを開催いたしまして、そこで御承認させていただいて皆様のお手元に印刷してお届けしたものです。

○高橋委員

それが何で平成23年度からになるの。

○安心安全課長

この点は、6月の時点で私ども総務部長もおおびを申し上げました。それで急遽急ぐということで、平成23年度が間があいてしまうということで、昭和46年度からずっと続いておるのが年度が切れてしまうということで平成23年に入れさせていただきました。

○高橋委員

時計がちょっと逆に回っておるんだわ、これ。言われる割に。安心安全値って言うてござるけども、第9次は平成23年からスタートせないかんやつが平成24年の9月だがね、巻頭の市長の御挨拶によると。1年空白があったままほかつといたと、極端なことを言うてね。それで交通安全対策必要なだから、飲酒運転や高齢者やという話になってる。

私はね、もう一つ大事だと思うのが、交通安全対策会議というのは大事だと思っておるんですよ。これはどういうふうに機能しておるんですか。年何回やってみえるんですか。

○安心安全課長

基本的には必要に応じてでございますが、例えばこういう交通安全計画とか基礎的なものについては御審議いただくという会議になっております。

○高橋委員

私も審議会に幾つか委員にさせてもらって出るんですが、そこではあまり議論にならない。こういう趣旨の条例もセットされとるけど、交通安全対策会議。やっぱり今、御報告があったように、交通安全計画そのものが第9次がおくれちゃつてると。それが交通安全対策会議、会議の側がどうなっておるんだなんてことをいう筋合いではない。諮問されたものなんですよ、会議はこうなんだと

いうことを答申するような関係だと思っただけですけども、この交通安全計画の提案のおくれなどを見ると、もうちょっと真剣にやってもらわないかんのじゃないかというぐあいに思っただけですね。

特に昨今の通学路の交通事故、全国的にね。今、いじめのほうにちょっと話題が変わりつつあるけども、通学路の交通安全、これ大問題になって、知立市は大丈夫かということについて、どの程度突っ込んだ議論がされているのかなという思いもするんですよ。ちょっとそのあたりは、あまり個別の中に入っちゃまずいんでね、どういうレベルの議論がされているのかと。通学路の車が飛び込んでくるあの全国の例を受けて、知立市ではどういうレベルのところまで議論されているのか、この辺どうですか。

○安心安全課長

おっしゃられます、例えば9月4日に開かれた交通安全対策会議のほうでは、教育長も御出席いただきまして通学路についてこれの安全対策を踏まえて検討していただきたいという要望をいただいております。それを踏まえまして、具体的に何ができるかということをお提案できればと考えております。

○高橋委員

これは決算でしっかり聞かせてもらいたいと思っただけですが、交通安全なのでちょっと話したいんですが、学校へ行きますと学校は学校で通学路の安全性について大変心を痛めてみえて、南小学校のときには課長もみえとったかね。具体的に学校の北側の一方通行、子供がざつと入ってくるけども何とかならないかとか、縁石が打てないかとか、歩車道分離ができないかとか、あるいはあれから新林内科のほうへずつと広がる西中を含めた通学路については歩車道分離はないのでどうなるのだろうかというような意見が率直に出ましたね。あるいは学校の敷地の中へ歩道をつくったら、これはいけませんかという意見も出ましたがね。そういうふうに現場は非常に素朴だけでも、現場からみえる何とか対策を何とかならないかといって議論されている。

それは交通安全が一応受けとめるわけだね。受けとめるけど市役所へいくと、水が地下へずっとしたるようにどこかへいっちゃうんだね。不明水になっちゃう。聞くと、そんなことは土木の仕事ですと。土木の課長に聞くと、そんなことは具体的には聞いておりませんと、こうなるわけだね。それで通学路の安全性どうするんですかと。教育委員会どうなってるんですかと。いや、学校からいろいろ要望があればと。三者三すくみでね、言い方はちょっと悪いけども、誰も責任を持たないという現状があるんですよ。

だから私は提案したいのは、各学校の最も危険な通学路、何とかしたいという通学路を学校から持ち寄ってもらって、それも100本も200本も持ち寄ってもらっちゃ困りますが、源流のほうの細い枝のほうはともかく、学校周辺のね、子供たちがずっとそこへ集まってくる学校周辺で、その学校で1カ所か2カ所ぐらいに、ここはこういうことが危険だというのを持ち寄ってもらって、それを教育委員会、安心安全課、土木、これらの人たちが横断的な組織をつくって、一本一本検証すると。これは何が可能だと。

例えば南小学校の学校北側の一方通行についていえば、歩車道分離の縁石が打てるのかどうか、あるいは縁石が打てなければもっと近いところから学校の敷地へ子供が入るようにできんかどうか。あんなどころ通らんでも入り口を東の果て、西の果てにすれば、すすっと入ればね、あそこを通らんでもいいと。そういうことは可能なのかと、こういうことを一本一本、今言ったような横断的な組織で詰めていかないとね、これは不明水で知らんどうちに水はどこかへいっちゃうと。問題提起したけども返ってこないと、こういう実態が私はあるんじゃないかと、今の役所の機構で。だからこそこの条例に子供の安全というのをうたって、継承しながら、そこを力強くやるんだということも必要になると思うけども、今言ったような横断的な組織つくってやったらどうですか。

○学校教育課長

4月当初に通学路のかかわる事故等で対策とい

うことで一般質問等で多々ありまして、その後の経過をまずは述べさせていただきます。

実際に通学路点検を5月から6月にかけて実施いたしまして、その後、7月に各学校から出された通学路ですね、特に危険箇所というのが市内で39カ所というふうに要望をまとめました。その後、西三河教育事務所、安城警察署、愛知県知立建設事務所、土木課、安心安全課に送付いたしまして、8月6日の月曜日に実際に通学路の危険箇所の緊急合同点検を実施いたしました。その39カ所について回ったわけですが、実際に参加されたのが安城警察署の交通課、知立市の土木課担当者、安心安全課、あと、市内の交通指導員7名、学校教育課の担当です。今それらを実際に見て、実際にどこがどう改善していくかということをもとめているのが現状でございます。

今後ですが、それらの各部署でできそうなところとか要望を学校からも聞いたものをまとめて、10月3日に今度第2回交通安全担当者会を実施いたしますので、またそこで検討するという流れになっております。

以上でございます。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時06分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

学校教育課長から今、今年度の取り組みについてお示しいただきました。

これは例年こういう形でやってみえるということなのか、通学路の安全問題がクローズアップされて今言われるようなことしの取り組みとしてやられたのか、ここはどうでしょうか。

○学校教育課長

実際に4月に交通事故等がありまして、やはり文部科学省あるいは国土交通省、警察のほうから安全点検と対策ということで通知がきまして、こ

のような取り組みをしておりますが、今までどおりでも続けていたことについて今から申し上げますが、実際に6月の一般質問でもありましたように、学校での通学路点検は毎年行い、それについて安全マップを作成した後のことですが、10月に毎年交通安全の対策会議は行っております。このときに出席いただいているのが安心安全課と安城警察署の交通課と学校教育課なのですが、例年と違いまして今回ふえたのが道路管理者ということで、知立市の土木課の方が例年と違いふえました。

以上でございます。

○高橋委員

国土交通省、文科省など国の機関から、とりわけ集団登校に事故が多いと、悲惨な事故になっているということを含めて特別の指示があったので対応はしとるけども、だから従前になく大がかりにやとるけども、今まででも学校からはあがってきてましたよね、通学路の安全対策。我々も意見を聞かれたこともあるし、述べたこともある。

今回こういう形で39カ所組織立って現場調査もやっつけていかれているんですが、少し来年度、具体的に予算化されて、目に見える改善が従来になく過日が具体化されるという見通しをお持ちなんですか。

つまり、順序立てはよくわかりました。ことしは特別やっていると。これは安全な通学路として具体的に改修される、改良されるという形に結びついてくる展望を見通しはどうかということ承りたいんですが、どうですか。

○学校教育課長

私のわかる範囲で言いますと、国のほうの要望ということで出して、そのあと予算化がどうなるかというところはわかりません。というか、何と答えていいかわからないということです。

○高橋委員

39カ所危険だというふうにリストアップされてきた通学路というのは、それは中には国道もあるかもしれない、県道もあるかもしれない。しかし、国道、県道であれば、当然国・県に要請されればいいわけですね。

ところが、そんな大がかりな道路ばかりじゃなくて知立市道もたくさんあります。むしろ知立市道が多いんじゃないかと思うんです。この知立市道というのは、道路管理者があり、そして安心安全課があり、教育委員会があるわけですから、ここで具体化して予算化して初めて道路が改良され、対策が打たれるわけですから、そういう点で、今年度やってみるこの流れの中では、具体的に進んでいくのかと、道路改良、交通安全対策がということを知りたいわけですがね、段取りはわかりました。どうですか。

○学校教育課長

非常に趣旨もよくわかりますが、質問の内容も。今後これについては、それぞれの所管しているところの道路の管理者がみえますし、あるいは安心安全課のほうで担当されるところというふうな意見が出てきたところを今後、検討していくもんですから、その中で重大なところについては、今度会議等で検討していくと思われま。

○高橋委員

学校教育課長、一生懸命答弁されているんですが、それは土木課や安心安全課のことまで、あなた言えないもんね。

市教委は学校からあがってくる交通安全対策、通学路の安全対策という点での問題の投げかけね、これはやってもらわないかんけども、それを受け取ってどうするか。ソフト、ハードをどうするかというのはそれぞれ出口は所管課が違うわけですから、そちらのほうで対応していただくことが必要だと思うんですが、これは副市長かな、今、るる作業の工程について御説明あったんですが、やっぱり受けとめて、来年度幾つか具体的に通学路が改善されてくると。それはカラー舗装することも含めてですよ、あるいは歩車道分離、1カ所でも2カ所でもそういう具体的な道路改良がされるということも含めて、成果を出していくということが本条例の実質的な効果だというぐあいに私、思うんですが、どうですか。

○清水副市長

今、御質問者がおっしゃるとおりかなというふ

うに思います。いろいろ通学路における事故の多発という中でのことしのポイントは、やはり道路管理者を交えた安全対策を進めようということでございますので、今まとめられて10月に再度検討会議が行われるというふうに聞いておりますので、その中で、県あるいは国に要望するものは要望していく。市の土木課管理できるものは、その中で具体的な対策を練っていくということでございますので、それが現計の予算の中で対応できるものなのか、また安心安全課のほうでソフト面での対応が必要なのか、そういったものをしっかり分けて、さらに短期のもの、あるいは中長期のもの、いろいろ出てこようかと思えます。そういったものをそれぞれ適宜、必要な対策はしていけないといけない。とりわけ平成25年度の予算づけについては、そういったものも十分検討の中に入ってくるものだというふうに考えております。

○高橋委員

今年度は39カ所と、その箇所数は39なら39でいいんですが、直ちに対応できる場所もあれば、これは相当苦労しないと道路の幅を伴わないとできないとか、通学路そのものを変えないと対応できないとか、他面的な検討が必要だと思うんですね。だから、単純に平成25年度で予算ができるということばかりではない。そういう実態だと思うんです。

しかし、平成25年度で予算化できる箇所はどうか、あるいは国・県に要請しないと困難な路線はどうか、あるいは通学路そのものを変更しないと根本的な解決にならない路線はどうか、39カ所を分析するといろいろあると思うんですね。

私は、これが議論をされて一定の方向性が出た段階で結構ですので、この39の通学路について、どういう方向性で今後処置していくのかについて、ひとつ市議会にも御報告いただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○学校教育課長

39カ所とありましても、ほんとに交通取り締まりをしっかりやっていただきたいとか、要は、時

間帯で車が通ってはいけないというところを何とかしたいとか、あるいはやはり大きなところでは通学路の標識の設置とか、カーブミラーとかありますので、それぞれをまた個々に検討していきたいと思っておりますので、その後、対応を全部まとめていきたいと思っております。

以上でございます。

○高橋委員

いいんですよ。私はそれを市議会に出していただけますかということ聞いておるんです。

○学校教育課長

まとも次第、報告はさせていただきます。

○高橋委員

現行の交通安全条例第5条にその種のことが書いてあるんですね。今回これは改正になっていませんので手は触れていませんが、第5条は、良好な交通安全環境の確保と、市長は交通の安全を確保するために市に管理する道路の改良及び新設並びに通学交通安全施設の整備を促進し、良好な交通安全環境の確保に努めるとともに、必要があると認めるときは関係機関等に対し必要な措置を講ずるよう要請すると、これはどんと真ん中に第6条で座っておるわけですよ。

これが今、課長御答弁のように、今回はかなり立体的に現場も歩きやっていたと。そして、具体的な交通安全対策会議条例第3条ですね、ここにどういう人たちがこの会議に参加して具体化するかということも現行条例で書いてあるわけですよ。問題は、こうした条例を駆使してね、どう具体的に実効あるものにしていくのかということが一番の問題だというふうに思うんです。

学校教育課長、今御答弁のように検討してもらって、年度末もしくは来年度予算要求の段階になりますかね、暮れぐらいになりますか、その方向性について交通マナーの改善も含めてで結構ですよ、市議会に出していただきたいというふうに思うんですが、いいですね、それで。

○学校教育課長

はい、わかりました。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第44号について、挙手により採決します。

議案第44号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第44号 知立市交通安全条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第47号 知立市体育施設条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

質疑なしということがお好きなようですが、これはちょっと重要問題たくさんあるので、委員会ですから少し立ち入ってお聞かせいただきたい。

一つは、私どもが長年一般質問等でも申し上げ、スポーツ施設の不足を解消するために23号線高架下の多目的広場、今回は北林運動広場という名称で条例に制定されました。公の施設として設置しようということですが、これ、いつ完成するんですか。

○生涯学習スポーツ課長

今、工事でございます、10月31日を完成予定をしております。

○高橋委員

本条例改正附則に、この条例は平成24年11月1日から施行すると、こうなっていますので、今の答弁がその背景にあるというふうに理解しますが、間違いないですね。

工期がおくれたら、これは大変ですよ。公の条例で設置したけども、まだ工事やっとならせるとい

うことでは、ほんとに大変な問題になる。これは間違いないですね。

○生涯学習スポーツ課長

その予定で進めております。

○高橋委員

ぜひそういうふうにしていただきたいと思うんですが、今、工事が進捗する過程の中で、いろんな意見が出ております。

本会議でも答弁ありましたように、この北林運動広場は、一つはグランドゴルフ、ゲートボール、ペタンク、このとりあえず三つを想定されて、テニスだとかバレーとか、フェンスが高いものについてはこれはちょっと困難ということで三つを予定されておるといっていますが、かつて本会議も、隣の池田滋彦議員も若干聞かれたんですが、今言われた関係者ね、使われる、どういう施設ができるのかということについては十分説明したいという答弁がありました。

私、聞いてみたんですが、現場で説明なんか一度も受けてないと。図面はちらっと見せてもらったと。だけでもどういう施設になるのか。例えば倉庫がどこにつくられるのか、現場でスパンがありますから、橋脚が立ってますからね、そこへ行って具体的な説明を受けたことがないと、こういうのが実態でして、そのあたり利用者の皆さんと一緒にあって、どういう施設にするかというそういう点での、下からの声をくみ上げながらやっついこうという姿勢がちょっと不十分じゃないのかという感じがしますが、どうですか。言われたんですか。

○生涯学習スポーツ課長

ただいまの御指摘でございますが、昨年度でございますが、新林西中線寄りのところに一部を使えるようにしたということございまして、そのとき、またその折にですが、将来的にはこういった形になるということで、今お示しありましたように、図面で用いて団体の方にお話をしました。

そういった中でも一部こういった倉庫あるいは水道の部分はどうするかという要望も聞いた中で実施はしたつもりでございます。そういった中で、

今回設計をいたした中で、ある程度と言いますか、全体の完成図ができておりますが、全くお話をせずこちらでしたというわけではございませんが、現場での御説明はございませんが、図面を用いた説明はさせていただいたつもりしております。

○高橋委員

現場でちょっと説明するというのが、ちょっとという言い方おかしいけど、それが説明したということじゃない。図面見てね、なかなか高架下なんていうのは、しょっちゅう行ってる人じゃないとわかりませんよ。私は、うちの近くですから行くんですが、しょっちゅう行ってなければどういう構造なのか、どの程度の距離があるのかなかなかわからない。

したがって、現場へ行かれてここにトイレをつくりますよと、ここが駐車場ですよと、自転車置き場はこっちですよと、こうやって提案しながら議論していただく。これはこうあったほうがいいじゃないかということが私は必要だったし、そういうふうにするものだと思ってたんですよ、本会議の答弁聞いてね。

だから、少なくともそうされるんで、しっかりした意見反映、意見聴取が行われるだろうと思っておりましたが、高橋委員、全然話が合えへんぞと。全然ってどういうことなんだと。つまり、現場的に、目線でここがこうだという、それがやっぱり現場でやる人たちの感覚ですから、そこはもうちょっと大事にしてほしかった。また今からでも遅くないので、やっぱり現場できちっと管理の方法を、また後ほど聞きますが、管理の方法を含めて現場で関係者に十分御説明していただきたいものだというふうに改めて要求しますが、どうですか。

○生涯学習スポーツ課長

今、工事のほうも進行中でございますので、折を見た中で早い時期で現場の御説明等をさせていただきたいと思います。

○高橋委員

それはいいですね。御説明じゃなくて現場での施設の設計あるいは意見を聞いていただきたい。

現実進めますから大幅に変えることはできませんけど、そういう意味ですよ。現場ガイドランスをやってくれじゃなくて、現場で関係者の意見を十分聞いてもらう。

○生涯学習スポーツ課長

私もその思いであります。

○高橋委員

みんなの声がほんとに反映しているのかという点で今ちょっと議論しているわけですけど、例えばどういうことが起きてるかということ、一番北側のところ、これは施錠がもうされているんですが、あそこは今、工事の中にあるんですが、使えますがね、一部。使えるようになりましたがね。将来トイレ等ができることです。牛田町西中線の今、北側が地域の人がやってみえるすぐ南のところね、一部ワンスパン開放されてみえる。もちろん施錠されているんですが、あそこに入っている砂、海岸の砂のようなものが入っておるんですよ。高橋君、どうやってあれでゲートボールやるんだと。あんな砂でどうやってグランドゴルフやれるんだと。海岸の砂じゃないかと。どういう砂を入れておるんだと私、おしかりを受けました。私に相談があったわけじゃないので、私は困ったんですが、そのことを一つとっても、どういう砂を表土にしたらいいかということは、よく相談されてないでせしよ。どういう砂が入っておるんですか。

○生涯学習スポーツ課長

先ほど申し上げた新林西中線寄りの一部昨年使えるようになったところですが、今の状態ですと海岸の砂のように見えるかと思いますが、実際は山砂ということで山の砂ということであります。

そこを高架下ということで、常に雨にぬれる状態でないというのがあのようになったのかなと今、思いますが、それとあと、乾いた中で風が吹いて、その粘質のものが飛んでというか、なくなって、そういった砂れきのような状態になったのかなと。

ちょっとつけ加えますが、今後そういった部分のところ、私たちもそれはちょっと予想外にしていた部分でありますので、今回の部分にはそれを解消するよう土の変更をして設計をさせていただ

いておりますので、その部分は少なからず解消というふうに思っております。

#### ○高橋委員

海岸の砂のようなものが入ってね、あそこでバレーやるなんか競技があるでしょう。ああいうような砂が入って、そんなもん、やれへんよ、これ。

山砂だけでも雨が降らん。だから高橋議員、ホースで水をまかないと、とてもじゃないと使えないというのが私に対する意見でした。あなた、何を見とるだといっておしかりを受けたんですが、事々さように使っておる人の目線に立って、その視点から一つ一つ点検していくというね、これ大事だなということの一つの検証だというふうに思うんですね。

それで、本会議の部長答弁は、使用許可を福祉体育館まで来てもらって使用許可をいただいて、そこで鍵をもらってやるんだと、こういう話でした。私のイメージとは相当後退したイメージで、これは本会議では現地の人に鍵をお渡しして、そこは十分協議せんと、例えばグラウンドゴルフの大会やるというのに、そこはそういうふうになつとるのに地域の人がゴルフやりに行くなんてことはバッティングしますからできませんが、そういう交通整理はするものの、地域の人が安気にあいておれば使うと。ちょっときょうは使えますかという問い合わせして、あいておれば鍵をあけて使うぐらいの話かなと思ったら、全部福祉体育館と。一々鍵をあそこまで行かんといかん。

高齢者で車に乗って事情のいい方はいいかもしれんけども、なかなかそんなふうになると使い勝手が悪いなという感想を本会議の答弁聞いてね、大分変わってきちゃったなど、管理の方法が。公の施設というふうにここでうたったんで、うたった限りそういう管理が問題になってくるということを私は理解しないものではありませんが、しょっちゅう施錠されていて、ほとんど使つとらんぞというふうになりはしないかということで私は心配してるんです。どうですか、そういう心配ありませんか。

#### ○生涯学習スポーツ課長

私もこの施設の建設に携わった以上、そういったことになるべきではないというふうに思います。

ここ新林運動広場という名称の中で公共施設の位置づけをさせていただきました。そういった中で、当然申し込み、許可、鍵の受け渡しということが必要になってくるわけでございまして、この申し込み許可という中をシステム、今、実際利用しております体育館あるいは小・中学校の体育館のグラウンドと同じようなシステムの中に入れて管理をしていく予定でございます。

そういった中で、今、御指摘ございましたように、福祉体育館のみの受け付けというふうで申しておりますが、昭和グラウンドの中にも同じシステムの受け付けがございますので、そちらのほうのあわせての窓口ができるというふうに思います。

ですから、鍵という部分においては、国交省からの通達の中で施錠しなくてはいけないという部分がございますので、いつ誰が行っても使えるという状態というのはちょっと不可能なところがございます。

そういった中で、今御指摘があるように、一つの団体がほとんどあいてるぞというようなことがあってはならないということもございます。今後、今言った福祉体育館あるいは昭和グラウンドの窓口のみでなく、そういった方向でも使っていく中で、いい方法があればまた考えていけたらというふうに思いますので、使っていく中で研究あるいは検討等はしていければというふうに思います。

#### ○高橋委員

今、草刈公園でも御林公園でもどんどん毎日やってみますがね、グラウンドゴルフ。一々許可を受けて、鍵がなくてもあそこは入れますからね、許可を受けておるわけではない。土日はいかんよと。平日ならやってくださいということで、みんなそれぞれめいめいにやっござるでしょう。

ところが、今度の北林は、これは高架の下なので常時施錠せよと、国土交通省はね。あそこの下にダイナマイトでもしかけられて、テロでもあっては大変なので、それはよくわかります。だから

施設はいいですが、昭和グラウンドか福祉体育館まで毎日施設する。北側も施設されてますよ、新林の人が使ってみえる。ここらは鍵を持ってみえるからね、一番乗りであればそれで済む話。

私は、公の施設なので許可をする、許可を受けるといふ行為は必要だと思うんですが、地元がこの施設を管理する委託者を置いて、鍵を渡させていただいて、そして常時福祉体育館の担当とは連絡を取って、そして、その方が福体の指示を得て鍵をあけてあげる、あるいは必要な巡回もする、きちっと施設されておるかどうか、団体が使ったあと。それぐらいの柔軟なシステムにしないと、とてもじゃないけど、これはなかなか使っていないだけじゃないかと、そんな気がしますが、どうですか。

また、これは5,000平方メートルあるわけでしょう。これは5,000平方メートル全部使うというのはなかなか大変なので、区切りか何かされるんですか、Aコート、Bコート、Cコートのように。どうですか、それは。

#### ○生涯学習スポーツ課長

まず、後段のほうの質問でございますが、橋脚で区切られておる部分でございます、大きく言いますと4スパン、道路側から見ると一番奥ですが、奥のほうからA、B、C、Dというような名称をつけて、例えばA、Bコートを午前中どここの団体、C、Dコートを別の団体とダブらないような形で申し込み許可をする予定でございます。

それと前段のほうですが、先ほども少しばかりふれましたけど、今言われたように、地元あるいはどこかにお願いをして鍵の管理をしていただけるというふうであれば、ほんとに便利なのかと思いますが、今の段階でどここというところのお願いするとは決まっておきませんので、そうできる形でどこかそういった管理、申し込み等のこともございますので、そういったところを含めてお願いができたというところで考えます。

#### ○高橋委員

この施設の目的からすると、例えば知立市でグラウンドゴルフの大会をやりたいと。きょうも昭和

グラウンドでやってみえるんですけど、昭和グラウンドばかりじゃいかんし、雨が降ってもいかなので、北林の広場でやってみるか。それはグラウンドゴルフが一日かけて大会で使われればいいと思うんです。A、B、C、D、4コースつくってね。

だけでも日常的には遠くの人が車で、体協はあそこへ来てやるというようなことは多分ないと思うんですよ。自転車で通える範囲の人々が日常的な練習場あるいはミニ大会でやられるということはあると思うんです。そうすると、あそこを使われるのは大体南小学校区ぐらいの人ではないだろうかと思うんですよ。弘法の人が猿渡川越えて毎日連日的に使われるということはないんじゃないかと。今それぞれ練習場持ってみえると思うんですね。

そうすると、なかなか使ってもらえないんじゃないかと。常時施設してある。ちょっときょうは、いつものコースと違うほうで、北林広場でやってみようかといって許可をもらって、あんた鍵持っておるで開けてくれんというような形でこの互換性のある内容でやられれば使われるかもしれませんが、グラウンドゴルフ大会、ゲートボールの大会というのは、そう年にどれくらいほどやられるわけじゃない。こういう管理の仕方だと、おのずと利用に限界がくるなというのは本会議の部長の答弁聞いて、私はそういう思いを持ったんですよ。だからさっき言ったように、地元でそれを管理するのを委託するか、そのやり方はいろいろあつていいと思うんですが、日常的に使えるような柔軟なシステムが必要だというぐあいに考えますが、改めて答弁を求めたい。どうですか。

#### ○生涯学習スポーツ課長

11月にオープンをした中で使われることになると思います。そういった中で、今言ったようなこと、一部の団体、ほとんどあいてるような状態ということであれば現状を見きわめる中で、今言った私がお答えしたようなところで、どこかそういった管理、当然条件等も伴ってまいります、そういったところをクリアできる場所をお願いできればと考えます。

○高橋委員

高架下ということでね、便宜的な組織で小回りの利く、その地域の人たちに、ちょっと網点だったけども、なかなかいいところで運動施設ができたというふうに使ってもらえるところがこの施設のポイントなんだけども、昭和グラウンドと同じ位置づけにされてね、さあどうだと、こういうことになる、そうは簡単に使えないんじゃないかという感じがしてならない。何遍もくどいことを言っておりますが、ぜひその辺は知恵をめぐらせてもらって、変則的な施設なんだから、もともと昭和グラウンドのようなばちとした施設なら、それは施錠をしてね、使っても使わんでもかかんにしとかないかんけども、ああいうレベルのところを国土交通省の許可のもとだという前提があるんだけど、もうちょっと使い勝手のいいように対応するというを再度求めたおきたいというふうに思います。

それから、福祉体育館の施設整備とあわせてのロッカールーム50円を削除して無料にすると。これは議会からも指摘があって、そうなったわけです。シャワー室はどうか、お金の払い方はどうか、それを払ったかどうか、どうチェックするのかわろいろ問題出ました。あるいはシャワー室の構造、利便性、これについてもいろいろ議論が出ました。

私も改めて、きょうの委員会に備えて現場へ行ってまいりました。女性の更衣室には入れないもんですから遠巻きに見たんですが、そのときは、更衣室そのものがドアが閉まってましたので中まで見れなかったんですが、入り口階段下がって、エレベーターあります地下へ入って、最初に女性の更衣室があるんですよ、入り口の近いほう。その前を通ってトレーニング室に入るわけですよ。トレーニング室のさらにその奥に男性の更衣室がある。だから女性が入り口に近いところにあるのに必ず女性のロッカールームの前を通るということになるんですよ、トレーニング室に入るには。そのロッカールームが開いてると、ドアが。そして、そのロッカールームの向こう側にシャワー室があるんだけど、シャワー室の戸も開いて

ると。そうすると廊下からシャワーを浴びた女性が、どんなふうにかしりませんが、この更衣室に入るその姿が見えちゃうというわけですよ。これはちょっとまずいんじゃないのという問題提起を本会議でさせてもらいました。これはどうするの。つい立でも立てるんですか。これはロッカーの50円の大事なんだけど、その指摘はさらに大事だと思うんですがね、どうですか。

○生涯学習スポーツ課長

本会議のほうで御指摘をいただいた中でございます。私も今言ったように、最初に女子ロッカー、奥に男子というふうで、何で女子先なのかなというふうで、構造上は両側から下りれるようになってるんですけど、今使っている側のほうからいうと女性、男性という向きなんです、反対側からも入り口同様なものがございまして、あそこからくれば男性、女性なのかなというふうには思いますけど、それはさておいて、今、女性のほうのところでございますが、私もちょっと確認はしたんですが、少しばかりの覆いはあるんですが、角度によっては今言った御指摘の部分は確かに女性のほうはございました。

そういったところでございますので、答弁させていただきますように、今回何らかで覆い、あるいはロッカーの鍵あり式の有料の部分の撤去をいたしますので、そういった中で入れかえをいたします。そういったところでロッカーの部分の一部を利用して隠れる状態になればいいですし、そういったところも考えつつ、目隠しの部分を何らかで男性も女性も含めてですが、行いたいというふうに考えます。

○高橋委員

女性が奥のほうだと、何か事があったときに女性も逃げられないというようなことがあるかもしれませぬ、構造上。だから入り口に近いほうに女性のロッカールームとその奥にシャワーがあると。

ロッカールームからシャワーの部屋が多少見えるということはあるかもしれませんが、廊下から見えちゃうというのは、これはもう決定的なんで

すよ。こんな構造を長年放置されているということ自身が私はちょっと不思議でならないわけですが、その点の対策は非常に重要だと。あの施設をたくさん使ってもらおうという意味合いからいってもね。もう一遍聞きますが、どうされる予定ですか。どうやって目隠しをするんですか。

#### ○生涯学習スポーツ課長

今言った、つい立ての覆い、それが一番原則なのかなというふうにも思いますが、今ある現計の予算の中でできれば早いうちに考えたいと思います。

#### ○高橋委員

大至急最低の対策だと思いますよ、それはね。ぜひやっていただきたい。本会議で出たシャワールームの中でのタオルかけやシャボンの置き場、こういうものも当たり前の話でね、答弁本会議でいただけてますけども、大至急対応していただきたいというふうに思うんですね。

そこで一つ、これ本会議でも出たんですが、昭和グラウンドは子供たちの利用は無料と。福祉体育館のアリーナを含めた使用料は減免。体育施設条例使用料第8条、ただし、市長が特別な理由があると認めるときは使用料を減免することができる。これは知立市体育施設条例に全部書いてあります。減免することができる。名称は、知立市体育館昭和グラウンドテニスコート、ここへ今度、北林が入るわけですね。減免することができる、全部うたってある。けども昭和グラウンド、テニスコートの部分について言うと、別表は二つになっておるんですよ。別表1、2、3、別表は三つになっておるんですよ。別表3の昭和グラウンド、テニスコートについては、市内中学生以下の大会等は無料とすると別表3の中にうたってあるんです。あとは減免するということは通過点なんです、必ずしも無料にするとは書いてない。

例えば今問題のトレーニング室については、別表1にありますね。1にあって、備考第7に個人で利用するときは午前、午後、夜間各1回とし、大人、高校生以上、1人1回につき120円とすると書いてある。小人、子供、中学生以下、1人1

回につき60円とする。つまり、個人で利用するときの福祉体育館は半額だと書いてあるんだね、これ別表に。個人でできる。例えばトレーニング室に中学生が行ったときには、半額60円ということでしょう。課長、そういうことでしょうか。違うんですか。

#### ○生涯学習スポーツ課長

今、トレーニング場の中学生ということですが、トレーニング場につきましては、中学生以下は不可ということで利用はさせません。

この個人の利用ということですが、例えば三、四人で来てアリーナを使って体操の練習をしたいとか、あるいは武道場、剣道場で、いろんなケースがあるんですけど、個人で利用する場合ということも含めておりますので、120円ということが一つ。これは中学生の場合は適用されるということですが、ちょっとトレーニング場は器械の関係で中学生以下は使用ができませんので。

#### ○高橋委員

トレーニング場とか書いてない。個人で利用する場合。一番わかりやすいのは個人でトレーニング場を使った場合がわかりやすいけども、今答弁のように、数名で来てアリーナでちょっと体操をやる、あるいは観覧席を走ると。あれお金要るんですね、観覧席走る。それはちょっといいけども、そういう場合は60円と書いてあるんだわ。大人は120円、個人ね。あったように、弓道場を部活で南中の子が使う場合は無料にしておる。これはそれで大枠は減免することができる。必要な場合は、こうなると、非常にわかりにくいですよ。今度の北林は無料と。無料と書いておったんですか、北林は。減免できるに入るんですね。ちょっとその辺の条例との関係を教えてください。

#### ○生涯学習スポーツ課長

今回の改正で体育施設条例8条でございますが、その部分に利用者（北林運動広場の利用を除く）ということで表現をさせていただいて、この部分は料金使用料を納めなければならないから外しておりますので、遠回しではございますが、無料という表現にさせていただいております。

○高橋委員

北林の無料だけは料金から除くというふうに書いてある。それはかからない。ただども、そのほかは減免と書いてあるもんだから、さっき言った弓道場は無料。これは減免と。この北林はわかりやすいですね。条例の除くと書いてある。8条から条例徴収から対象を外すということだからわかるんだけど、さっき言ったように、昭和グラウンド、テニスコート、体育館で子供たちは無料だというのは昭和グラウンドとテニスコート。それから、個人で来たら半額にするというのは体育館。中学生が部活で来れば無料。けやき作業所の皆さんが来ると幾らになるんですか、これ。

○生涯学習スポーツ課長

けやき作業所、大体年に1回ですが、通所者の運動機能の回復というような意味で、アリーナを利用いただいております。それも減免の適用をさせていただいて、無料としております。

○高橋委員

そういうことですね。ばらばら。

私ちょっと本会議で質問させてもらったんですが、中学校のナイター、これ、少年サッカー子供たちが使った場合は減免の対象になるんですか、ならないんですか。

○生涯学習スポーツ課長

現在は減免の対象あるいは減免はいたしておりません。

○高橋委員

いたしていないのは理解してるんですが、対象になるんですか、ならないんですか。

○生涯学習スポーツ課長

ナイターの使用につきましては、行政財産目的外使用条例の適用になっております。その6条に、これも同じく市長は減免することができるの適用がありますので、この部分の対象であればできるというふうに判断します。

○高橋委員

第6条で減免できると書いてある。福祉体育館では、けやきが使われれば減免している。小学校や中学生が個人で使う場合は半額にしている。昭

和グラウンドは、ただにしている。ナイターも減免できるのは第6条でうたってあるじゃないですか。減免すべきじゃないですか。少年サッカーチーム中学生じゃないですか。小学校3年生から中学生まで、この人たちが使った場合、またこれから使うために期間を延長してもらおうという話でしょう。これらの人々は、さらにもらってないんだから、昭和グラウンドと同じように減免すべきじゃないですか。減免規定があるんでしょう、ここに。何でそういうところまで神経を使って対応していただけてないのか、大変私、疑問でしようがないけども、どうですか。対象にすべきじゃありませんか。

○生涯学習スポーツ課長

今申し上げました目的外使用条例、減免ができるという部分でございますが、今、サッカーということでございました。これ少年サッカースクール、いわゆる団体の中で、学校の生徒だけが部活あるいは等の利用をしているわけではございませんので、そういったサッカースクールあるいは団体の利用ということで減免の対象にはならないものと判断します。

また、同じようにけやき作業所が使うということはないかもしれませんが、そういった場合であれば判断する必要はあるのかなというふうに思います。

○高橋委員

社会人が野球やるのにナイター使うと。これは所定の料金3,260円でしたね、これ払ってもら。これはいいと思いますよ。ところが、子供たちのサッカーチーム、そこには指導者がおりますから大人ゼロとはいいいませんが、主に小学校、中学校は子供たちがそこで使う。これは部活ではないにしてもそういうときに大人と同じ料金でいいのかという議論が生まれますよね。条例上は減免できるということになるとるわけだから、昭和グラウンドでただになつると同じように、福祉体育館を個人で使った場合には2分の1の料金になつると同じような措置がここで遡及されて当然じゃないのかというふうに思うのは当たり前じゃないですか。どうですか。もう一遍お答えくだ

さい。

○生涯学習スポーツ課長

今申し上げましたように、サッカースクールの団体というところで、部活とは違うというふうに判断はします。これと同じような使い方というのは、やはり体育館でもございまして、指導者がいて乳幼児が使っている、あるいは小学生が使っているという例もあります。それも同様な減免の対象ではございませんし、そういったものと同じというふうに判断はいたします。

○高橋委員

営利団体がそういうスクールをつくって、そこで指導する側にちゃんと銭も取ると、こういうところならいざしらず、そうでないボランティアのところで指導すると。そこはどうやって区別するのはいろいろ議論はあるかもしれませんが、そういう場合については減免してあげないと、つまり自由に使えないと。

スポーツ基本法の議論がありましたね。スポーツ振興法からスポーツ基本法になった。国民はスポーツをする権利を有すると。そして自治体はスポーツ施設等の整備に努力するというくだりがありますよね。なるべくいい施設をつくってあげて、なるべく低廉に国民がスポーツをする権利を担保してあげるといところが自治体の仕事ですから、そういう意味合いから、そういう立脚点から、私は、今ある各スポーツ施設によって減免の考え方がそれぞれまちまちだということについては、一度きちっと議論を深めてもらいたいと思うんですが、教育部長どうですか。ちゃらんぼらんじゃないですか、現在の対応というのは。

○教育部長

私、本会議の中でも御答弁をさせていただいたわけですが、確かに言われるとおり、この条例を見ますと、いろんなところで整合性がない、不具合がございます。

そういった中で、減免について私どものほうで、一回しっかり精査をして減免規定をつけたいということを答弁でお話をさせていただきました。ですから、そういった中で、これからその団体、団

体にも、先ほど課長が言いましたように、市内には四つのサッカーの団体がございます。ただ一つは、やはりサッカースクールの的なところがありますので、そういったところを一回線引きをしっかりとしながら減免規定を考えていきたいと、このように思っております。

以上です。

○高橋委員

目的外使用のナイターばかりじゃなくて、先ほど本会議でも指摘された昭和グラウンドと市民体育館の関係、減免と免除の関係。ぜひ今、答弁があったように、減免規定の具体的な運営についての規定をつくっていただいて、なるほどこういう規定でやってみえるのかと、納得ということをつくってもらいたい。今、答弁がありましたように。

そして、経済的弱者については、青少年も含めてスポーツ基本法の精神をしっかりと受けとめていただいて、減免の対象に加えていくというふうに対応していただきたい。もう一度答弁を求めておきたいと思います。

○教育部長

今言われましたことを踏まえて、一度議論の中で精査をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第47号について、挙手により採決します。議案第47号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第47号 知立

市体育施設条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで午後1時5分まで休憩といたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第48号 知立市野外センター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○田中委員

それでは、質問させていただきます。

本条例に関しましては、主に価格を改定する等質問がありました。本会議の質疑でも、ほかの議員から質問がありましたが、数点確認させていただきたいと思います。

まず、今回の価格改定の目的の部分をもう一度お聞かせください。

○生涯学習スポーツ課長

本会議の中でもふれましたが、伊那市にあります野外センターは、平成7年4月に開所をいたしまして、17年を迎えるわけでございます。主な利用は、小・中学生の山の学習、また、ケビンを中心とした一般の利用となっております。

そうした中、毎年平均で1,570万円の維持管理費、160万円程度の使用収入、また、差し引いて1,410万円の維持費と申しますか、持ち出しとなっております。

そうした中、利用促進がもっとできないかというようなことがある中、野外センターのあり方検討会を平成22年の11月でございまして、内部関係部署で集めた中で開催をいたしました。そうした中で、知立市民の利用促進をいかに図っていくか具体的な方策を出され、提案としていただきました。

その結果、ケビンの利用料が高いのではないか。また、広報等でもっとPRして利用促進をすべきだというような提案をいただきました。そして、

昨年でございますが、夏一番利用される期間、8月、9月を促進の期間といたしまして、知立市在住在勤者の宿泊を2分の1の減免とさせていただき、広報によりますモデルコースなどを紹介してPRに努めました。その結果、平成21年、平成22年と知立市内の利用が4件ずつでございました。そういったものが今8月から10月の促進期間をしたことによって54件、いわゆる10倍以上の利用がございました。

そういった中で、今年度も引き続き2分の1の減免の実施をさせていただき、今現在ではございますが、74件と大幅にふえております。

本題の条例改正、一部改正でございますが、ただいま申し上げました知立市民を含めた衣浦東部行政圏在住、在勤、在学及び伊那市の利用促進を図ることを目的に検討会の提案と利用状況の結果により、今回の改正をさせていただくものでございます。

○田中委員

ありがとうございました。

検討会で料金が高いのではないかという御指摘があつて、そういった形で出されたということなんですが、平成7年に開設した際に、まず現状これは決算のほうの話も少しなってしまうんですが、123ページにあるような昨年度の利用人数とあるんですが、そもそも当初の計画で何人ぐらいの人たちが使う、学校児童が何人ぐらい使う、例えば一般の方が何人ぐらい使うというような計画で始められたものなのかお聞かせください。

○生涯学習スポーツ課長

今、開所当初の利用ということでございますが、そのおおむねの目標件数というのは、実際私は把握はしておりません。本来の中で申しますと、山の学習の部分は小学校5年生、また、中学校2年生ということですので、そういった定数の部分はそれぞれテントの数でカバーしてきたものと思っております。

その中に、今申し上げたケビンということで、5棟ございます。そういったものの利用という中でどの部分かと思っておりますが、今の状態でありまして

お盆の期間、あるいは土日というのが、ほぼ半分ぐらい、平均でございまして、半分埋まるようになってきておりますので、その程度と申しますか、ぐらいあれば目的のかなという私の実感ではございますが、思います。

○田中委員

恐らく開所当初、目標稼働率みたいなのが多分あったと思うんですね。そういったものが設定されていく中で、もちろん経費もあって、そういう収入もあってということで、ここまでの先ほど御披露がありました、約1,400万円ぐらいの税金投入があるんですけども、そこまで負担を予想していたものではなかったのではないかなと。もっと利用していただけるという計画ではなかったのかなと思うんですが、残念ながらこういう結果になったという部分の中で、その平成7年から今回価格改定というところに至るまでの間に、いわゆる利用促進のキャンペーン、PR、そういったものに関してはどういったことをされてきたのかお聞かせください。

○生涯学習スポーツ課長

今回、今申し上げましたような促進期間ということできせていただいております。今までどのようなPR、促進をしてきたかということですが、パンフレットをつくる中、また、4月当初の野外センターの利用が始まる時期、あるいはホームページへの案内という中かと思いますが、特にこういった期間でのPRを設けてやったというのはなかるうかと思えます。

○田中委員

いわゆる行政が最低限やるべきことは、もちろんホームページだの広報だのに掲載はあったと思うんですが、ほんとに積極的に市民に使用を喚起するようなPR活動というのはあまりなかったのではないかなと。

残念ながら、私自身もそういう感情に至ったことが、これまで過去一度もないというのも現実的な部分ですし、その部分に関しては、今回価格を下げて利用促進を図るという部分は一つの対策としてわかるんですが、ほんとに価格を下げるだ

けで、例えば今回でいくと、昨年でいくと約180万円の利用収入があるんですが、価格を例えば下げることによってこれが大幅減になるわけですよ。その大幅減になって、多少利用する人数がふえたとして、利用する人数がふえるということは、今度は管理費が上がるということになります。その結果、最終的に今考えられている何人ぐらいがふえて、どれぐらいの収入が減って、どれぐらいの管理費がふえることによって市税の投入がふえるかふえないか、そういった試算みたいなものがあるのでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

今申し上げましたように、実際2分1ということの中になりますので、宿泊でいえば2件であったものが1件という、当然半額というふうな収入になります。

そういった中ではございますが、やはり利用するからふえるという部分では決していないものかと私も思います。ですから維持管理費、さっき言った1,410万円という中でも、泊るとやはり宿泊をしていただく、また、掃除をしていただくという部分の持ち出しもふえる要素もございまして、そういったところで決して利用がふえるから市の持ち出しが減るといってもないのかなというふうには思います。

○田中委員

私が心配しているのは、市の持ち出しがふえるという心配です。簡単に言えば売り上げが減るわけですよ。安くする分だけ。利用者がふえれば、当然メンテナンス等の管理費が上がっていくわけです。となると、どこかで損益分岐点じゃないですけど、差益のターニングポイントがあると思うんですけども、それを何人ぐらいに設定されて今回の価格を決められたのかと。この間の実計メニューでもあったんですけども、もともとの目標設定がされてないから、どこまで到達したら今回のプランは成功だったのか見えないわけですよ。とりあえず下げてみました。下げてみました、ふえました、ふえませんでしたと。いわゆる目方でどんじゃないですけど、そういうアバウトな考え方

でいいのかどうか。どこに設定して、ここまで到達したら今回の価格改定は成功ですと。ここへまだ到達してないから、そこを上げるために、あと何を努力しなきゃいけないかと。そういう目標値とか目標設定をするというのは、私は税金投入をすれば当たり前だと思うんですが、いかがでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

今の質問者の指摘の部分よくわかるわけでございます。今言った、何人ぐらいの設定の中でこういった料金という部分の中身については、正直言ってございません。

○田中委員

そういったところを申し少しこれからやっていく上でも、我々が聞いているのは、もちろん安くなることは悪いことじゃないと思います。それによって市民が使いやすくなることは悪くないと思うんですけども、結果的にそこには税金を投入していく形になりますので、目標設定というものを設定していただいて、そこに到達するためにどういう価格設定が必要なのか。例えばどういう広報宣伝活動をしていくべきなのかとか、そういったことを一つ目標ラインを立てていただくことで、職員の方もそうですし、我々ももちろん利用促進をする側の人間になったわけですから、もっと地元の人間とかに利用促進していただけるように、そういった形にもなると思いますので、ぜひ考え方としてそういう必ず目標設定をして、それに対してのプランというような考え方を定着させていただければと思うんですが。

少し話が変わるんですけども、今、年間の投入額は約1,400万円ぐらいという話があったんですが、これの推移というのは、平成7年からの投入額の推移というのはわかりますか。

○生涯学習スポーツ課長

平成7年というのはちょっとございませんが、ここ5年以上のもので言いますと、平成18年からでございます。平成18年維持管理費1,585万3,000円、収入192万3,000円、差し引き1,393万円。平成19年1,595万7,000円維持管理費、収入158万円、差

し引き1,437万7,000円。平成20年1,447万5,000円、維持管理費、収入125万3,000円、差し引き1,322万2,000円でございます。あと、平成21年1,512万9,000円、維持管理費、収入131万8,000円、差し引き1,381万1,000円。平成22年維持管理費1,777万円、収入191万1,000円、差し引き1,585万9,000円。平成23年度維持管理費1,504万2,000円、収入179万7,000円、差し引き1,324万5,000円。ここ平成18年からですと、そんなに変わってないのかなという中身でございます。

○田中委員

細かい数字までありがとうございました。

恐らく設備投資とかそういうものもあって、多少年間によってばらつきがあると思うんですが、押しなべてみれば約1,400万円前後という形で毎年投入しております。

私としては、まず一つは、この設備自体、以前どなたかの議員の一般質問でもあったと思うんですが、この施設のほんとに中長期的な展望として今どう考えているのか。あのときの一般質問では、売却したらどうだと、伊那市に売ってみたらどうだとか、そういう御意見もあったと思うんですが、現時点であれ以降日にちもたっておりますし、あの施設の中長期的な展望、将来どうしようと思っているか。例えば、どの時点で大型のリフォームを考えているのかとか、何かクロージングが考えているのか、そういう展望があったらお聞かせください。

○生涯学習スポーツ課長

ただいま申し上げましたように、毎年1,400万円ほどの持ち出しということで、ずっと経緯をしてきております。これでそれがこのままでいいのかという中で、今回のあり方検討会を開いた中であります。その時点で、また今も含めてでございますが、将来的に私どもの部署でこうしていこうという具体的な考えは、今のところございません。

そういった中ではございますが、今回こういった中で、料金を下げて利用促進をする、そういった中での延命とも私どもは考えております。

そういった中で、今後どうしていくかというの

は、やはり庁内のどの方向というのが詰めていかなければいけないのかなと思います。

○田中委員

延命をしていくための措置ということですが、平たく言えば計画はないという形なんだと思いますが、やはりこれも考えていただきたいなと思います。どうしていくべきか、将来その部分も含めて検討会というのもあると思うんですが、ほんとにこの施設が知立市に必要なかどうか、これだけの年間お金を投資してでも維持し続けるものなのかどうかとか、もちろん子供たちにとっては山の学習で自分たちの施設があるというのは、確かに便利なことなのかもしれませんが、同じような、もしくはそれ以上のサービスがこれより安い費用で提供できないのかと言われれば、いくらでもプランはあると思うんですね。なので、一度そこについてはやはり考えていただきたいなと思うんですが、これはさきの話ということなので、ぜひまた検討の俎上にあげていただきたいと思います。

そんな中で、そうはいつでも現時点では延命ということなので、施設を主として持ち続けるという部分でいけば、ますますの利用促進を図っていくということが非常に重要なことだと思います。今回価格を下げるという部分に関して、恐らく私が危惧しているのは、価格を下げます。今回これで条例が認められて価格が下げられるという話になったときに、イメージできるのが、市のホームページのトップに料金改定されました。安くなりました。クリックすると、そのページが出て、あと広報ちりゅうのどこかの隅に、安くなりました。以上、広報終わりっていう形になると思うんですよ。あとはパンフレットか何かもちよっと市のどこかに入れるのかもしれませんが、これでは多分ふえないと思います、利用者は。

もうちよっとほんとに使う人をふやすためにどうしたらいいかというのを、やはり全知全能をかけてやっていくべきだと思うんですが、それは一つは広報活動というね、どれだけ市民の目に触れるかということも大事だと思いますが、一つは興

味を持っていただくということが非常に大事で、これも一般質問の中で同僚議員が少しお話されましたが、愛称をつけていく。あの施設の名前が愛着がわからない。知立市野外センターって言われたときに、あまり愛着がわくような名前ではないと。例えばの例でいくと、知立市にも例えば知立市文化会館というのがあるんですが、ほとんど知立市文化会館なんて呼ぶ人いないですよ。あそこはパティオ池鯉鮒、パティオって呼ばれていて、やはり非常に愛着があって、子供たちも非常に呼びやすいと。あれがもし知立市文化会館って名前だったら、そこまで市民に愛着がわかるかという、そうじゃないかもしれないっていう部分でいくと、やはり何かそういった愛称、ニックネームをつけて市民の方に愛着を持っていただくということは非常にいいことだと思いますし、そういったものを今回の価格改定のキャンペーンの一環として、ニックネームを募集します、愛称募集します。それは逆に言えば、もう知立市の小学校5年生以上というのは、必ず一度はあそこを使ったことがあるわけですから、そういう子供たちに名前を公募して、ぴったりの名前を皆さんで考えてくださいとか、そういったことを考えていただいて、キャンペーンを通じて価格改定されたということを広く広報していただいたりだとか、例えば改めて愛着を持って利用促進していただくとか、そういった機会にしてはいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

本会議の中でも愛称をつけたらどうかというような意見で私も承知をしております。個人的な、今さらというところもあるかもしれませんが、今の意見、大変私もこの機会という部分であれば大変よろしいのかなと思いますので、内部的に一回前向きな検討をしていきたいと思います。

○田中委員

思いは同じで、とにかくあそこを広く市民に愛着を持って利用していただきたいという部分ですので、どういう方法がいいのかなと、私もあれ以来いろいろ考えていたんですが、ニックネームを

つけるというのがぼんと頭に入ってきたときに、それが一番比較的成本がかからずに、広く市民の方に、もしくは小学校5年生以上という形であれば、みんな一度使ったことがあるし、その保護者という部分も含めて、学校のほうからもそういった案内を出していただいて、みんなでニックネーム決めましょうと、コンテストみたいな形にしてもらってもいいですし、パンダの名前をつけるじゃないですけども、そういった形にしてもらってもいいと思いますし、ぜひそういった形でしてもらいたいんじゃないかなと思います。

先日、質疑を傍聴でたまたま聞かれてた刈谷市議会の議員の方と、ちょっとあのあとでお話させてもらったときに、ちょうどサンモリーユの話が少し出たので、どうなんですかねなんて話をしたんですけども、稼働率が90%だそうなんですね。稼働率90%では、申しわけないけど知立市民があまり入る余地ないですわっていう話があったということを知り、逆に刈谷市の市議の方も現実的にそこまでの稼働率という部分で改めてすごいというふうに思った部分もあったんですけども、もちろん食事が出るだとか、出ないだとか、そういったサービスの差だったり、施設の清潔さであったりとかいろんな部分あるのかもしれないですけども、ぜひその隣の市に、そんなお手本になるような立派な施設があるわけですし、ちょっとでも近づけるように、先ほど土日の稼働率が50%に近づいてきたというお話、ケビンがねというお話でしたけど、押しなべて年間にしたら何日なるんだといったら、恐らく5分の1ぐらいになるんでしょから、恐らく10%ぐらいの稼働率、これは普通のホテル経営だったら確実に倒産してる規模ですし、そういった部分では、ぜひ今言った部分も含めて、いろんな方に知恵を出していただいて検討会というのもあるんであれば、ぜひ利用促進のほうを進めていただきたいなと思います。

以上です。

○高橋委員

今回、野外センター条例を改正されるということで、これは数年前と言いますか、野外センター

廃止論が市議会からも出まして、その後、あり方検討会などが発足して議論が進んでいったというふうに理解をしています。

ちょっと具体的に聞きたいんですが、さっき維持管理費で1,500万円程度の金額が出てるんですが、これはケビン五つの維持管理費ということですか。どうやってこれ出すんですか、維持管理費というのは。

○生涯学習スポーツ課長

ケビンの部分のみではございません。野外センター全体の維持管理、またケビンだけで出そうとすると無理、不可能かと思えます。

○高橋委員

そうすると、山の学習は子供たちがたくさん行かれるわけですが、それは全部無料でやっていますから、そこは料金収入はないが維持管理にお金がかかってますよね。主に維持管理費というのは、何が維持管理費の主要な維持管理費というのは項目は何ですか。

○生涯学習スポーツ課長

大きいもので申し上げますと、施設管理の委託と伊那市のほうの管理協会ですかね、そちらのほうにお願いしている。また、山の学習等でお世話になる地元の業者ですが、そちらのほうへの設備的な委託、あとは光熱水費であったり、設備の修繕改修、そういったものが主でございます。一番大きいのは、先ほど申し上げた施設管理委託でございます。

○高橋委員

管理人の人件費と理解するんですけどね、お山へ子供たちが行くのに、もちろん先生も引率してもらってるわけですが、あそこにケビンのほかに先生たちが宿泊したり、食事をしたり、あるいは避難所兼の体育館のようなものもあってね、あそこはもちろん管理していかなくちゃいけないので、そういう管理費の中心は人件費ですので、人件費を軸に若干設備的な光熱水費的なものが1,500万円程度かかっているというふうに理解するんですよ。

だから仮にケビンだけ廃止してね、もう使いま

せんといっても、この程度の維持管理費はかかるということに読みかえることはできるんですよね。そういう話なんでしょう。今、ケビンの使用料の話をしてるもんだから、使用料を費用対効果でどうのこうのということになると、これはケビンの管理費みたいに聞こえてしょうがなかったんですからね、そういうことでいいでしょう。ケビンがなくてもこのぐらいかかるんでしょう。

#### ○生涯学習スポーツ課長

先ほど申し上げたように、維持管理費の部分のケビンだけを出すというのはちょっと無理がございますが、今ほぼ変わらないかということがございますが、若干はケビンを除けば下がりますが、一、二割というふうに、概算ですが、のようには思います。

#### ○高橋委員

これは平成7年にあそこが開所、開館したんですが、特に山の学習をやるのになかなか場所が取れない。県の施設、あるいはお隣、安城市の施設、名古屋市の施設いろいろあの方面に主に愛知県の三河山間部が多いんですが施設があつてね、そういうところを渡りながら先生が施設を確保して、そこへ子供たちを連れて行くんですが、何せ大がかりなイベントですのでね、十分思う時間と考えるときに場所が取れないという切実な要求があつて、じゃあ自前でつくろうじゃないかという議論がベースにあつて、そして、たまたまあの地につくったんですね。せつかくつくるなら管理棟のほかにもお母さんたちが使えるような、市民が使えるようなケビンみたいなものをつくって、隣にスキー場があつたりしてセットでいけるんじゃないかというようなことをつくってきたという経緯だったと。

確かに今、御指摘のように、利用が進まないということがあるけれども、1,500万円というのはそういう視点だけで捉えると、基本的には無料の施設ですから、たまたまケビンが有料なので、この有料部分と無料部分をひっくるめて維持管理費で議論し始めるとね、そういうことになるということだと思ふんですよ。

もちろん維持管理費に膨大な費用がかかるということについては、いつまでも保持できるのかという議論が起こるのは当然ですが、そういう施設の維持管理費だというふうにお互いがしっかりと受けとめながらこの施設の将来性を吟味して検討するという立場が必要なような気がしてなりません。

それで、一つお尋ねしたいんですが、平成22年のあり方検討会によって料金が低いということで、平成23年の8月、9月に限り2分の1にしたと。平成24年は4月から今まで2分の1になると、こういうことですか。これはなってるのは知立市民だけなのか、碧海5市も含んでいるのか、そこはどのようなふうでしょうか。

#### ○生涯学習スポーツ課長

冒頭で申し上げましたように、平成22年に検討会、それで平成23年の8月、9月、10月の3カ月をモデルとしてさせていただきました。今言われたとおり、平成24年度も引き続きということで、知立市民に限り実施をさせていただいております。

#### ○高橋委員

平成23年の3カ月、平成24年の開館以来、知立市民に限って半分にしたと。これはね、さっき問題になった減免できるという規定を使ってみえるんです。第10条、使用料は許可を受けたときは使用料を納付しなければならない。市長が特別の理由があると認めるときは減免できると、こうなってるんですけど、これほど深く減免するということは、条例本体の形を崩すんですね。専決処分みたいなもんですよ。

減免というのは条例本体は生きていて、その中の経済弱者のような方に、どう料金を設定するか、それはいろいろなケースがあるので、さっきあつたように減免規定をつくって、それに当てはめながらそういう運営というか、平準化していくというのが減免の規定だと思うんですが、平成24年度に限っていうと、まるまる9月まで、そして平成23年度もシーズンが一番いいところは市長のいわば決裁権というか、減免規定で条例本体の料金を半分にしてしまうということについては、議会に

御報告いただいたんですか、この半分にするという事は。

○生涯学習スポーツ課長

この減免ということで、今、委員の御指摘の通り減免ができるという中でさせていただきました。議会にも報告はしてございません。

今、本来で減免規定の中ではないかという中でございます。おっしゃる部分なのかなと思います。前回の内部検討会を進めた中でさせていただいたという流れの中でございます。確かに御指摘の部分はあろうかというふうに私も感じてはおります。

○高橋委員

減免をすることを市長に権限を移譲するという事はある得るし、あってもいいし、今回も半額になっているわけですけども、深ぞりの減免というか、ちょっと言い方悪いですけど、この条例の料金設定の本体そのものがないがしろになってしまうような減免を複数年にわたってね、期間限定とはいえ、一番ケビンが使われる複数年にわたってこれを切り込んで市長権限で減免してしまうということになると、議会の議決して何だろうかという議論が生まれてきて当然ですね。これはたまたま料金を安くすることなんですけど、やっぱり減免をされる限り減免規定が明確にあって、私たちが見ても、これは市長がその都度おやりになればいい話だわという範囲が決まっていますけれども、そういう範囲が減免というものの権限の枠内ではないかと。これは、いわば2年間専決処分と、半額にするという、本体をね。私はね、そんなふうに映ってしょうがないですよ。ちょっと踏み込みすぎではないか。

私は、なぜそういうことを言っとるかという、今のような議論をあり方検討会でやっていただくのはいいけども、市議会もその議論に参画すべきですよ、これは。当然のことながら、それは条例の料金のあり方がこれでいいのかというね。これは市民レベルで検討しなきゃいかん話であって、市長の減免権を私は否定するものではないが、さっき言ったように、深ぞりの散髪まで減免規定で

やれるのかどうか、髪型が変わってしまうようなところまで権限でやれるのかどうかということについては、ちょっと疑問があるんですよ。どうですか、そこらあたりは、どう思われますか。ちょっとそんな気配を答弁されたんですが。

○生涯学習スポーツ課長

同じお答えになるかもしれません。先ほど言ったように、昨年の3カ月、今年度の4月から10月までということで、2年にまたがる部分ということでございます。確かに条例の部分のふれるところでございますので、そういったところも私はちょっと感じてるといって言い方がオブラートのような形になるかもしれませんが、そういう部分はございます。

○高橋委員

平成23年でおやりになったらふえたと。平成23年で3カ月2分の1にしたらふえたと。3カ月だけ2分の1にすることを減免でやれるかどうか私も、議論があるんですが、だとして平成24年の4月からあそこはオープンしてますから、4月からの料金体系は条例改正すべきではないかと思うんですよ。

これは試行的にやると。うまくいかんかったら2分1はやめちゃうと、多分ね。うまくいきそうなので、今度いよいよ条例を直そうという話だけど、そこはちょっと私は条例、議会議決主義を専決処分的に市長権限に取り組んでいかれている、あまりにもひどい例ではないかと思うんですが、副市長どう思われますか。こんなことをやったら条例はあまり要らないということになるんですよ。条例改正は、とりわけ。

○清水副市長

直接この話ではなくて、例えばいろんな条例には市長への委任事項が大抵どの条例にもついてまして、いろんな議論をしてみると。最後のこの見定めのないものは別につかんでるなり、市長が云々というようなそういう条項があるので、それがあれば市長が、うんと言えはできるんでしょみたいな議論が時々あるわけですけども、決して条項というのはそういう意味でつくってあるものじゃ

ないですよ、そういう説明をしながら条例の適正な運用ということ、私たちが市民の皆さんにも御説明をさせていただいているわけです。

一般のこの減免にゆだねられているという部分、今、御質問者がおっしゃいましたように、どこまでのものかということ、はっきり規定はございません。例えば特別なケース、これも具体例が今思い浮かびませんが、そういった中で、いろいろ社会的、法的にもそういう必要性が要請されている、そういうような判断が時々にあるわけですが、そういったところに、ある意味限定的に考えていかなくてはいけないものではないのかなというふうには私自身も今、御質問者のお話、今の議論を聞いていて思いました。

今回のケースでございますけれども、平成23年度にそういった検討会において野外センターの利用促進に最も必要なものは、使用料の現状の見直しが必要ではないかというようなことが一つ出てまいりましたので、平成23年度においては、それを試験的な試行というような形でそれをやり、広報の仕方も考え、特に市民の利用を促進したいという考えの中でやらせていただいたわけです。

そういったことで行ったわけですが、やはり本来この別表に掲げてある使用料というのが原則でございますので、それを全体に2分の1減免というような考え方は、少し御質問者がおっしゃったように、もう少し個別の理由、特別な公的な要請に基づいてという場合は、もちろんそういうことがこの規定によって可能なわけですので、それはそのように活用すればいいわけですが、今回のケースは少し試行と言いながらも、今後こういったことが乱用されるということは、私たちもしっかり戒めなくてはならないなという認識でございます。

○高橋委員

例えば伊那市で大きな災害があって、ケビンの五つの部屋を避難所みたいな形でどうしても使わせてほしいというときに、料金取りますよとなるということはそれはほとんどない話なので、そういうときには市長が減免規定をすると、こういう

ことがあってもいいと思うんですよ。

ただ、市民が使う本体の料金を一番使いやすいメッカの時期に、これを減免規定で半額にしてしまうということになると、この料金体系というのは一体何だったのかというぐあいと思うんです。

あまり市長の手足を縛ってはいけないとは思いますが、議会の議決権もあるわけだし、この種の問題は、そういうことを契機に議会の中でも大いに議論をして市民的な議論に付すというところが条例主義だというふうに考えるわけですね。

特にこの種のものを行った場合には、少なくとも市議会に御報告をしてもらわないきゃいけませんよ、これは。議会に代表者会議等に、今回特別な措置で減免のちょっと深入りだけでも、3カ月に渡って特別にやりたいと。その結果こうだったので、もう一回試行錯誤的にやりたいということであれば、これは少なくとも市議会の御報告をしていただいて、そんなものは条例変えればいじやないかと、こういう議論も出るかもしれない。そういうふうにしてもらわないと、これは市長のちょっと横柄な、横暴な専断的な措置ではないかと、こう言わざるを得ない。その辺、改めて答弁求めたい。

○清水副市長

先ほど申し上げましたけれども、それぞれの条例にはそういった市長への委任事項等々の規定があるわけでございますけれども、その適用というのは限定的に考えるべきだというふうに私自身も考えております。

そういった点では、今回のこの減免の措置についても少し手続が御指摘の点も十分反省しなくてはならないという認識でございます。

○高橋委員

ぜひ料金を安くすることについては、一つの重要な判断であり、措置だというふうに思いますが、減免の範囲については、ひとつ厳格に対応していただきたいというふうに思います。

もう一つお尋ねしておきたいのは、同時に出發しております規則の改正ですね。これは参考資料の中に規則の改正があるんですが、今回は、利用

の申請を前3カ月から3日前までの間というふうに変更されるわけですか。現行と変更はどのようなふうに変わるのか説明していただけますか。

○生涯学習スポーツ課長

管理規則の一部改正の部分でございます。この利用、主にケビンになるわけでございますが、利用しようとする6カ月前、ですから例えば4月でございますと、4月にしようしますと、10月1日から受け付けができるというのが従来でございます。

今回この改正する部分ではございますが、知立市を含む衣浦東部行政広域圏の在勤、在住、在学者については変わりはありません。それ以外の者については、3カ月前ということで、そこの3カ月の差と申しますか、それを今回設けさせていただいております。

○高橋委員

何でそういう規定が必要になるんですか。

○生涯学習スポーツ課長

今回の本来の目的であります知立市民を含む衣浦東部行政広域圏になるわけでございますが、そちらのものの先取りと申しますか、優先を重んじた形で、そうさせていただきます。

○高橋委員

施設がらがらなのに先取り権をこうやって行使することは重要な課題ですか。これは伊那市の人は3カ月前になるんですね。伊那市の人は衣浦5市、知立市に入ってるんですか、入ってないんですか。

○生涯学習スポーツ課長

最初申し上げましたように、衣浦東部行政広域圏、知立市を含む行政広域圏の在住、在勤者、在学者でございますので、伊那市は3カ月前というふうにあります。

○高橋委員

衣浦5市以外で、使用というのはどれぐらいあるんですか、比率にして。

○生涯学習スポーツ課長

直近の平成23年で申し上げますと、伊那市ほかケビン利用41件、平成24年、まだこれは直近の数

でございますが、38件。ちなみに知立市を申し上げますと、平成23年54件が知立市、平成23年74件が知立市、そんな数でございます。

○高橋委員

今は利用促進が中心的な課題で、市民の先取り権を担保しないと調子が悪いような状況ではないような気がするんですね。伊那市の人にも大いに使ってもらえればいい。市外の人にも大いに使ってもらえればいい。そのためには使いやすく便宜を図ってあげるとというのが政策の柱でないといかんと思うんですね。

伊那市の人が4月1日から使おうと思ったら使えないでしょう。使えないじゃないですか。3日前なんですから、4月1日に使おうと思ったら、3カ月前になりますから、今度、1月閉店じゃないですか。閉店のときにも申し込めるんですか。これはどこへ申し込んだらいいですか。

○生涯学習スポーツ課長

1月ですと現地野外センターは休館と申しますか、営業はしておりません。ですから、知立市への申し込みになりますが、伊那市ほかの申し込みについては、従来ですと向こうでもできるんですが、今言った休館の関係で、その部分の時期においてはできません。

○高橋委員

伊那市の人が野外センターを使おうと思ったら、伊那市の野外センター事務局へ行けばいいわけでしょう、施設へ行けば。伊那市の市役所でも受け付けてくれるんですか。伊那市の人が受け付けるには、どこへ行ったらいいですか。

○生涯学習スポーツ課長

施設の野外センターの窓口で申し込みということになります。

○高橋委員

3カ月前は閉まっておるもので、野外センター。知立市役所でファクスで送ったらいいですか、えらい細かいことを聞いて申しわけないけども。

○生涯学習スポーツ課長

向こうとの連絡が取れないものですから、私どもに連絡をいただいて、実際あるかということとは

今はございませんけど、対応できればというふう  
に考えます。

○高橋委員

施設の利用をもっと促進しようじゃないかとい  
って、そこが中心的な議論なのに、伊那市の人を  
含めて利用しにくいような規則にする必要が何で  
あるんですか。こんなことしたら使用しにくいじ  
ゃないですか。

それは知立市の先買い権、先申し込み権を留保  
するという話だけでも、土日で50%ぐらいだと、  
ケビンでいうとね。要するに、がらがらにあいと  
るわけでしょう。であるにもかかわらず、なぜ先  
買い権、先取り権を留保して、より使用しよう  
という大きな流れにさおを差すようなことをされる  
んですか。二つの政策には矛盾があるじゃないで  
すか。どう思われますか。

○生涯学習スポーツ課長

全体的な利用促進であれば、ただいま申し上げ  
られたようなことは当然あるかと思えます。

今回、伊那市も含めた中での対象、衣浦東部行  
政広域圏との同じ料金体系で維持しております。  
そういった中でも含めて、知立市と伊那市同じと  
いうふうになると、せっかく知立市の方が同じ立  
場で取ろうとした場合、取られていたということ  
もちょっと申しわけないかなという中での、この  
3カ月の誤差を設けさせていただいております。

○高橋委員

それは刈谷市の下條のように90%詰まってお  
る。早くせんと取れんよと。3カ月前なんか何言  
っておるのと。お盆の行楽地に3カ月前に申し込  
んでもだめだよと。6カ月前だよという議論が当  
たり前のようなケビン、あるいは野外センターの  
利用頻度なら今、生涯学習スポーツ課長の言うて  
ることも一つの選択肢だろうけど、土日、お盆で  
50%いくかいかんかでしょう。そういうときに、  
なぜ先取り権の議論が前へ出なさいかんですか。  
より幅広く分母を大きくするような政策をもっと  
打つべきじゃないですか。伊那市の人にも、もっ  
と使いやすい環境をもっとつくるべきではないで  
すか。

例えば伊那市の野外センターまでいかなくても、  
伊那市役所で受け付けができるようにならないの  
かと。山まで上がってこないかんでしょう。伊那  
市の市役所は、今どえらい立派な役所ができた  
たがね。あそこで受け付けができるというふう  
にそういうところに知恵を使って、よりたくさん  
の人に使ってもらおうという政策的検討こそ必要  
じゃないですか。やってみることがちぐはぐだと。  
何で伊那市に申し込みにくい環境をつくろうとし  
ておるんですか。50%あいておるじゃないですか。

○生涯学習スポーツ課長

今言った50%、全体を考えればそういうふう  
でということでも私も申し上げましたが、やはり夏  
の7月、8月、いわゆるお盆、夏休みの期間です  
と、かなりもういっぱい。5棟がまるっと埋まる  
状態がございます。そういった中でのことも含  
めて、私は今言った3カ月、6カ月はあるべき  
という中で思っております。

それと、伊那市の受け付け、これはまだ伊那  
市のほうにこの内容も持っていかなければと思  
いますので、そういった中で、どこかでできな  
いかという打診はさせていただきたいと思いま  
す。

○高橋委員

7月、8月、9月の時期は、土日は満員にな  
る。さっきそんなことおっしゃらなかったじゃ  
ないですか。50%程度だと。大分上がってき  
て50%程度と。もうちょっといきたいなとい  
うのが本会議以来のずっとした答弁で、土日  
が満員で断つような環境が今あるようなこと  
をおっしゃったけども、どちらが真相なん  
ですか。

○生涯学習スポーツ課長

先ほども言ったように、全体という中でござ  
います。確かに4月ですと、ほとんどと言って  
ごいません。5月連休にほとんど四つないし  
五つ埋まっております。

それと今言った7月。7月一部学校の利用が  
ある中でもございますが、やはり夏休みにな  
ってからは5棟埋まる、またお盆の期間等  
も5棟埋まる期間が多くなっておりま  
す。1年を通しての全体としては、先ほ  
ど言ったような数になるのかなと

いうふうに思いでございます。

○高橋委員

私は、利用促進が今の旗印だというぐあいに思います。伊那市の市役所へ行かれて、伊那市の市役所でも受け付けてくれんかと、ケビンを。この間、伊那市の議員と交流したときに、とても喜んでみえてね、知立市でつくってもらった、ほんとに私らもよく使わせてもらっとるわと。ありがたい話だと言ってね、人のふんどしで相撲とるようなお言葉でね、しかし、それも悪くないと。せつかくあるやつを使ってもらえばいいわけだから。

だから伊那市の人も大いに利用促進してもらって、役所の中にも受け付けをやってもらうということにこそ力点を置いていただくことが、先ほどからの議論を生かす道だと。使用制限につながるような議論は、やっぱり今の現状から見るとバッティングする、相矛盾する対応ではないかというふうに申し上げておきたいと思います。

教育長どう思われますか。伊那市の受け付けなんか、特に力を入れてやってくださいよ。どうですか。

○川合教育長

先ほどから利用促進のいろんなアイデアを、先ほどは愛称を広く公募してというようなことで位置づけをする。それから今は、姉妹都市というんですかね、友好都市の伊那市とそういう関係でお互いに利用しやすいような環境をつくる。向こうとまだお話しはしてませんが、方向としては非常にいい方向で実現に向けて努力をしたいと、そんなふうに考えます。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号について、挙手により採決します。

議案第48号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第48号 知立市野外センター条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時04分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第51号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○田中委員

それでは、補正予算数点質問させていただきます。

まず19ページ、総務費、防犯対策費の部分の防犯対策事務事業ということで、防犯交通情報管理システム導入業務委託料となっておりますが、まずこの防犯対策事務事業もしくはこの防犯交通情報管理システムの内容についてお聞かせください。

○安心安全課長

防犯交通情報管理システム導入業務委託料ということであげさせておりますのは、都市計画課の基本図というのがございます。この電子データをもとにして、市内の犯罪、交通事故等の位置情報を図化管理して、重点箇所の分析とかそういうもの、あるいは地域への周知のために使えればと思って提案したものです。

○田中委員

それはデジタル化された地図みたいなものがホームページで公開されるとか、そういったことでしょうか。

○安心安全課長

いずれそういう形にはしたいと思っておるんですが、何分にも警察等から情報をいただいて、そ

れを私どものデジタル地図の上の一つずつレイヤーして載せていくと。それが構築されるまでは、しばらくの時間がかかるかとは思っております。

それができましたときには、ホームページあるいは積極的な広報等にそういう事故が多いところとか、犯罪はなかなかちょっと情報がすぐにいただけるかどうかは難しいところもあるんですが、そういうことに積極的に関与できればと考えております。

○田中委員

いつごろ、目標で結構なんですが、お聞かせください。

○安心安全課長

実は、こういう交通事故、先ほども御議論がありました。定性的な話ではなくて、定量的に管理をしたい。箇所がどこに実際に集中しとるんだとか、そういうことを考えていくことを思うと、例えば交通事故等でございましたら、過去10年ぐらいをさかのぼりたいなど。犯罪については、先ほど言いましたように、警察からどの程度の過去の情報がいただけるか、ちょっとまだ協議を前段階だけですのでわかりませんが、おおむね3年以内にはそこからさかのぼればと思っております。

○田中委員

過去3年分の情報を集約して、完成がいつごろに予定かというのは、まだ決まってないですか。システムとして、いつごろから使えるかという。

○安心安全課長

先ほど言いました、データは10年ぐらいをさかのぼって、3年ぐらいで整備をしたい。それが使えるかといえば、例えば1年分だけであれば、この今、予算を提案させていただいた分を、なるべく早く、例えば交通安全ならそこをプロットして落として、その1年分としてレイヤーの基礎にしたいかなと考えております。

○田中委員

先ほど定量的な知立市でどういった地域で、どういう事故が起きやすいとか、どういった犯罪が起きやすい、そういった定量的なというものもあったんですが、今のお話では、せつかくつくるん

であれば早く立ち上げていただく中で、即時的なね、例えばこの間も多分、安心安全課から私の携帯に、女の子が襲われそうになりましたみたいな情報が入って、あれはほんとに半端ならんような大変な、メッセージだけ読んでもらったら鳥肌が立つようなメールだったんですが、例えばあいつのものが即時的にどこで起きたかというもの、住所が書いてあるんですけども、その地図の中に、ここでほんとそういう事件が起きましたよ。例えばここで子供が危険な目に遭いましたよというものが即時的に地図の中でわかると、非常にその地域の人たちもパトロール等にも使えるでしょうし、住民の防犯に対する喚起にも使えると思うんですが、そういった使い方はできないのでしょうか。

○安心安全課長

まさしくそういう使い方ができればとは思っておるんですが、ただ、あまりにも詳細にどこの箇所、例えば犯罪等について限定するのは、防犯カメラのときにも警察の県警本部に御相談に行ったんですが、解決していないものとか個人の情報にかかわるものは、ぴったりその位置で座標が出るというものではございません。

○田中委員

これで見ると特に県から財源があつてとか、国が予算があつてとかじゃなくて、完全に市単独でやり始めたという、どこ発信で、どういった経緯で、これは警察のほうからやれと言われてやったわけでも多分ないと思うんですね。その知立市の中でこういったことをという。これ、ちなみにどこか先進市があつて何か参考にされてるとか、そういうことがあつたんでしょうか。

○安心安全課長

別にどこということではないんですが、先ほど言いました都市計画課の基本図というのは1000分の1で、例えば下水道課で500分の1に拡大して、かなり緻密な国際座標で運営されています。

それと、税務課の住所データをいただければ、資産としてもすごい価値があるもので、それをどう使うかというところで比較的安価にできると

いうことで提案をいろいろ都市計画に入ってみえる業者にも相談して提案したものです。

○田中委員

せっかくあるものをどう有効活用をするかという中で出てきたというお話なんです、これを逆に立ち上げることで、先ほど今までの傾向であったりとかね、そういったものが管理できるという部分もあるんですが、さっき言ったリアルタイムで今現実に我々市民がこのシステムが導入されることによってどういう効果が期待できるかという、これが導入されると、こういう効果が期待されますよとか、こういう変化が期待されますよとか、そういったものも何かお示しいただけると大変ありがたいんですが。

○安心安全課長

データをつくるだけって先ほど説明しましたが、実際にはそういう方向性が一番使いやすいというか、市民の方がまず注意をされる箇所はどこで、基本的には危ないところに近づかない。それから、その次には、先ほどもどなたかちょっと忘れちゃったんですが、ハード面でここを直そうとかいうのが、まさしく定性的な、例えばうちの交通指導員とかが危ないよと思ったのが図化されれば、誰にでも定量的に説明がつかないかと思っております。

○田中委員

ありがとうございました。

ぜひ早期の実現を期待しておりますので、よろしく願います。

同じく19ページの中にある防犯対策推進事業の中の防犯対策物品購入費補助金の部分について、少しお聞きしたいと思います。

これも本会議で幾つかちょっとお話があった中で、カメラのほうではなくて物品補助のほうなんです、資料としていただきました補助対象になるもの、ならないものというものが資料としてあって、これは我々議員用につくっていただいた資料なんですかね。ちょっとわかりにくかったので、補助対象になるもの、ならないものって書いてあって一覧になってたので、何がなって何がならないのかねなんて話をしていたら、ひっくり返して

みたらならないものという書き方もしてあったので、こっちがならないということで何も書いてないほうはなる意味なのかな、なんていうふうに思っていて、それで合ってますでしょうか。

○安心安全課長

これも県内では一、二市が実行しておる制度でございますが、今の知立市におかれておる住宅侵入盗には効果的な対策というか、積極的に皆さんがかかわっていただければということで御提案しているものなんですが、例えばそこにコーナンとかアピタにうちの職員を連れて見ていきますと、そういうコーナーもあります。

ただ、これは明らかに防犯といえるものかどうかというのがいろいろありまして、基本的には防犯の対象になるもののほうが多いんですが、お手元にお渡ししました犬がついてる図面があると思うんですが、例えば番犬としていいかどうか、これは番犬は明らかに番犬の効用もあるんですけども、ペットの主体性が強い。例えば番犬のえさって申請が出てきたらどうするんだというのでもでさんざん議論したんですが、それもペットのえさというのがまず第一義的なものであろうということで、まず代表的なものをこういうふうにあげてあります。

例えばフェンス、門扉等についても防犯上も確かにあるんですが、外観上の美観とかガーデニングとかいろいろありますので、これも工事費も高いということもありまして御遠慮したいと。あとは護身の用具は住宅侵入盗を対象としておりますので、押すとブザーが鳴る防犯ブザーとか、防犯スプレー、スタンガンとか、警棒とか、これも犯罪から身を守るためにはいいんですけども、今回主体的に考えたのが侵入盗ということで考えましたので、これも除外したいと。今後、もしここで御審査いただいて、次の段階に進めるようであれば、もっと細かに、例えばそういう取材とか写真を撮って、これはだめ、これはいいというのをもうちょっと具体的にホームページで紹介できればと今のところ思っております。

○田中委員

このいただいた要綱を見させていただくと、第3条のところに、住居、駐車場、自動車車両等に対して新たに云々と書いてありますので、それに見合うものがここに載ってるのかなという部分があるんですが、ちょっと二、三確認させていただきたいんですが、ここに書かれている、イラストについているものの中で値段がほんとに高いものから安いものまでいろいろあるんですけども、この要綱を読んでいてちょっと一つわかりにくかったのが、単品で例えば今回の補助申請というのは、上限で1万円まで2分の1ということなので2万円分のもので購入したときに1万円まで補助しますよという話になっているんですが、単品で2万円を超えるようなものというのは、それで特に問題ないと思うんですが、ただ防犯砂利一袋300円とか500円とかそういう話になってきます。

市民の感覚からいって、どうせくれるんだったらマックスに補助金を使おうという例えば話になったときに、防犯砂利とフィルムと幾つかのものを合わせて買って2万円超えました、領収証ですと、これも認められるのでしょうか。

○安心安全課長

おおむね期間を3年というふうに考えておまして、その間に前年の中でも要綱に当てはまるなら、その領収証のものがあれば、例えば1年を超えてでも最終的に1回限りとしておりますので、2万円を超えておれば1万円を補助させていただくと考えております。

○田中委員

そこら辺は柔軟に対応していただけるということで、フルに使えるのかなという部分もあるんですが、ちなみに今回、先ほど侵入盗を主にというお考えで設置されたという部分があるんですが、知立市で今一番多い犯罪ってどういう犯罪でしょう。種類として。私のイメージはあるんですが。

○安心安全課長

数でいきますと、直ちにお答えできないのがなかなかつらいんですが、例えばメニコンで御説明しました。知立市はいろいろ本会議でも議論等をさせていただきましたが、平成21年度を境に犯罪

の総件数としては半減しておりました。

ただし3点、自転車盗と住宅対象侵入と自動車関連盗という、その3種類については、この1月から3倍、4倍ぐらい伸びております。ほかの犯罪については、ずっと減少しております。

○田中委員

私の印象としても、今、知立市で一番多い犯罪の種類って、自転車盗じゃないかなと思っております。数としては圧倒的に自転車が盗まれるというのが多いんじゃないかなと思うんですが、今回のこの要綱の中に、住居、駐車場、自動車車両等あるんですが、自転車が含まれてないんですが、例えば自転車が盗まれないようにする二重ロックであったり、いろんな自転車の盗難防止のいろんな用具も売られています。もちろん安いものも多いので、そんなん自分で買えばいいじゃないかと言われればそうなんですが、先ほど話したように、先ほど補助するものの中に何百円というものもあります。その自転車盗難防止用のそういった用具もこれは含まれるのでしょうか。

○安心安全課長

今のところ自転車盗につきましては、この項目の中にあがっておりません。今後、検討しなければいけないかなと思っております。

○田中委員

もちろん重大犯罪としては侵入盗であったり、車の部品盗という被害も大きいですし、あるんですけども、犯罪件数でいくと知立市の犯罪、いわゆる人口に対する犯罪発生率をぐんと引き上げているのが自転車盗になります。そういった意味では、防犯カメラの設置とかそういったことも考えられていると思いますが、ぜひね、前はたしか私もお手伝いさせていただきました。いろんな配布して、半券を持ってきたら鍵差し上げますよみたいなこともやられてました。あれは全然ほんとに悪いことではないと思うんですけども、こういった要綱をつくられるのであれば、市の情勢に即した形で、ぜひ自転車なども使えるよと、自転車の盗難防止にも使えるよというような形で、してもらえれば、いろんなものを買っていく中で、

また入れてもらえるんじゃないかなと思いますので、そこら辺もぜひ御検討いただきたいと思います。

もう一点、この中で使えるものの中で、イモビライザーという話があるんですけども、今、御案内のとおり、イモビというのは、ほとんど効果がないと言われている。これは御案内のとおりだと思うんですが、イモビカッターというものが世には出回ってまして、イモビがついて、私の今乗ってる型のプリウスなんて絶好のターゲットになってるんですけども、そういった部分でいくと、今度はイモビカッターブロッカーなるものが今度は世の中に出てきている。そのイタチごっこじゃないんですが、ちなみに、そういったものも補助対象になりますかね。

○安心安全課長

先ほど御説明差し上げたとおりに、これは事例として挙げてありますので、そのような名前のものが例えば公式に認められて犯罪防止の効果があるとすれば、それは当然項目に入れていきたいと思っております。

○田中委員

その公式に認められてという基準は、どこで。たまたま私が見たのはテレビの番組で、そういったものが今あるので、ぜひこの型の車に載っている人は犯罪者が、あなたの車のイモビは簡単に切ることができ、ぜひ付けてくださいというみたいな啓発の番組を私は見たんですけども、公式に認められて効果があるというのは、どこで判断するんでしょう。

○安心安全課長

例えば新製品で耐久性とか、また上をいくようなものを簡単に開発されるようではいかんので、その半年なり売られるので、効果があると認められるというのが公式になれば一番ありがたいです。例えば警察でこういうものが効果的だよとか、そういうお墨つきがいただければと思っておりますが、なかなか製品の開発のほうが多いそうですので、そこら辺は私どもも先ほど言ったように、実際に量販店で確認しに行つて、これはいいかど

うかというのを判断しようと思っております。

○田中委員

当面は、その場、その場に応じてということで、逆にこれは買ってでもいいですかと確認しながら使われたほうが良いというようなこと。

これはほんとに製品の開発も日進月歩ですし、趣旨としては私は非常にいいと思います。本会議の一般質問でもお話ししてもらいましたが、防犯対策で一番大事なのは市民の意識、絶対自分は被害に遭わないぞと、自分の車は被害に遭わないぞという意識を高める。意識を高めるために、そういった意味でも、こういった用品を買うという行動も非常に大事だと思いますし、1個買い始めれば、当然そのコーナーに行ったら、こんなのもあるという形でいろんな防犯用品なんかもふやしていけるんじゃないかなと思いますので、趣旨としては非常にいいと思うんですが、ちょっと要綱を見ながら、曖昧な部分では、これはちょっと判断が難しいなと思う部分も多分にあるので、そこら辺はできるだけ市民が混乱しないような形でお願いしたいのと、先ほどの自転車の件は、ぜひお願いします。

○安心安全課長

解釈が曖昧でした。自家用車両ということですので、自動車、オートバイ、自転車までが車両というふうに解釈をしております。

○田中委員

わかりました。

一般市民に自家用車両って書くと、多分車のことしか思わないと思いますので、広報する際には絵を入れていただいてもいいですし、そういった形でわかりやすい告知をしていただければと思います。

これが1万円の100万円ですから100件という形なので、ほんとに議決がおりて施行されたら、すぐになくなりような、そのぐらゐの勢いになればいいなと思っております。ありがとうございます。

もう一件確認させていただきたい部分が、25ページ、9款1項消防費の中の、まず防災講座講師報償金、これはちょっと細かい話で恐縮なんです

が、これ今度は9月29日に行われる講習会の講師の先生の報酬金、ほんとにたわいない質問なんです、あの先生が10万5,000円で呼べるんでしょうか、ちょっとお聞かせ。もともと予算が取ってあって、追い金で10万円なのか、あの先生の講演料が10万円と呼べるのか、ちょっとお聞かせください。

○安心安全課長

まず片田先生、9月29日の先生は、もう当初で予算をあげておまして、お値打ちというたらいかんですけれども、今、有名な方があの予算でとは思っております。

この防災講座講師報酬金というのは、避難所運営訓練を区長にいろいろお願いをして、もしやっていただけるなら、例えばNPOとか、比較的すぐ来てくれる講師の方に謝礼として差し上げるのに、虫のいい話ですけど7カ所ぐらいあればということで、1万5,000円の7カ所というふうに思っております。

○田中委員

大きな誤解でした。大変申しわけありません。

この間、例えば八ツ田小学校でやらせていただいた、ああいった形のものにNPOの方なんかで講師に来ていただいて、そのときの謝礼という形で1件1万5,000円、7カ所という認識でよろしいですか。

○安心安全課長

それで結構だと思います。

○田中委員

ありがとうございました。

であれば結構です。あんな有名な方が、ほんとにこんな金額で来るのかなって一瞬思ったものですから。

同じく、項を変えて、同報無線整備工事費のことについて少しお聞きしたいと思います。

これに関しましては、私の先輩議員が本会議質疑のところで質問させていただきました。その中で、幾つか質問があったんですが、愛のチャイムのことについて、本会議で質疑があって、その放送時間のこと、放送内容のことについてやりとり

がありました。質問に対して、まず教育長から、子供たちは、愛のチャイムの前に帰宅して自分の家で聞くように指導しているという内容でしたが、現状、実際私の周りでもそうですが、子供たちは、愛のチャイムを聞いたから帰らなきゃみたいな形で帰っているように考えます。

また、現状の放送内容自体も、よい子はおうちへ帰りましょうと言ってますから、帰ってないことを想定している内容になっていると思うんですが、ちょっと整合性がないんですが、その点お聞かせください。

○学校教育課長

愛のチャイムのことですが、小学校には生活の決まりというのがございまして、日ごろの生活についてですが、その中で、愛のチャイムについてですが、家で聞くようにするということが7校中6校そういう指導をしております。基本的には暗くなるまでにおうちへ帰るということで、愛のチャイムが最後のとりでのように、それが最後リミットでうちへ帰るというふうに指導をしております。ですから、愛のチャイムによって、それを聞いて帰ってくるのではなくて、やはり基本的には自分のうちまでの距離ですね、時間さまざまであるので、それを見計らってうちへ帰るといいうふうに指導をしております。

以上です。

○田中委員

7校中6校が家で聞くようにという指導をしていると。ただ、実際には暗くなる前に帰るようにという指導をしているという話でしたが、現実的には愛のチャイムが鳴るまでぎりぎり遊んでいて、それは子供の気持ちは私も大変よくわかります。友達と一緒にいって楽しいですし、ただ、そこに関しては、この間もちょっとお話がありましたが、自分の身は自分で守るという防犯意識の観点をしっかり植えつけていただいて、先ほど話した、まず暗くなる前に帰るといいうことについてはさらに徹底していただきたいと思うんですが、この間、今のお話でもありましたけれども、愛のチャイムの鳴る前に帰宅するという話になったときに、子供

たちは、どこで時間を知ることか。子供たち、みんな腕時計しているわけでもありませんし、最近たまには携帯電話を持っている小学生もいますけれども、チャイムが鳴るまで、自分が、今何時なのかとかなかなかわかりにくいと思うんですけども、公園なんかには設置してあるところはぱっと見ればわかりますが、全ての公園に時計が設置されているわけでもありませんし、ここら辺はどのように。ちょっとなかなか整合性が合わない、矛盾してるように感じるんですが、いかがでしょう。

○教育部長

今の御質問の中で、子供がどこで時間を知ることかということはちょっと別といたしまして、今先ほど議論されておりましたことで、本会議の中で質問、答弁が今のようにございました。

ただ、その愛のチャイムが、知立市のよい子の皆さん、おうちに帰る時間ですという帰宅を促すというチャイムでございますので、やはりそのところが今のところ整合性が取れてないのかなというふうに認識もございます。

そういった中で、私ども教育委員会といたしましても、青少年健全育成連絡協議会、青少年問題協議会等もございますので、そちらのほうで一度こちらの案を、今ちょっと案ができていないんですが、案をつくりまして、そちらのほうに諮りまして、一番いい方法をとっていきいたいなというふうには思っております。

以上です。

○田中委員

あれに関しては賛否両論というか、確かに必要だという御意見もあれば、時間の設定この間、先輩議員からもありました。ほんとに時間の設定で合ってるのかと。実際、時期的にはもう6時に鳴る設定になってても暗くなっているという部分では、確かに最近でいくとグローバルな発想でいくとサマータイムみたいな発想もありますけども、年間通じて同じ時間のほうがいいんじゃないかと、そういった話もあります。

今、教育部長のほうから、少し検討したいというお話がありましたが、ぜひ一回しっかり時間の

こと、それから内容のことを見直していただきたいなと思います。

それと、たまたまなんですが、私は家にいると、私の家から一番近い同報無線が八ツ田小学校の上にあって、距離的にいくと20メートルか300メートルぐらい離れてると思うんですけども、さほど気にしてなかったんですが、たまたま最近ちょっととある事務所に詰めてる時間が多くて、そこは同報無線から20メートルぐらいのところにある事務所ですって、びっくりしました。6時になった瞬間に、あのニニ・ロツが近くでいくとこんなにやかましいものなのかという形で、正直驚いた部分があります。

これもちょっと議論があったと思うんですけども、ほんとにあの音楽が、確かに今、知立市民にとっては、あの音楽というのは夕方の音楽なのかもしれないけれども、ちょっと音の大きさもそうですし、曲の雰囲気、内容もそうなんです、ちょっとけたたましすぎないかという御意見もあります。

例えばあれが朝の7時にあの音楽が鳴ったら、多分知立市民の方は大半の方が苦情言ってくると思うんですが、朝は多分7時のチャイムで、今7時なんだなという、ああいったいわゆるチャイム的なものに切りかえることというのはできないでしょうかね。

○教育部長

今、トランペットが流れるわけですが、そういった音楽もチャイムに変えるとかいろんな方法ができると思います。それも含めて、協議会の中で一回詰めていきたいと思っています。

以上です。

○田中委員

大変歴史があって、私の隣、山崎委員長の所属しているJ.C、知立青年会議所が昔に子供たちの健全育成という形で始められた大変誇らしい事業であるということは十分理解しているつもりですけども、今のいろんな方が住まわれている、いろんな生活様式があるという部分の中で、少し一度見直していただくのはいいんじゃないかなと。

また、チャイムじゃなくても、市長なんかもお好きな知立はともだちっていうあんな曲を流していただくというのもいいんじゃないかなと。市の宣伝にもなりますし、ぜひそこら辺はしっかり一度検討していただいて、また決まり次第報告いただければと思います。

以上です。

○久田委員

一点だけ。補正予算書の14ページ、地方交付税の件でございますけれども、当初予算で3億5,000万円が3億円が普通交付税、5,000万円が特別交付税という御説明でありまして、今回、約2,300万円の減額補正となっておりますので、本会議の佐藤議員の質問で、総務部長のほうから、ここの減額の理由として調整率が変わってきたというような御説明でしたけれども、そこら辺をわかっただら、もう少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。

○企画政策課長

まず、今回の調整率の関係でございます。こちらにつきましては、地方交付税法の第10条、そちらのほうに普通交付税の額の算定という項目がございます。

そこには何が書いてあるかと言いますと、各地方公共団体のほうへ収入額と需要額との差し引きした分を全てに交付税として支給する場合、国のほうの予算を足らなくなるということが生じてまいります。そうした際、そういった調整率を掛けて需要額のほうに調整率を掛けて需要額を求めると。その額を求めた中で、最終的には収入額との差し引きで交付税を決定するという形になっております。

今回、うちの場合ですと、基準財政需要額のほうが86億8,368万5,000円、基準財政収入額が83億9,102万3,000円、財源不足額といたしましては、2億9,266万2,000円という形になりますが、今回調整率、調整額が先ほどの率でございます。今回は0.001803805という形の調整率を基準財政需要額のほうに乗じまして、その額が1,566万4,000円と、それが調整額ということで控除されます。そ

うしたことによりまして、普通交付税の決定額通知が2億7,699万8,000円という形になっております。

以上でございます。

○久田委員

調整率が変わったということで、ようやくなぞが解けました。

それと、それに関連しまして、もう一つ、地方交付税、私、本会議で聞いておったのは、4月と6月と9月と12月に交付されるというふうにたしか答弁で聞いたんですが、私は4月と6月と9月と11月ではないかというふうに思うんですが、そこら辺どうでしょう。

○企画政策課長

交付の月は、今、委員のおっしゃいましたように、最後は11月と予定しております。

以上です。

○久田委員

やっぱり今月入って11月に入ってくると。

それで特例法案、国のほうが国会が終わってしまつて特例法案が通らなかつたということで、財政の弱い市町村に関しては満額入ってくると。道府県には3分1ほど圧縮するというふうに聞いております。たしか7,000億円ぐらいだったと思いますが、そこら辺で愛知県のほうに交付税が入らなかつたときに、当市の今おっしゃられた交付税は担保されておるとは思いますが、県に入らなかつたときの県支出金が知立市にくるとか、そういうようなもので当市に影響はないでしょうか、そこら辺どうでしょう。

○企画政策課長

委員のおっしゃいました特例公債法案というのがまだ見込みがないということで、報道ではそのような報道がされております。前回、本会議の質疑の中で、御質問書に、今後間違いなく入ってくるのかという御質問がございました。直ちに私どものほうが愛知県のほうへ問い合わせをしました。ただ、愛知県のほうも、まだ7日の閣議以後、正式な報告はもらってないということでございまして、県の職員の方に聞いた中では、市町村には差

し当たって今年度内示決定された額は支給されるのではないかと。あと、都道府県については、今後11月というのを9月、10月、11月と3カ月ぐらいに月割で交付されるのではないかと、そのようなことを伺っております。

以上です。

○久田委員

10月に臨時国会が開会されるんだから、多分10月と11月、2回に分けてね、多分私の勘だと交付されてくるような気がしますので、そこら辺、県との連携をとっていただいて、市民サービスが停滞しないように、今後一層よろしくお願ひしたいということで質問を終わります。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員

本会議でも問題になりましたが、防犯カメラの補助事業についてお尋ねをしたいと思います。

実計メニコンは平成25年度からということですが、平成24年の補正予算で前倒しというふうになったんですが、その理由をまず聞かせていただきたいんですが。

○安心安全課長

一般質問等でも御返事をさせていただいておりますが、この1月から犯罪、特に先ほど言いましたけれども、三つの犯罪が多いと。特に車上狙い、自動車の関連の犯罪が多いということで、できる限りそういうことを守るのが仕事とっておりますので、前倒しをさせていただきました。

○高橋委員

犯罪が多いために前倒しをすると。メニコンの会場からも出たんですが、今回のようにマンション等の駐車場につけるのはいいけれども、もうちょっと不特定多数が出入りしている駅の駐輪場等につけるべきではないかと、こういう御意見がありました。公共施設にはどの程度のカメラがついているんですか。

○安心安全課長

私どもが把握しておるものにつきましては、例えば駐輪場、福祉体育館、そのようなものがある

かと認識しております。

○高橋委員

これ、一般の皆さんのところへ補助するというわけですから、犯罪件数がふえているというのはそういう認識の上では前倒しをされるというわけですけども、公がつけなければならないような施設にきちっとついているのかと。補助をされるのはそれはそれとしてね、例えば駅南の駐輪場、あるいは本町のところの駐輪場、駐車場であれば駅前市の市営駐車場、あるいは新林にある衣豊線下の駐車場ね、あそこなんかは時々盗難があったりしますけども、これは知らんよというのが看板が立っておるのかな、今。ここの中での盗難は一切責任持ちませんみたいな。そういうところが一方あるわけですね。そういうところは十分手が打たれてるのかどうかということはいかがですか。

○安心安全課長

まず、メニコンについてですが、高橋委員も席におみえになったので言いますけれども、防犯のメニコンで出したのは、三つ私どもは御提案をさせていただきました。

駐輪場防犯カメラ設置補助金ということで事業、それから駐輪場の防犯カメラを設置したいということが2点目で、3点目が防犯対策補助金ということで御提案をさせていただいたと御記憶だと思います。

今回、個人の中で自転車盗が多いと言っとる割には費用がかなり出るということで、まずは市民の方々の直接的なもの、車上狙いと住宅の侵入盗ということで2点を前倒しで提案させていただいたものです。

ほかの公共の例えば貸し出ししてある駐輪場については、当然補助とか設置するのがありますが、まず第一義的には、例えばマンションの駐車場もそうですが、まずは管理者が責任があるかというふうに認識しています。

○高橋委員

私の質問にはお答えになっていないけども、公が本来つけるべき防犯カメラはどの程度ついているのかということを知りたいんです。

○安心安全課長

全てを網羅しておるわけではございません。先ほど言ったように、カメラがあると認識しておるのは駐輪場、駅のふれあい駐輪場、駅の南、牛田について今カメラが設置しておるといふふうになっています。それから福祉体育館にあるというのは認識しています。

○高橋委員

民間の防犯の貢献をしたいということはよくわかるんですが、そこは前倒しでやるけども、例えば本来公共施設で市の責任で防犯を抑止しなきゃならないところについてどうなんだということを知りたいです。

ちょっと具体的に、例えば駅前の駐車場というのはついておるんですか。あれは衣豊線の下の平草の竹やぶのところ。あれついておるんですか。ちょっと聞かせてほしいなと思って。

○安心安全課長

申しわけありません。その今おっしゃられたところについては、自分が確認しておりませんので認識していません。

○高橋委員

こういう施策を打たれる場合には、まず公がやらなければならないところについて、どの程度まで抑止の施策が行われているのかと。

一方で民間に対しては、どういうアプローチが必要なのかというその議論がないと、何かこれだけ前倒しすると。季節に合わせるように前倒しすると、何かの季節に合わせるようにねというふうにもうがった見方をすると、とれるんですよ。何でこれだけ前倒しなんですかと、そういう疑問が払拭できない。残念ながらね、向きがありますので、今改めて聞いておるんです。もっと自治体がみずからのところで手を打たなきゃならないところが二の次になっていて、補助事業が優先するというのは、ちょっと理解に苦しむという思いを率直に禁じ得ないので吐露しとるといことは、ひとつ率直に承っていただきたいと。そこで、一度調べて、資料出してくださいよ。カメラがついとるところについてね。

○安心安全課長

公共施設について、テレビカメラがあるかどうかについては確認をさせていただきます。

○山崎委員長

出していただけるのでしょうか。

○安心安全課長

当然集計をいたしまして、報告をさせていただきます。できればと思っております。

○高橋委員

それで、今回補助対象になる駐輪場、駐車場等については、要綱第2条でございます。知立市内に所在すること、戸数が5戸以上の分譲マンションなどであること。その駐車場、貸し駐車場、商業施設、消費者に商品またはサービスを提供する小売店、飲食店、宿泊所、娯楽施設等に入居している施設というふうに書いてあるんですが、例えばアピタとか、あるいはユニーの駐車場はこの対象になるんですか。

○安心安全課長

この項目で判断させていただきますれば、対象となると思っております。

○高橋委員

対象になる。なりますか、なりませんか。

この項目で見るといふふう形容詞がついたんですが、アピタの駐車場、商業施設、お客さん寄せてあそこであきないをされておるんですが、あそこも補助するんですか。しかも4台ということですか。一つの施設四つしかあかんでしょう。あそこも対象にする、補助の、アピタ。私、今答弁を吐然として聞いておるだけ。

○安心安全課長

この文面という限りは対象となります。ただし、実際には広大な駐車場については、今もテレビカメラがあるところもあると思いますが、基本的には市民をまず対象とした5戸以上のマンション、共同住宅、貸し駐車場、小売店とか書いてありますが、そういうものを主体と考えております。

○高橋委員

それはさっき私、読みましたがね。

ユニーもそうですか。名鉄の駅前の駐車場、名

鉄協商ですか、あの借りたやつみえるわね。あの立派な駐車場、あれも対象になるの。

○安心安全課長

先ほど言いましたように、ほかの施設にカメラがあるかどうか把握しておりません。もしなくてその申請であれば、当然この項目を読む限りは対象と考えられます。

○高橋委員

駐車場業を営んでいるのは市内に幾つあるんですか。駐車場業を営むというのは、そのプロテクトするのは駐車場の業務、営利の枠の中じゃないですか。例えばアピタも、あの巨大な駐車場はちゃんと利益を還流させる施設なんですよ。例えば新地通りにあるあの共同駐車場、昔の映画館の前にあるでしょう。ああいうところにはつけてあげるとは必要かもしれないね。だけど、アピタやユニーの駐車場に何で防災カメラつけないかんの。これはちょっとゆがんでるんじゃないですか、考え方が。

私は、さすがと思ったのは、ただし書きがあるんですよ。入居している施設のうち、市長が適当と認めるものをいう。ここにさっきの減免と同じ専決処分がここにあるんじゃないですか。市長が適当と認めるものをいう。私は、ここで切らなきゃ、アピタやユニーは。名鉄の駅前の駐車場も切らなきゃあ、共和もね。共和パーキング、あれはパーキング業ですから、このあたりは切らなかつたらね。ああいうところへつくと。20カ所ですか、今回。一般市民まで回らへんかったと。それは本末転倒だと言われるじゃないですか。そのために市長が適当と認めるものについては、この限りではないと。認めるものをいうとずっと例規してあって、アピタやユニーは省かないかんでしょう。

○安心安全課長

今、御指摘いただきましたものについては、検討いたすと考えております。

○高橋委員

前倒しでやると言われるからね、もうちょっと精査をして、ユニーやアピタのために公費を使っ

て、それはやめていただきたい。そういう本末転倒した行政サービスは。あきないんだから、あの人たちは。ちょっといいですか。ほんとに心配になってきましたよ。前倒しでやるとおっしゃるけど、心配になってきました。どこまでカットするんですか。アオキスーパーはどうですか。そうなるくるじゃないですか。地元の銀座の中へ入らしたミマツフード、ここはどうですか。

○総務部長

このところでございますが、うちのほうで一番の条件がございまして、道路や公園などの不特定多数が利用する場所、画像面積のおおむね3分の1が映るようにと、うちが一番求めているところはそこでございます、駐車場の中のというようなことじゃございません。

市長が適当と認めるというのは、商業施設というのはたくさん、ちょっと言葉が不適切というような場合があるかもしれないけど、いかがわしいとかそういうようなところもこの文章でいきますと対象になると、そういうようなことについては、一度この前あった脱法とかそういったこともありますので、そういったことについては、ここで市長が適当と認めるというような形でございます。

それから、さっき言ったユニーとかそういったことの大きなところについても、ほかの施設、公園とか道路の3分の1というような形ができれば、うちにとっては防犯のことにつながるというような形になっておりますので、そういったところについても、そういったところは申請はなされないというふうに思っておりますが、狙いはそこでございます。

以上です。

○高橋委員

これね、なかなか線が引きにくそうですね。新林のAパン、これなんかはちょっと外してもらいたいわね。ミマツを含むのかどうかというのは答えがなかったけど。これは運用難しいですよ、ここまで言われると。いとも簡単に要綱でびつと出してみえて前倒しでやるんだとおっしゃるけども、今言うミマツフード、アオキはいいのかいかんの

か。私、これ読ませてもらって、どうやって線を引かす。それから、総務部長の言った3分の1以上というのは、ちょっとようわからん。どういうふうにカメラつけたら3分の1になるんですか。この絵がありますよね。

○安心安全課長

お手元にお配りした資料の中で、こういうカメラの絵とカラー図がありますけれども、最大4台を設置した場合を想定して御説明をしております。

この4台のうち、一つずつが3分の1かと言われると、どうしても物理的に無理なところもあります。例えば3台でそれ全部道路を撮るならそれもいいし、その辺は御申請された方の土地の地形とか、駐車場の形によって運用で変えなければならぬところはあると思いますが、おおむね3分の1が公道分、もしくは公園等が望めればというふうに考えております。

○高橋委員

さっぱりわからん。どうやってつけるの。3分の2はその敷地内を照らしておってもいいけど、3分の1は外を照らせと。公道、敷地の外が映らないかんよと。

この絵でいうと、下二つは全ういかんわね。外のほうを向いてないでしょう。これは建物でしょう。このグレーが道路。そうすると、この赤いところが3分の1ということか。こういう取りつけ方、いかほどの意味があるわけ。公共性を重んじるとのことなの。だって、このカメラは駐車場の防犯のためにつけておるわけであって、公道を映すことも、それは関連がないとは言わんけれども、公道なんか関係ない人が通るわけでしょう。プライバシーの話もありましたけど。こんなふうにつけることが、どういう意味があるんですか。

○安心安全課長

3分の1程度ということですが、例えば車で部品を盗んで、言葉が平易ですけども、逃げていく顔とか服装とかをとらえるためには、例えば入り口に付近で撮れるようにとか、付近に車をとめて車上狙いをする場合には、その車が撮影できるとか、そういうふうに受け取っております。

○高橋委員

これでそれができるとは、ちょっと思いがたいですね。よくわかりませんが、こういうことも条件に入れてあると。こういうことですが、私、最初に指摘した、どういう施設が対象になるのかということは、もうちょっと吟味して、要綱を運用する場合の手引書というか、要綱の運用基準みたいなものを屋上屋をどんどん重ねていかんけれども、運用基準みたいなものをつくって市議会にも例規してくださいよ。こういうのがいかにいかんと。ここはいいのかということはお互いにしっかり認識した上で、なるほど客観的に必要な補助制度だというふうに理解ができるならば、それはそれで意味があるというふうに思うんですね。

先ほど公道を映すというふうにおっしゃったんですが、そうするとその駐車場や駐輪場に直接関係ない通行人も映るわけですよ。あるいは用事があって行った善意の市民も映ってしまう。ここに遵守事項第5条でプライバシーについていろいろ書いてあります。データの保存期間は7日間とし、保存期間満了後、遅滞なく廃棄せよと、こんなことを契約書にうたわせるわけですけども、そんなことは可能なんですか。四六時中対応せないかんがね。毎日毎日だよ、7日間というのは。毎日毎日画面落とさないかん。こんなことはできるんですか。

○安心安全課長

記録装置というか、ハードディスクがございます。その中にSDなりハードディスクそのものに記録を媒体で使うんですが、それをわかりやすくいうと、ビデオテープの上書きをして前のやつが自動的に消えていくというのが基本的に今、委員のおっしゃった廃棄するという意味でとらえていただければと思っております。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時09分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○安心安全課長

先ほどお尋ねになりました公共施設の防犯カメラの設置状況で、わかる分を報告させていただきます。

駅前の駐車場、これにつきましては、防犯カメラは設置されております。それから、土木課が管理しております新林の駐車場、これは防犯カメラはございません。図書館、これは防犯カメラはありますが、モニターで見ておるだけで記録装置はないそうです。

以上でございます。

○高橋委員

もうちょっと前へ進めていきたいと思います。

7日間データをそういうシステムに組み込まれているから必然的にそうなると、7日以降は廃棄されていくということですが、その機種でそういう入力があるかどうか、そういう操作がということを契約時に確認を取ると。契約書をいただかないかんでしょう、プライバシー保護のね。そのときに確認を取るという作業で事は足りると、こういうことですか。

○安心安全課長

それがまさしく実行されてるかどうかというのは、当然現地で確認、それから適当な期間としかまだお答えできないんですけど、それで実際に運用されとるかどうかというのも確認をしていきたいと思っております。

○高橋委員

これ、私よくわからんけど、カメラというのは幾らぐらいするんですか。あるいは録画装置、12万円出すんですか、今度補助を。これは買うと幾らぐらいするんですか。

○安心安全課長

同じようなところの制度を実施しておるところに確認をしてみました。単体で言いますと、カメラについては、おおむね12万円から15万円ぐらいが私どもの望む性能を持っております。それから、記録装置ですけれども、30万円以上はするというところでございます。私どもが望んでおる機

能は。総額で例えば4台を設置したら120万円以上にはなるということに実質はなっておるそうです。

以上です。

○高橋委員

今回は前倒しでそういうことをされるわけですが、実計メニコンで3カ年ということで御提案されましたね。これで全部で何台カメラ据えるわけですか。最高4台ですがね、1カ所。5年間やりなさいよと。一回こっきりですよと、補助はね、というふうにうたってあるんですが、3カ年でどれぐらいのカメラ数を補助することになるんでしょうか。

○安心安全課長

今期は10カ所で、当然1年だと倍の20カ所を予定しております。都合、60カ所やっただければと思っております。

○高橋委員

そうすると、よくわからんわけですが、60カ所の守秘義務を常時これからこの履行されてるかどうか、安心安全課当局がこれを精査する。精査するということもおかしいけども、きちっとそうなるかどうかを確認しなきゃいかんと、こういうことになりますね。数は少なればいいけど、60カ所となると、なかなかの大仕事。どれぐらいのサイクルでこの管理がきちっとされておるのか、プライバシーが守られておるのか、査察と言いますか、確認しようとされているんですか。

○安心安全課長

1カ所につきまして、おおむね1年ぐらいをペースと考えております。

○高橋委員

1年に1回、年に60カ所については確認作業をいただくということで、これ、しかし、なかなかの大仕事ですね。さっき言った7日間というのは、さっきのような装置が作動してるかどうか確認すればいいけども、犯罪抑止以外に使ってはならないとかね、いろいろありますがね。そこらあたりは、なかなか微妙でね、犯罪抑止はいいけども、善良な市民の息苦しい社会生活を結果的につくり

出すようなことがあってもこれは問題だと。実計メニコンでもその種の意見が出ました。何でも監視すればいいのかと。ずっと24時間監視せないと、こんなレベルではたまらんわけですし、その境目と言いますかね、分水嶺というのが非常に難しいわけですから、この種の抑止は同時に人々の尊厳をしっかりと担保するという土俵の上でしか成り立たない近代社会のルールだというふうに思うんですね。

60カ所、年1回程度でよろしいですか。もう一回聞かせてください。これ、どういう検査というか、確認をされるんですか。

○安心安全課長

まず時期につきましては、1年に1回が今の勢力では限界かなと。それから、実際にどういうふうにモニターするかということにつきまして、モニター設置は私どもは推奨はしていません。カメラとハードディスクだけで、常時例えば駐車場の管理人がモニターで見ておるようなことはごめんしていただきたいというふうに指導していきます。

ハードディスクについてですけれども、ちょっとまだ具体的にはメーカーにも聞かなければわからないんですが、触ったのがわかる履歴とか、封印をすとか、多分そういう具体的にできることがあるはずなので、SDの小さいあれを出すだったら、それを封印してやってそれが取れるかとか、ロックをかけてあるとかいろいろやり方は、まだ1回しか業者に聞いていないんですが、あるそうなので、その辺で管理をしたい。

それから、当然誓約書で善良な管理をしていただけということになっていますので、その辺については信頼関係というちょっといいかげんな返事ですけども、それでお願いをしていくと。あとは、さっき言いました、1年に1回は私どもが検査に入らせていただくということをお願いしていきたいと考えています。

○高橋委員

なかなかデリケートなテーマなんですが、つけられる限りその側面をしっかりと担保していただ

かないと、市民の信頼が勝ち取れないということでは申し上げておきたいと思うんです。

それで、本会議でも出ましたけども、設置するものの資格要件として、税を納付していることということで、いくら何でもマンション管理組合の代表者及び役員の名で納税証明求めるのは問題だと。これはそういう方向でないような方向で検討するということでしたが、そういうことでもいいですか。

○安心安全課長

高橋委員ほかに御指摘をいただきまして、私ども副市長が御返事を申し上げておるということで、その補助金交付要綱のうち問題になっている部分、第3条、第8条の(8)を次のように変えさせていただきます。

ただし、第5号に該当する場合を除き、当該者、当該者が法人格を有しない団体等である場合にあっては、その代表者で、そのあと、または役員のいずれかというこのまたは役員のいずれかというのを削除させていただければと思っております。

それから、第8条の8につきましては、同じく市税を滞納していないことを証明する書類、当該者が団体等である場合にあっては、その代表者のものというふうに、及び役員全員のものというのを削除させていただければというふうに考えております。

○高橋委員

代表者は納税証明求めるわけですか、今の改正案ですと。それは代表者といえども、管理組合の中に滞納者を探すような作業が始まりますよね。今度つけるんだけど理事長いいねと、あんた滞納してへんかなと、こういう懸念を禁じ得ないですよ。何でそこまで管理組合の場合、納税証明が必要なのか。もちろん滞納がないほうがいいに決まっていますから、こういう施策を通じて、給付するから副産物として滞納がないような納税率、収納率を上げたいというのが副産物についてくるということはあるかもしれんけども、代表者の今後は人格が管理組合の役員選挙のときに、役員の立候補要因、税を滞納していないこと、こういうこ

とにならないとも限らんですよね。そこまでして納税証明を求めなければいけないものかどうか。これは税を納めるということが当然のことだから、それはその筋できちっと収納行為をしてもらう。これは税務課が中心にね。これは当然のことだと思います。補助金の反対給付として財産を構築することになるんだから、納税証明、滞納していることについては問題だということであれば、この施策が十分に効力を発揮しない。滞納者がいた場合には、これは推進できんわけですから。ということを鑑みますと、しかもそこには団体の目が理事長なり代表者に注がれるということになるんですね。ちょっと私、同意できませんね、今の改正案では、これはそれを求めない。

それから、もう一つ、集合住宅の場合、(2) 賃貸共同住宅の所有者、これ納税証明求めるんですね。これは賃貸の居住者が、大家さん、つけてくださいよと、危なくてしょうがないという場合にはつけられるでしょう。何分の1とか書いてあったね、たしか。つけてくださいよと、大家さんが。あるいは大家さんがつけようという場合には、そこに居住する人たちの同意が必要だと書いてある。そのときに大家さんは、マンション持ってみえるわけですから豊かですが、固定資産税はとてめえらいと。固定資産税はとてめえらいので、悪いけども納期、納期に払えないと。そうなる納税証明出ない場合があるんじゃないですか、税務課長。

○税務課長

納税証明は出ますけども、その中で、表示の仕方まで記憶はないですが、納税額と未納額というもので表示されるものと思っております。

○高橋委員

税は納めてみえるけど、分納で納めてみえる場合にはそういうことになるんですよ。その人は別にひもじくもないし、ちゃんと税を払ってみえるけど、たまたま固定資産税が多いと。年金暮らしになっちゃったと。家賃収入はあるけども、それで全部転化するのはいきなり、平準化して出したいという場合に、税務課長のおっしゃるような

手続になるんですよね。そうすると、ここをつけられないじゃないですか。この条例は要綱の効果が発揮できないことが、そのことによって発生するじゃないですか。いかがですか。そこまで求めなきゃいかんもんですか。安全・安心のためにつけるんでしょう。そこが危なくても大家さんが滞納しておいたらつけられないということになるじゃないですか。その可能性ゼロとは言えないでしょう。だからあまり五目飯にしないで、単品で勝負してくださいと。防犯対策でこの仕事を通じてほんとにやるんだと。やれ納税だ、やれ何かといって妙なごちゃ混ぜにしないで行政効果上げてくださいよ。どうですか。私は、(1)、(2)は納税証明を求めないと。貸し駐車場の所有者及び管理者。商業施設はさっき言ったようにね、ちょっと精査しなきゃいかんですね。町内会は、これも区長の納税証明求めるんですか。さっきの理屈なら区長求めればいいじゃないですか。そういう理屈になるじゃないですか。構成員、役員や協議員まで求めちゃいかんけど、今の理屈なら区長の納税証明求めればいいじゃないですか。そういう理屈になるんじゃないですか。もっと心広く施策の前進のための邁進してくださいよ。この際、副次的にあれも拾って、これも拾って、こうやって、この施策を前へ進めると。障害になるものは除去すると、それで十分じゃないですか。どうですか。

○総務部長

実計メニコンでもこれは意見の中でもあったんですけど、もともとこの二つの事業につきましては、個人のものに市がそこまでやる必要性はないというような意見もありました。

今回うちのほうがどうしてもこの事業を行わなくてはならないというのは、やはり犯罪が多い。この犯罪を少しでも早く抑制するには補正予算で対応をするしかない。また、知立市のうちのほうでできる限りは努力をしていきたいというような形でございまして、あと、1万円のものにつきましては額が少ないということもございまして、ほんとの趣旨からいけばおかしな話なんですけど、額

が少ない。あと、駐車場とかそういったところにカメラをつけるというのは個人の安心を買うというとおかしいんだけど、そこの集合住宅のところ非常に安心して財産、財産というとおかしいですけども、安心度が上がってくると、そういうような形もごさいますので、せめて駐車場は金額が高いというようなこともございまして納税証明をつけるような形にいたしました。

それから今、収納率ということをおられるんですけど、大体収納率98%ぐらいで、ほとんどの方がきちんと税金というのは納めていただいております。ただ、今言われた2%というのは、どのぐらいのところかというふうに思うんですけど、私のほうは、この事業を進めていかなくてはいけない話なんですけど、非常に少ないようなところを今言われているのではないかなというふうに思っております。

それから、これを1回事業を進めて、このような形でこれでいいのかという、実際には市民の皆さんの利用が少ないということになりますと、またその中でいろんなことを分析しながら直していかなくてはならないというふうに思っておりますので、まずは当面こういうような形でスタートさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員

前からいろいろ、まずはまずはできているんですが、マンションの所有者、必ずしも納税完納者じゃないですよ。だから賃貸マンションの所有者には納税証明求める。分譲住宅の代表者には納税証明求める。だったら区長にも求めなきゃいかんというような妙な理屈になるんです。何で区長いんですか、ちょっと聞きますけど。

○安心安全課長

その認識をされておられるんのですが、私もとしましては、1から4までにつきましては、個人が土地を所有されている、もしくは管理されているというふうに認識しております。今の5の町内会区長につきましては、その方がその土地を所有して、先ほど部長の説明のようなそういう

ことがセキュリティがやられるという意味では違うと思っております。

○高橋委員

西中町に町内の駐車場がありますよね。あれは町内の人々が、あの土地は町内の土地でしょう、多分ね。その利便性、お金払ってやってみえる。そこに防犯カメラつける場合には、これは地縁組織ですよ、町内会は。だからその区長が所有しておられるわけじゃないので、その代表者の納税証明求めない。マンションだって地縁組織ですよ。確かに区分所有で占有部分と比例して底地を持つわけですが、どういう人がそこへ入ってくるかわからん。いわば地縁組織ですよ。たまたまその理事長になった。ここは納税証明くださいと。これはちょっと一貫性に欠けるんじゃないですか。何でそう納税証明のこだわるんですか。私、ちょっと聞きたいんですけども。

○安心安全課長

先ほど部長も説明しましたとおり、額が多いかどうかと言われると、それもまた御意見あるかもしれないませんが、1カ所に三十数万円最大、税金、血税を投入するということについては、やはりそれなりの証明が要るか私どもは考えております。

○高橋委員

私は理解できません。先ほど読まれた修正案を出してください、ここへ。その修正案で移行するんでしょう。あなた口頭で言われたけども、この要綱を変えるわけでしょう。出してもらわないかんわ、修正要綱を、当たり前の話で。それでもう一遍議論しましょうよ。

○安心安全課長

申しわけありません。時間的に少し間に合わなかったもので、口頭で説明させていただきました。この改正した文書は、直ちにお配りさせていただきたいと思っております。

○山崎委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後3時30分

再開 午後3時31分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

要綱をお出しいただくんですが、マンションの代表者の納税証明求めることには、私、同意できません。それは区長と同じですよ。ある意味で、地縁組織の代表者、それは地縁組織の代表者になるには、納税があるかないかというのをそこに焦点はありません。その人の力量なり、みんなをまとめていくそこから選ばれた人が、たまたま理事長になってる、代表者になってる。ところが、その方が滞納しておれば、この施策はつきませんと。高額な補助だからだめですと。それは全く筋違いな納税論でね、私は、もしそういうことで理事長が審査持ってきたら、納税がなかったと。えらいことになるじゃないですか。また、賃貸マンションの場合の所有者についても同じことが言えるんじゃないですか。たな子が、借りてる方々が、大家さん、何とかつけてくださいと、危なくてしようがないと。今回も先回もありましたと。わかりましたといって持っていったら、あなた滞納がありますよと。つかない。どうやって説明したらいいですか。そういう副次的マイナス効果を想定できるわけです。しかも集団の中で、その人がそういうことをしているということが明らかになる、開示される、結果的にこの事業を通じて。自分のうちに太陽光つけるときに持っていったら、滞納しとったと。それはおっかあと二人で反省すればいい話だけど、これはそういうわけにはいかない。その人の社会的人格がそこであぶり出される。そういう効果を結果的に持つ可能性がある。私は、個人の尊厳なりプライバシーというのは、ほんとに大事にしてほしい。さっきのビジョンのところでも申し上げたけど。そういうような感覚でやられたんでは、ほんとに安心してこの防犯カメラの普及をどうぞというわけにはいかんのじゃないですか。

私は、少なくとも今言ったマンション、区長は当たり前ですが、マンションの代表者、もう一つ足を伸ばして賃貸マンションの設置者、オーナー、

これはオーナーのためにつけるわけじゃありません。居住者のためにつけるわけですから、それは結果的にオーナーの資産になるかもしれんけど、防犯カメラそのものは何も生み出しませんよ。防犯を抑止するというだけの太陽光とは違うんでしょ。確かに付加価値として相当な金に乗ることはわかるけども、それは居住者の安全性を確保するためであって、それでオーナーの納税証明が何でそこで連動しなきゃならんのか。私は、ちょっと理解しにくいんですね。理解できませんね。

副市長、あとで要綱で出てくるんですが、そういうことを含めて本会議で方向性を出していただいたんじゃないですか。少なくともマンションは代表者も含めて、私はやめていただけたらと思った。理解できないですね、ちょっと。

○清水副市長

今回の防犯対策としてしっかり普及をさせたいというところで、今回提案をさせていただいてるわけでございます。

そんな中ではございますけども、やはりそれなりの補助金という形で個人なりそういう組合に交付をさせていただくということでございますので、そういったことでは善良な納税者というところで一つのものが必要なだろうというふうに私は考えておりました。

本会議の中の議論もそうですけども、反面できるだけ利用していただきやすい形、手続的にもですね、そういったことも考えなくちゃいけないので、そういった組合の場合に役員全員のものを全部添付していただくようなところまで求めるというのは、なかなかハードルを高くすることになるので、そこは代表者を一人でも今回の要綱の定めるところの目的は達せるではないかというような内部議論の中で、今回、安心安全課長が申し上げたような案でどうだろうかというところを今考えているところでございます。

○高橋委員

私は、何でその議論をふっかけてるかということ、このカメラを通じて集団の中であぶり出されるといふ結果になるからですよ。うちの理事長は滞納

しとったからだめだったんだという可能性否定できないでしょう。自分が自分で滞納者だったということを改めて確認されたことになったと、補助金申請を通じてということはあるかもしれん。しかし、それは全部自分に帰着することだし、そのことを通じて他人にそのことは開示されるわけじゃありません。ところが、この種の話は、たな子の皆さんや、あるいはマンション構成員、マンション総会で決議が必要でしょう。マンション総会で決議してつけましようということになって、たまたま4月になったら理事長がかかった。新しい理事長が持っていったら、税の滞納があったと。これはば一ですね。何でうちのマンションつ坎のだと、こういう可能性否定できないじゃないですか。いいんですか、これで。私は、配慮が足りないと思いますよ。

要するに、この施策は防犯抑止が施策だから前倒すんでしょ。だったら防犯抑止が担保できれば、それでよしとすべきじゃないですか。どうですか。補助金は反対給付を求めないですよ。補助金を交付するのは的確かどうかは吟味せないかんけども、マンションの決議があって、多数の人がつけてほしいと。3分の1を外を照らす条件でつけられておるならそれで十分じゃないですか。大衆の面前で滞納者かどうかを開示するような仕組みとシステムを内蔵するやり方というのは賛成できないですね。もう一回お答えください。どうですか。

○清水副市長

先ほども申し上げましたけども、私どものほうとしても、できるだけ普及をさせていきたいということと、先ほど申し上げましたように、やはり一定の額の補助金を交付させていただくということでございますので、そこには当然これは単独事業で100%市税を投入させていただくという事業でございます。そういったことでは、こういったところの配慮も必要だというふうに考えております。

○高橋委員

市長どうですか。

○林市長

全く副市長の申し上げましたとおりで思うわけでありませぬ。

私は、一つですね、いろんな施策をやるときに、当然ながら自分自身考えるわけでありまして、今回もこの施策をやるについては、前回の本会議質疑を受けて今回一つの形を出させていただいた。それは今、副市長申し上げましたように、より多くの皆様方にこの施策を取り入れていただきたい。しかしながら、やはり資産価値を上げていくという一方もあるわけでありまして、税を納めていただくというのは、この施策にかかわることじゃないわけでありまして、そうした中で、今の方向性を出していく。

もう一つは、これは税の完納証明を求めているのは知立市だけかなということじゃないわけでありまして、同じような施策をやってる例、全国にたくさんあるわけでありまして、どこの自治体もこの税の完納証明を要求をしているということを考えますと、私どもだけがということじゃないということ等々判断をさせていただきますと、やはり今の今回要綱改正案を出させて、今お配りさせていただいているんですけれども、そういった形で説明させていただきたいと思っております。

○高橋委員

とても大変残念な二人の幹部の市長、副市長の御発言でした。

私は、この行政効果が担保できれば、それでこの補助金の効果は十分発揮できるわけでありまして、私が申し上げている点は、副次的な留意点ということであって、これが前面に出てきて私の指摘をあくまで承服できないという考え方は私は同意できません。

全体に未消化です。この補助金要綱は、先ほど言った商業施設の駐車場のあり方を含め、税の納税証明も含めて全体に未消化。どうもそれは前倒しと関係があるじゃないか。もうちょっと吟味して、消化をして、そして今、私の申し上げている納税証明の視点にあっても、もっと理論的に議論しましょうよ、これは。結果的に集団の中であぶ

り出されることは否定できないんだから。それいいのかということですよ、プライバシーが。それ否定できないですよ。それは各地でやってるからいいのか、資産価値を構成、それ全然違う話です。資産価値を構成するということとプライバシーを遵守するという事は違う話ですよ。他市がやってるということと私の指摘しとるプライバシーの保護とは違う話ですよ。十分議論されないまま、とにかく早くやりたいんだ、進めたいんだ。未消化だと思う、私は。ちょっと賛成しがたいです。この補正予算はと言わざるを得ません。残念だけど、対象物件を含めということ強く申し上げておきたい。

聞きたいことは幾つかあるんであれですが、25ページの災害対策事業、市役所自家発電機基本設計業務委託料525万円、内容について御説明ください。

○安心安全課長

この防災費の中にあがっております災害対策事業といたしまして、市役所自家発電機基本設計業務委託料の内容についてですが、現在、庁舎の地下に設置されている自家発電機がございます。これは昭和53年に設置されたもので、その定格とか能力を見ますと、フル稼働で約2時間の発電が可能だそうです。

当然ながら、今、震災が起きた前提で考えますと、長時間の停電に庁舎内の当時パソコンとかなかった時代に設計されたものが需要電気を確保できません。また、さきの震災等も踏まえましても、例えば災害対策本部が設置された場合に、長時間の停電というのは致命的と考えております。これを確保するために自家発電機を設置したいと。他の施設等でも発電機が直ちに既製品を買ってきて置くというものではできませんので、まずどれぐらいの能力で、どれぐらいの場所で、どれぐらいのものが要るかということを中心に設計はしていきたいと考えております。

○高橋委員

現在設置されているのは2時間しかもたない。2時間じゃ心もとないわね。だから今回改めて基

本設計をやるということですが、これは基本設計で500万円ですから、本体どうなるかわかりませんが、どれぐらいの事業になるんでしょうか、これは。

○安心安全課長

私の前任が水道課でございました。また下水道課でもございましたが、そのときに配水施設に発電機を設置してまいりました。それがおおむね1億円から1億5,000万円が通常の発電機の費用となっております。

ただ、本体だけでそれぐらいですので、当然この基本設計で検討されて、どういう家屋、例えば騒音とかいろんなことを考えたり、燃料の備蓄とかいろいろ考えていくと、その額はもう少し伸びるかと考えております。

○高橋委員

2億円ぐらいになると。それで何時間発電できるんですか。

○安心安全課長

水等を皆さんにいろいろPRさせていただいておりますとおり、3日間はみずから維持管理をしなければならないという前提で、72時間を想定しております。

ただし、今あるこの機械が悪いわけではないので、それと併用するという設計をしたいと思っております。

○高橋委員

それは水道の話でしょう。市役所も72時間いきたいわけですか。3日間も停電になっちゃうことを前提にするわけですか。ちょっとその根拠を教えてくださいなと思うんですが。

○安心安全課長

災害対策本部が立ち上がって、その立ち上がる時期にもよりますが、当然知立市に想定される被害、例えばさきの震災のように全壊するわけではございません。窓口に必要な電気料、災害対策本部に出入りして、その必要な電気料を賄う、そういうことを考えまして、3日間が適当であると考えました。

○高橋委員

例えば市役所の屋上に太陽光パネルを張って蓄電池をつけて、停電時に対応するというということも一つ方法としてないわけではないですが、その蓄電機能では、とてもじゃないけども間に合わないということですか。そういうことは議論の対象になるような話じゃないと、これは発電機だと、こういうことでしょうか。

○安心安全課長

今おっしゃられた、まずは市役所が機能していく、当然普通の職務とか対策本部を入れて必要な電気料をまず算出して、例えば電気が普及するのに、もし1週間かかったらどうするんだとか、そういう検討も含めて今、とりあえず72時間というのは強制的に動かしたいということで、その検討の中には入れていきたいと考えております。

○高橋委員

今年度、補正予算で基本設計の業務委託出たんですが、本体はいつごろ入れられようとしているんですか。

○安心安全課長

当然この基本設計が承認されて、半年でまず基本設計をつけます。それから実施設計でこの市役所の庁舎内のどこかに設置をするという結果がออกมาして、どういう電源が要るか。例えば発電機をディーゼルでやるのか、先ほどおっしゃったような二次的な電池も補給するのも検討しまして、平成25年、平成26年ぐらいで設置ができればと。おおむね1年半から2年のうちにできればと考えております。

○高橋委員

それは補正で組まれたぐらいですから、平成25年から平成26年で2億円近い投資をすると、そういう方向で検討されてるという理解でいいですか。いいんですね。

○安心安全課長

それで結構だと思います。

○高橋委員

大変な出費ですね。

もう一つ、先ほど田中委員がお尋ねになりました防災講座講師報酬金10万5,000円ですか、これ

は避難所運営訓練の講師1万5,000円分の7カ所というふうにおっしゃいましたが、これは避難所訓練のそういう意味でいいんですね。もう一遍確認を。

○安心安全課長

先ほど田中委員にも御説明したとおり、7カ所程度は私どもは想定させていただいております。

○高橋委員

ということは、補正予算後7カ所の避難所訓練をやるということですか。

○安心安全課長

区長会等でもお願いをいたしまして、そのまだ決定はしてないですけども、感触をいただいて、おおむね7カ所全部とは言わないですが、なるべくその要望に応えたいというふうに考えまして計上させていただきました。

○高橋委員

避難所運営訓練というのは、この間、八ツ田のやつが避難所運営訓練だという理解しているんですが、ああいう形態のものをこれから7カ所やるということですか。

○安心安全課長

避難所運営訓練の講師料ということで考えております。

○高橋委員

それはわかっておるけど、避難所運営訓練というのはどういう訓練をいってみえる。この間、八ツ田の体育館でやったの、あれが避難所運営訓練だったわね。来迎寺もやりましたけども。ああいう泊り込み、宿泊のものを想定して、そこの講師料を1万5,000円あげていると、7カ所という意味ですか。

○総務部長

うちのほうで今回避難所訓練というような形で各自主防災会に聞いたんですけど、一つも手を挙げていただけなかったと。そのかわり、今後町内公民館で開催というような形で、山町、上重原、新林というような形で、それならいいですよというような町内会がございましたので、そのときは小学校を対象ということで聞きましたので、もう

再度うちのほうが、きちんと町内の公民館でも結構ですよと。そういったときに実施していただければ、うちのほうでもNPOとか講師を派遣して、そういったところでやりますという形の補正予算でございます。

以上です。

○高橋委員

だから公民館で宿泊して訓練をさせると、していただくと。そのときに八ツ田小学校でやったように講師が来て、なかなかいい話だったらしいですよ。私、行ってないですがね。ああいう話をもっと日常ふだんにやってもらわないかんということなんで、これはいいんですが、この補正で下半期で7カ所宿泊訓練をやるということですか。

○総務部長

町内会の公民館の避難所訓練を行いたいというような形です。

以上です。

○高橋委員

場所と範囲はいいけども、要するに、宿泊訓練を下半期で7カ所やっていく。これも前倒し政策ですか。

八ツ田小学校で宿泊参加者が少なかったと。なぜ少なかったんですかと言ったら、計画が突然だったと。十分周知できずにやったと。だから、もっとしっかり計画を立てて、十分PRしてやらなきゃいかんという反省点がありました。来迎寺小学校でやったときも、これ坂田議員が代表して質問されたようなものです。私も知らなかったと、当日までね。慌てて走っていったと。市長の横に寝たけどもね。もっと何でPRせんかと、こういうおしかりを受けた。今回もおしかりを受けた。

あと下半期、10月の初めからですが、7カ所やる。やれるんですか、これ。3カ所手を挙げておるといところありましたね。上重原、山町、新林でしたか。まだ四つ足らんじゃないですか。今からやっていくんですか。計画の不十分さを指摘された宿泊訓練を全く時間がない。最長6カ月しかないわけですから。これ泥縄式でやる。さっきの要綱とよう似ておりますがね、カメラの要綱と。

そういうことですか、提案の中身は。

○総務部長

回数は実際にはあれなんですけど、うちのほうが先ほど申したとおりに、自主防災会の会長にお話をしたときについては、小学校でどうですかと、7カ所の。そういったところについては、1カ所も手を挙げていただけなかったんですよ。そのかわり、うちのほうで聞いたところ、山町10月、上重原町が2月、新林町が10月ということで、町内公民館ならいいですよと、そういう答えたうちのほうに返ってきました。うちのほうが、ほんとは予算があれば早くたくさん町の公民館でもいいですよ聞きたいんですけど、予算がありませんので補正予算、今3カ所はわかっているんですけど、補正をさせていただいて、もう再度町内会の地十防災会の皆さんに、3カ所、今手が挙がっておりますけれど、町内会公民館でこういうような訓練というのはどうですかというような形で、もう一回お聞きします。きっと手を挙げてくれる区長もおられるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員

小学校単位というのは自治区を越えているんですね。どの自治区が音頭をとるのか、小学校でやった場合には、当然難しさがありません。だから、その小学校区単位の自治区の人たちが集まってもらって、そこでどういう避難所運営訓練をやるのかということヒアリングしながらやらないかん。なかなかこれは大変ですよ。だから成功しなかった。十分準備ができなくて。

今度は、町内公民館だから、これは単位自治区でできるんですが、しかし、どういうふうに宿泊するのか、どこで炊き出しやるのか、何はどうするのかというのは、これからしっかり詰めていかないと避難所運営訓練の目的、あるいはそのためのそれをつくっていく過程での教育ね、計画を組んでいく過程での防災教育ということにも大きな効果を見出したいわけですよ。

そういうものを考えたときに、三つの町内会手

を挙げておるといことはいいかもしれん。補正で七つ組んじゃって、ずくんととてんのように押し出していくというやつでしょう。こんなことがいいですか。せいぜい三つ手を挙げておるなら三つにしといてくださいよ、補正予算は。何で下半期に慌てて七つやらないかんのですか。十分当初予算で組んで、今から区長に話してね、来年度お願いしたい。そのかわり、こういうふうなマニュアルでお願いしたい。市はこう考えてますと、これでどう味つけするのかは町内で役員集まってもらって、何度か何度か議論して、私もそこへ参加しますから、いい避難所訓練やりましょうといって積み上げていって、そのこと自身が防災訓練、防災教育、そして立派に成功させていくというのが流れじゃないですか。これもちょっと泥縄で先に7カ所やれということですか。ちょっとよくわかりません。もう一遍説明してください。

○総務部長

回数は、とにかくうちのほうは多くたくさんやりたい。当初予算で初め思ったのは、7小学校でできれば実施をしていきたいと考えていたんですけど、先ほどから何回でも言うんですけど、小学校の訓練には手を挙げてもらえなかった。

ただし、地区の町内会の公民館ならいいですよと、そういった聞き方は、うちのほうはしてないので、防災というのは、災害というのはいつくるかわかりません。そういうような形で、意欲があるところがあれば、一つでも多くのところに実施をしていただきたいというふうに考えておりました、正直いって、7カ所全部実施できるかもしれませんし、実際には少なくなるというような可能性もありますけど、うちのほうから言いますと、一つでも多くのところで体験をしていただきたい。私も参加をいたしましたけど、やはり経験をしますと違うような角度で見えますので、ぜひ多くの皆さんに参加をしていただきたいというふうに思っております。

○高橋委員

多くの皆さんに参加していただくためにもね、過去2回の失敗の経験を学ばなきゃいかんと思う

んですよ。失敗とは言いませんけどね、過去2回の経験は決して良好なものではなかった。やったことが間違いだったわけではないけどね。参加した人は、それなりに評価されたかもしれませんが、全体の規模、準備、中身、もう一回きちっと吟味して計画をもって、十分関係者の英知と力を集め、さらにそれをPRして、なるべくたくさんの人に集まってもらう、そういうところにしっかり力点を置いて企画し得ることについては、私は反対ではありません。

しかし、この段階で手も挙げていない、まだ四つのところが手を挙げていないのに七つ呼び込んで、早く、災害いつくるかわからんから、前の話は悠長な話をされとったじゃないですか、災害の場合でもね。今度はいつくるかわからんから、とにかく早くやらないかんということで七つ補正予算を組まれた。じっくりやってくださいよ。一つ一つ間違いなく成功させて。そのために当局も住民も勉強していく。大体この種の問題は、泥縄式でやるべき性格ではないと私は思いますが、いかがですか。これは不用額になる可能性否定できないじゃないですか。

○総務部長

まだ当市につきましては、町内公民館のそういうような訓練というのはやった経験がないと思います。これで山町も上重原も新林というような形で、市のほうも正直言いまして、町内公民館の避難所訓練というのは、どの程度区長たちが考えられておられるかということは、まだ協議の中に入ったわけではございませんのでわかりません。

ただし、うちのほうでこの前参加したNPOとかそういったような講師は非常にいい講師だから、もし区長たちがやられるというなら、そういうような講師もうちのほうで準備をいたしますということでございます。もし区の中ではこういうような訓練しますけど、そういうような講師はもっと違うような講師だとか、講師は要らないというような区長もおられるかもしれませんが、それは今、高橋委員言うわれたとおりに、一つ一つ積み上げていくもんじゃないかなというふうに思っ

おります。

以上でございます。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第51号について、挙手により採決します。

議案第51号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。したがって、議案第51号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時02分

再開 午後4時10分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号 平成23年度知立市一般会計歳入支出決算認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○安江委員

それでは、伺います。稚拙な質問で申しわけありませんが、おつき合いを願いたいと思います。

まず、運転免許証自主返納支援事業について、あえて確認、お伺いをさせていただきます。

具体的には、どのような支援が行われておりますでしょうか。具体的にもう一度確認させてください。

○安心安全課長

運転の免許証を持ってみえる方で、いわゆる高齢者、65歳以上の方が交通事故がだんだんふえて

きたということで、その運転免許証を返納する制度がございます。それを推奨するために知立市として住基カードで証明書を発行するとか、コミュニティバスを2年間無料のカードを交付するとか、そういう事業でございます。

○安江委員

平成21年10月からの開始とありまして、平成23年度の支援申請者は68名とあります。延べ支援申請者は178名とありますね。この数は、あくまでも返納された方で支援を要請された方たちの数でありましょうか。

○安心安全課長

この178名の方は、運転免許証自主返納支援申請をされた方です。

○安江委員

ありがとうございます。

市当局としては、高齢者が免許証保有者の数を把握されておいででしょうかね。高齢者となりまして何歳かになりますと、再度自動車学校で講習を受けてくださいという案内が届きます。これらのことから判断すれば、把握をされておいでだと思いますが、その辺のところはいかがでしょう。

○安心安全課長

通知を差し上げておるのは、市ではございません。

○安江委員

そうすると、これは安城警察署のほうから届くということであると思います。この自主返納を今後のために促す手だてを用いられるということは考えておられますでしょうか、お答え願いたいんですけど。

○安心安全課長

当然ながら高齢者、今回基本計画とかいろいろ高齢者の事故が多いということで御指導もさせていただいております。

今回、私どもとしては、何ら制度をいじるものではないんですが、本年の4月から、実は警察のほうで免許証が今までは返還したら、そのかわりに証明書を市町村が、自治体が何らかのというふうになっておったんですが、1,000円を負担す

ると、その免許証にかわった同じような形で、県警のホームページにもございますけれども、永年使える身分証明書として警察が交付されております。

また、その推進をするための特典としてはですが、これもホームページに載っておりますが、協賛企業といいまして、例えばどこかのとある薬局の購入すれば、その免許証のかわりのものをすれば何%か割引とか、温泉施設を持ってみえる業者が、それを表示されたら何%とか割引とか何百円割引とかいう事業はされております。

○安江委員

そうすると、行政当局としては具体的にそういう促す手だては行われたいということですよ。警察がやられたり、そういう業者がやられるということで、そういうことではないでしょうか。私の聞き間違いでしょうか。ちょっとお答えください。

○安心安全課長

従来あります、先ほど説明しました2年間のコミュニティバス、それと御希望があれば住基カードを交付は、まだ引き続き行っております。

○安江委員

そうじゃなくて、今後ふやすための促す手段としては、これはもう今、実際やってみえるわけですよ、今お答えになったのは、今後そういう方を自主返納をされる方をふやす手だてとして何かお考えでしょうかということをお伺いしておるわけですよ、それを当局としては、直接何かやられるということはありませんでしょうかということをお伺いしておるんです。

○安心安全課長

これも一般質問が質疑ちょっと忘れちゃいましたが、部長が答えた内容で、県警のほうにそういう移動の2トントラックだったと思いますが、そういう車の中に反射神経とかそういうテストする道具が積んだ、たしかあゆみ号というのがこの9月に運行されて、そういうのを各地で回ってみるということで、私が安城署の交通課長に、ぜひこういうキャンペーンで使わせていただければ

というふうをお願いしております。

なかなか人気があって、順番がちょっと約束していただけませんでした。それによってテレビニュースで先週流れておりましたけれども、あなたは、まだ運転ができるとか、反射神経があまりよくないのでという判定テストについては失礼なんですけれども、そういうことをやれるというのを散見いたしましたので、そういう事業については、今後県警をお願いしていきたいと考えています。

○安江委員

ありがとうございました。

次の質問に移ります。電算管理費について、14目ですね、47ページのお尋ねしたいと思います。

これは2億2,425万9,023円となって29.3%の増とありますが、事務の迅速化を図るために情報処理機器の更新事務処理を行ってみえると思いますが、他県のどこかの市において、担当者が業者にそこで知り得た情報を流し、不当な利を得ていたとの報がありました。どんどん情報機器の専門化が進んだ場合、担当者のさきあげたような事態が起き得る危惧するところではありますが、そこらあたりの職員の意識を清廉に保つべく研修等はなされておられるのでしょうか。

10目の人事管理費、職員研修事業のどこかに該当するものがあると思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

十分にこれらに配慮されることが行われて、不祥事が行われなことを祈念しておりますが、いかがでしょうか。

○企画政策課長

研修ということでございます。人事のほうは研修を行っておりますが、企画政策課のほう、電算担当のほうといたしまして、48ページの下のほうに載っております講習会等というところで、人事のほうの依頼を受けまして、うちのほうとしてはセキュリティ研修、これは全職員を交通安全研修の日に合わせまして全職員対象に行っております。

内容といたしましては、基本的なパソコンでの外部から入って、ちょっと言葉忘れちゃったんですけど、いろんなファイアウォールをかけたたりだ

とか、そういったことをやりながら、私どものほうは職員のほうには周知徹底をしております。

もう一つは、二つ下でございますが、情報セキュリティ研修でも新規採用職員、今後、市の職員として採用される方に対して事前に研修を行うということで、これもやはり人事担当のほうからの要請を受けまして、うちの職員のほうが講師となってやっております。

また、電算職員に関しましても、こういったセキュリティ研修は随時出かけていましてしっかりと、特に子ども電算職員に関しては重要視せないといけないということで、研修のほうには出かけております。

以上です。

○安江委員

ありがとうございました。

よくわかりました。不祥事が起こらないように祈念しております。

もう一つは、15目の市民協働費についてお尋ねしたいと思います。

私は、さきの一般質問におきまして、市の職員の方々が市民の皆さんと協働していくことが今後の市政の進むべき道ではないかとの問いかけをさせていただきました。

市民協働費が7,975万8,995円であり、13.4%の減となっております。この要因は、17目の防犯対策費がここから抜けたものであるというふうに解釈すればいいと思いますが、それではどのような状況においてここに至ったのか、経緯を御説明いただきたいと思います。

横断的組織の話し合いがあったのか、上意下達によってこうなったのではないというふうに思いますが、いかがでしょうか、お答えいただきまして、私の質問を終わります。

○協働推進課長

今の御質問でございますが、これは平成23年度に機構改革がありまして、市民協働課の中に、いわゆる安心安全課がもってます防犯パトロールの業務、これを安心安全課のほうに移管したために減少したものでございます。

以上でございます。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○久田委員

決算認定で3点ばかり、端的に御質問させていただきます。

主要成果報告書の127ページ、高橋委員も一般質問でやってみえまして、私もちょっとお聞きしたいと思います。

この127ページの夜間照明というところで、竜北中学校利用件数8件、南中学校21件、利用人数が193件と575件で、私も、あるサッカーのチームのほうから夜間照明を何とかお願いできんかということをお願いされた記憶があるんですけど、今、知立市にはサッカー教室というのかね、サッカースクールというのかね、そういう団体は幾つぐらいあるかお教え願いたいんですけど。

○生涯学習スポーツ課長

別の話になるかもしれませんが、124ページに私どもの教室で開いているサッカー教室、これは小学生ということで二つ実施をしております。

これは子ども主催の教室でございますので、質問の件とは違うかもしれませんが、サッカーチーム、今回のナイターの延長という部分でサッカーのできないかという内容の部分でもございますが、サッカーチームの状況を一応子ども3チームは詳しくしておりますが、4チームというふうに聞いております。

一つは、知立少年サッカースクール、おおむね250名というふうで聞いております。幼児から6年生までが対象ということであります。もう一つ、三河FC、これは150名ぐらいの生徒数でございますが、幼児からこれは中学3年生までを対象としております。もう一つが、知立ペデスFC、これは30名。今申し上げた2点とはちょっと小規模ではございますが、小学生のみが対象であります。合計430名。

もう一つのチームでございますが、たしかアサヒスポーツだったと思います。そちらについては名前だけ承知はしておりますが、規模等について

は把握はしておりません。

○久田委員

ありがとうございました。

今、市の関係で二つに割って、それと今おっしゃられた知立少年サッカースクールというのと三河FC、知立ペデスというので430名近くと。それとアサヒスポーツというので、規模はわかりませんが、おると。今、数が確定しておるのは成果報告書に書いてある人数と、今御紹介があった430名ね、こんなたくさんの方がサッカーを一生懸命練習に励んでおるといふことで、高橋委員もおっしゃられてみえたように、ぜひとも年間通してナイターが使用できるように12月に条例改正を議案提案していただいて、1月から施行するように、よろしくお願ひします。

それから、2点目ですけど、主要成果報告書の128ページ、129ページ、公債費のことで一つお聞きしたいと思います。

臨時財政対策債が平成23年度は9億5,000万円上乗せになったというふうに理解してよろしいですか。

○企画政策課長

おっしゃるとおりでございます。

○久田委員

それで、この平成23年度中に償還した額が2億200万円余でよろしいですね。

○企画政策課長

おっしゃるとおりです。

○久田委員

それで、この表からいくと、残高が54億1,300万円ですね。この臨時財政対策債というのは、平成何年から始まった制度でしょう。

○企画政策課長

平成13年から始まっております。

○久田委員

平成13年ということですから、10年で50億円の起債がたまっちゃったというか、残っちゃったと、こういうふうに解釈を私はしておるんですが、先日の本会議で監査委員に御質問したところ、私は

臨時財政対策債というのは抑えたほうがいいというふうに思っておったんですが、監査委員は、市民サービスを充実させていくにはそこそこ借りてもいいというような御助言もあったわけですがけれども、ここら辺が交付税との関係で、どんどんふえて臨時財政対策債が、これが残高がどんどんふえてくと。例えば平成23年度においては9億5,000万円借りたですと。しかし、償還は2億円しかないよと。そうすると差し引きで7億円余になると、こういう現象というの、私は、ある程度はどめをかけていかないといけないというふうに思うんですが、そこら辺どのようにお考えでしょう。

○企画政策課長

臨時財政対策債は、御承知のとおり普通交付税のほうでいただけないかわりにと申しますか、国が財源不足な折、各市町村のほうで起債を起こして臨時財政対策を起こして、その償還については、その後、基準財政需要額のほうに入ってくるという形で交付税の算定の中に算入されるということになっております。また、借りても借りなくても、これは基準財政需要額のほうに入っておりません。

そんな中で、私どものほうは、平成19年と平成20年はたしか借りずにおったわけでございますが、それ以外の年については、全て毎年、昨年の場合ですと9億5,000万円というふうに借り入れをしております。これを借りないほうがいいと言われてれば、私も委員のおっしゃるように、もちろん借りなくて健全な財政が運営していけば借りないほうがいいのかなというふうに思いますが、最近の財政不況、今厳しい中で、当局のほう、私どものほうとしては、できれば今借りて、今後の財政を予算編成をしていくに当たっては、今借りたほうがよいのだろうということで、今借り続けております。

ただ、これも限度額がございますので、もちろん限度額を超えては借りることはできませんが、限度額の範囲内で借りていくことになっていきますが、先ほどと同じこととなりますけど、借りなくて予算が編成できれば借りていかないほうがいいというふうには考えております。

以上です。

○久田委員

わかりました。

当市の場合、ある程度この起債を起こさんと財政調整基金の調整等々大体19億円から20億円ぐらいの範囲で財政調整基金積んどかんと翌年の予算ができんということで、過去の状況からいくと予算を組むがためにこの借り入れを起こしておったというふうに私は思います。

それと、もう一つは、借りたら償還金が基準財政需要額になるから交付税措置が受けれるからというふうに、いつもそういうふうな答弁があるんだけど、当然借りたお金というのは収入額、分子にも乗ってくるんだから、そこら辺はしっかりコントロールしながらやっていかないと、破綻までもいかないけども、結構厳しい財政、連立事業が始まってくると、結構厳しい状況が私は訪れると思います。

過去に私の経験で言うと、平成7年、平成8年のころに地域総合整備事業債というのがあったんですよ。今はないんですけど。その起債を使うと基準財政需要額にカウントしてやるから交付税措置がとれるから借りなさい、借りなさいって政府は言ったんですよ。当市の場合だと文化会館建てたりそういうことをやって結構使って、経常収支率もものすごい上がったんですよ、当時はね。だけどそれからは上手に財政やられて基準財政需要額もぐっと減ってきたけど、平成23年度の決算見れば起債を起こさんかったら99.5%ですもんね。起債を起こして92%ぐらいかな。だから、そこら辺は、当然一般質問でも言いましたけど、地方消費税交付金というのも消費税が10%になった場合には、当市にも十二、三億円入ってくるということで、そういう事態になったときに、また交付税措置がどうのこうのとか、さっき言った交付率が下がったりどうのこうのので地方は厳しい時代になるということで、そこら辺もコントロールしながらこれから財政やっていただきたいということです。

最後3点目ですけど、成果報告書を見るという

ことに当たって、決算状況というのをいただいたんですけど、非常にいい決算だなというふうに私は思ったんですけど、一点だけ、ここ指定団体等の状況というところで、土地開発公社というのがあって、設立の有無、設立が昭和48年3月26日と書いてあって、損失補償額が40億円というふうになっておるんですが、私、この損失補償額というのをちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思うんですけど。本来これは債務保証といううたい方じゃないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

○企画政策課長

こちらにあります損失補償額40億円でございますが、土地開発公社が今後市のために土地の先行取得等をしていくときに、借り入れ限度額というふうに解釈しております。

以上です。

○久田委員

わかりますよ。だから、この表現というのが債務保証と書くのが本当じゃないですかということですよ。

わかりますよ、言っておることは、損失補償というのは40億円まで借り入れができるというそういう解釈だと思うんだけど、損失補償というのと債務保証というのは根本的には意味が違いますもんね。借り入れできる限度額というのは、私は債務保証でいいと思うんですよ。損失補償というのは、40億円まで損する可能性があるというような解釈にとれるんですよ。

○企画政策課長

お手元の決算カードにつきましては、これは市がつくっておるカードでございます。指定団体等の状況ということで、土地開発公社はこの指定団体ということになりますので、市から見た場合のという形での表現の仕方かと思います。

以上です。

○田中委員

それでは、決算について何点かお伺いしたいと思います。

まず主要成果報告書49ページ、町内会事業費の

ところの防犯灯設置等補助金（設置費補助金）207万円余になっておりますが、13町内会に交付されたとなっておりますが、設置されたこのLED防犯灯の基数をお知らせください。

○協働推進課長

平成23年度に設置をいたしました防犯灯の数でございますが、平成23年度に設置しました数が57基でございます。

○田中委員

昨年度は57基を新規に設置したということでした。また、今年度もまた新たに設置するということが、さまざまな施策、予算も取られておるんですが、前回は少しお話をさせていただいたことがあったんですが、当初予算で取ってあって、プラスアルファもう少し要請指導でつけていきたいということで100本分余分に取ってあった予算があったので、その割り当てが先回行われたんですけども、その資料をいただいたんですけど、区長から防犯灯町内会故障本数調査ということで表書きがされているもので、各町内会割り当て本数で100になっているんですが、実際に本当の故障本数は何本だったんでしょうか。

○協働推進課長

今、田中委員のお手元にある資料で、牛田町と南陽区につきましては、牛田町が71、南陽区が52で、ほかの町内につきましては、そこに記載してあります数字のとおりであります。

○田中委員

ということは、実際に150本余の故障があったということなんですが、これは結果的に故障本数の調査だったんですが、100本割り当てるための調査に使われたということなんですが、この故障の程度というのは、どの程度故障という形で認定しているのでしょうか。

○協働推進課長

故障の程度というのは、全て把握しておるわけではございませんが、以前から御指摘がありました、昼につきばなしになってしまっているようなもの、この今の情勢の中で、節電節電というふうに言われております。そういったものをありま

したら区長のほうに御報告をということでお願いしてございました。なので、その中には、ほんとにつけばなしになっているものもあれば、形が壊れてしまっているようなものもあると認識しております。

○田中委員

実際、今回故障の本数を調査していただいて、それを新たに設置するLEDの100基に割り当てたということなんですけれども、実際にこれとは関係なしに町内会もしくは区長のほうから、うちの町内につけてほしいという要請というのは何本ぐらいあったんでしょうか。

○協働推進課長

平成24年度の分としましては、通常の場合で66本、それから、専用柱を設置というものが5本、通学路が29本の計100本でございます。

○田中委員

今お答えいただいた100本というのは、これとリンクしてる100本ということですか。それとは別で100本ということですか。

○協働推進課長

今、私が説明させていただいた100本につきましては、前年度の要望に基づきまして平成24年度に設置をさせていただくための100本で、先ほど田中委員のほうに資料としてお渡ししてあるものは新たに100本追加というのか、平成23年度から防犯灯を蛍光灯からLED化にシフトしていますので、そのシフト分を平成24年度から、もう少したくさん交換していこうという中で、市のほうからの100本分ということでございます。

○田中委員

ちょっと何が言いたいかという部分なんですが、要は、今回例えば地元の八ツ田町のほうからLEDに交換していきたいという申し出が多分そちらのほうにあったと思います。計画的にやっているので、何とか認めてほしいという話があったんですが、この割り当て本数調査で結論ゼロという回答で返ってきて、区長は大変落胆しておりました。

どういうところが割り当てられたかということ、結局、故障したところからかえていくということ

なんです、逆に言うと、八ツ田町の場合、故障がゼロだったわけです、その時点で。なぜゼロだったかという、ちゃんと皆さんが管理して、区長がちゃんとやって、役員の組長も全部管理してそういった昼あんどんとかそういうことにならないようにきちっとやってきた。そういうところに割り当てがゼロ。逆に言うと、言い方が大変申しわけないですが、昼あんどんであったりだとか、今まできちっと管理されてなかったと、そういうところが率先して割り当てられたと。確かにもったいないという部分はわからんでもないんですが、こちら辺は大変理不尽に感じておるんですが、いかがでしょう。

○協働推進課長

ただいまの御質問に関しましては、大変私もそういった思いは一緒でございます。一生懸命町内活動していただいとる町内会において、そういったことがなされないということは、全く理不尽極まりないと思いますが、平成24年度からこういった形でやらさせていただいております。

先ほど申しましたように、昨年の東日本大震災以来、節電ということがすごく言われてますし、以前からも防犯灯がつきっぱなしだと議員からの御指摘もありますし、市民の方々からもお声をいただいております。

市のほうから、そういった100本の部分としまして予算計上させていただくものについて、そういったものを最優先にさせていただきたいという考えの中で、平成24年度はそういう形で実施をさせていただきたいと思っております。

○田中委員

お尋ねしますが、今年度中に例えば町内に通常の防犯灯が故障した場合というのは、それをLEDに交換していただけるのでしょうか。

○協働推進課長

その点につきましては、防犯灯に関する補助金は、先ほども田中委員御披露のとおり設置、修繕、電灯料、こういった形で補助金を交付させていただいております。

ある意味、例えば台風等でたくさんのが急

に壊れてしまったというそういう緊急な場合は、また特別な予算の配慮が必要だと思うんですが、先ほど申しましたように、修繕料等も補助金として交付させていただいております。その中で対応していただければと思います。

平成23年度までにおきましては、先ほど申しました57本、それ以外にも予備費として計上はさせていただいておりますので、その予備費の中で対応はできていたわけですが、今回、市のほうが100基追加といいますか、市のほうで設置をさせていただくという100基の中に予備分も含まれていますので、平成24年度からはそういった形でお願できないかなと。

ただ、当初各町内会のほうから要望のあります防犯灯の設置の数、これもそのときに予定をしていたけどもということが変わってくることもありますので、そういった形で対応できるものについては対応させていただきたいと思っております。

○田中委員

ないそでを振れと、ちょっと意地悪な質問になるつもりはないんですけども、今のお話だと今年度中に例えば今町内会200基防犯灯がありますよと。通常の蛍光型のものがあって、今月5戸つかなくなりましたといった場合はかえていいんですか。LEDにつけかえるお金が、まだあるのかなのかという、今わかりにくかったので教えてください。

○協働推進課長

それはつかなくなったという場合の原因としまして球切れ等々もあると思いますので、球切れ等については、修繕料の中に補助金として交付させていただいておりますので、その修繕料の中で対応していただきたいと思います。

蛍光灯といいますか、がわが全部、先ほど申しましたように台風等々みたいなもので飛んでいって壊れてしまったような場合だとかそんなような場合ですと交換しなければなりませんけども、そのときに今申しましたように、従来ですと予備費として持っていたものを充てていたわけですが、平成24年度から予備分も含めて今回100基という

ことをお願いをさせていただきましたので、皆さん御要望のとおり基数を交換されてしまうと、その分はかえることはできませんが、壊れてしまって緊急的な場合ですと、また別の予算を配慮してやらざるを得ないと思っております。

○田中委員

平成24年度100基、今年度ということですか。本格的に壊れたという言い方は悪いですけど、センサーがいかれちゃったとか、がわが破れた分に関しては、今年度でもLEDにかえていただけるということによろしいですか。

○協働推進課長

ですので、緊急的なこともあると思うんですが、壊れてしまった場合のものについて、この100基の中には入っておりませんので、別立ての予算を計上しなければできないことも考えられます。

○田中委員

伺いますが、何基分あるんでしょうか。

○協働推進課長

各自予算ということではなく、補正等をするという意味合いの別立ての予算という形ですけども。

○田中委員

ということは、現時点ではないと。必要であれば補正を組んでやりますよということなんですね。

実数でちょっと何を迷っているかということ、例えば来年度もことしみたいなもしやり方をするというお話であるならば、故障したやつは直すなどという話になるんですよ。要は、今年度に入ってから直してます、お金をかけて。八ツ田町の場合でいくと、1年間でどれぐらい修繕費にお金をかけているかということと約30万円、平成23年度、区長がきちっと月別で拾っていただいて、71基故障して、故障にもいろいろ種類があるんですが28万5,000円、それに対して市からいただいた補助金が700円の197基分の13万7,000円。手出しが15万円あるということなんですね。

もちろんこれでは採算がとれないですし、区長的に見ても中・長期的に見てLEDにかえていきたいという気持ちはもちろんあるんですが、先ほどのお話でいくと、故障したものは直さんほうが

いいのかなというふうに受けとめてしまうんですが、これいかがでしょう。

○協働推進課長

今回、平成24年度の100本分につきましては、100本分ということで今、割り振りをさせていただいたものであります。ですので今、田中委員が言われるように、途中で壊れたものに対するの当然配慮が必要ですので、従来どおり100本分の中に予備分を含めておりますので、予備分は除いておくべきだったのかなと、今思えば感じています。

ですので、平成25年度からのおきましては、平成23年度までのように予備分を確保した中で、LED化に変えていきたいというふうに思っております。

○田中委員

意図をくみ取っていただいたようですけども、結局そういう不公平感とか理不尽さを感じてしまうような施行の仕方というのはいかがなものかと思えますし、今のお話というのは、区長会等で来年度はこういうふうと考えておりますみたいなことは伝わってるでしょうか。

○協働推進課長

この防犯灯につきましては、蛍光灯からLED化について、市のほうの方針につきましてLED化にしていくということは間違いのないわけですが、一体年間何本ずつ交換していくかというようなことは後々の予算査定段階にも関係してくると思いますので、何本ということは明確にはお伝えはしてございませんが、LED化にしていくことはお話しさせていただいております。

○田中委員

あまりそこら辺の意図がまだ伝わってないのかなと。やっぱりいまだに不公平感がぬぐえてないようですので、ぜひそこら辺の説明をしていただきたいと思うのと他町の悪口は言うつもりなんですが、牛田町の71と南陽区の52というのは尋常じゃない数字だと思うんですけども、どういう管理体制になっていたんですかね。

○協働推進課長

防犯灯につきましては、明るくなったら消えて

暗くなったらつくというようなそのセンサーがあると思うんですけども、そのセンサーが機能してなかったということだと思います。

いろんな形で指摘があった中で、現場を実際に見させていただいたんですけども、昼間に防犯灯がついてましたので、そこら辺、各町内会、区長ですが、修繕のほうをお願いは再三させていただいておるんですけども、そのままになっていたというのが現状です。

○田中委員

これ、数字見て最終的に割り振りあまり上手じゃないなという、極端に100本のうち、牛田町に39、南陽区に28、あと0、0、0、0、0、3、0、3、0、0、0、7、0、6、0、1っていう話でいって、この中には多分要望があった町内会もあったと思うんですね。現時点では故障はないけれども年間通して大体これぐらい故障するし、その中の何割かLEDに変えていきたいと。要は、100本、200本あるところというのは、年間ある程度の本数が故障するということは今までの経験で想定されているわけですから、現時点では故障してないけど故障されることが十分想定される中で、故障しても3カ月ぐらい故障する、あした故障するかもしれないということももうちょっと酌みした形で、変な話、1、2でも申請があったところに対して割り振りがあれば、多少でもガス抜きはできるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺の配慮が、ちょっと今回なかったんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょう。

○協働推進課長

おっしゃることはよくわかりますので、平成25年度以降につきましては、そういったことを考慮して実施していきたいと思います。

○田中委員

ぜひよろしくお話ししたいと思います。

続きまして、同じく防犯なんですけど、主要成果報告書52ページ、知立市安全で住みよいまちづくり犯罪抑止事業80万円足らずの金額ですが、お伺いしたいと思います。

これは恐らく県の安全なまちづくり条例ですか、

それに従った形での犯罪抑止事業だと思うんですが、年間通して大まかでいいんですが、どのような事業を行われたかお聞かせください。

○安心安全課長

このボランティア団体のパトロール等に支援につきましては、パトロールに必要な物資、それに対する報奨とかが含まれております。

活動につきましては、基本的にはパトロールが主でございます。

○田中委員

ちょっと私が探せなかったのかもしれないですが、県が4回安全なまちづくり県民運動をやっておりますね。あれのときにアピタとか知立駅とかで啓蒙活動、街頭活動なんかをするんですけども、あのときにいろんな物品とかを配ったりもしてるんですが、それはこの中に含まれているんでしょうか。

○安心安全課長

含まれているものもありますし、それぞれの協会のほうからいただけるものもございます。

○田中委員

一部含まれているということなんですが、この事業の中に先ほど言った安全なまちづくり県民運動の活動も含まれているというふうに考えてよろしいですか。

○安心安全課長

基本的には防犯の対策事業といたしましては、各防犯の組織に対して報奨を払っておるものがほとんどです。

○田中委員

ここの項目で聞くのは不適切じゃないのかもしれませんが、51ページに戻ってもらって防犯対策費1,500万円で、ざくっと質問させていただきますが、先ほどちょっとお話しした、こだわっているわけではないんですが、年に4回安全なまちづくり県民運動というのを行われてますね。課長もちろん御存じだと思いますし、私も推進指導員として何度か出させていただいております。課長も一緒に活動していただいたこともありますけれども、この安全なまちづくり県民運動が何回ぐらい

知立市内で年間通して活動があったか御披露ください。

○安心安全課長

1年間の分は、今把握しておりません。

○田中委員

私の記憶だと、恐らく8回ではないかなと思います。大体アピタと知立駅でやるか、知立駅と弘法さんでやるかということで、年に4回ですので2掛ける4で、もしかすると3回やってるときもあるかもしれないので8回から10回だと思うんですが、この街頭活動ですね、市と安城警察署、防犯協会が合同でやっている活動になるかと思うんですが、この街頭活動に市長は何回ぐらい出席されましたか。

○安心安全課長

私が今この半年で確認しておる中では、3回は参加していただいておりますと確認しております。

○田中委員

市長、覚えていらっしゃいますか、昨年度は何回ぐらい出席されたか。

○林市長

回数はあれなんですけど、アピタとか遍照院とか、たしかやった記憶はしております。

○田中委員

実は、同じような活動で交通安全協会の運動もあるんですね。これも年に4回ですけども、時期もよく重なっていて、駅まで飲酒運転の防止だったりとか、遍照院でそういう活動があったりとかするんですけども、私の記憶なんですけど、防犯のほうはあまり市長参加されてない。

交通安全のほうは毎回どちらかというのと来てくださっていて、防犯のほうは、私、逆に市長と一緒にやったことは一度もないんですわ、残念ながら。よく似た活動なので、市長からすると区別がついてないかもしれないんですが、私、交通安全協会の理事もさせていただいていて両方の活動出てるんですけど、ちょっと体重のかかり方が、交通安全にはぐっと乗ってるんですけども、防犯のほうは何か残念な感じが非常にするんですね。

確かに交通安全協会のほうは、知立市の名だた

る名士の方たちも集まってきてるので、そういったところで御挨拶されることも非常に大事な事かと思えます。そういった意味でいくと、安全なまちづくり県民運動で主たる我々の推進指導員というのも普通の一市民が圧倒的に多いものですから重味はないかと思うんですが、できれば市長、安心安全なまちというふうにならわっていて、交通安全ももちろん大事ですけど防犯というのものがすごく大事ですし、推進指導員の方とかほかのいろんな防犯団体の方も一生懸命やってくさっているんで、スケジュールのほうもこれは秘書係のほうに関係するのかもしれないんですが、ぜひ参加していただいて、この間も一般質問でもお話をさせてもらいました。意識が大事だよと。市長もそれは賛同してくださったんですね。やっぱり意識が大事だという部分にいったときに、このまちから犯罪をなくそうというそういった部分に対して、ぜひ市長も先頭を切って出ていただきたいなと思います。

私、すごいと思うのは、県議は必ずみえるんです。どこで聞きつけてくるのかかわからんですが、柴田県議は必ず来て、配り物なんか一緒に手伝ってくれてやってくれてるんですけども、ぜひ市長も防犯のほうの運動にも積極的に足を運んでいただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○林市長

私もそういった活動、全然嫌いじゃないわけでありまして、しっかりと課長も聞いておったと思います。これからは防犯も交通安全も同様に、私のほうに文書が回ってくるとしますので、日程調整をさせていただいて、積極的に出させていただきますと思います。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時01分

再開 午後5時09分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○池田滋彦委員

一点だけ質問させていただきたいと思います。やらないつもりだったんですが、どうしてもこれだけ聞かないといけないという状況になりましたので。

実は、市史編さんで谷田町の神社の中に郷蔵がありまして、あの中に変大貴重なたくさんありました。担当の方はそれを見に来て、大学の先生も大変喜んで持って帰られたのがたくさんあります。

質問したいのは、中の資料じゃなくて、それを保管してあった郷蔵があります。担当の方もみえて御存じだと思いますが、屋根と軒下が崩れ落ちて、今にも落ちそうなんですが、これに対して町内で今、議論してるんですけど、どうしようという話が出てます。

ただ、これを保存して再生するには多額のお金が必要なんですが、市のほうで聞いた場合は、3分の1の補助しか出せないという話で、ただ、市の文化保存になってますので、町内としては果たして文化財なら町内のものなのか、市のものなのかははっきりしたほうがいいよという話が出てます。この見解についてお聞きします。

○文化課長

確かに今言われました郷蔵につきましては、市の指定文化財になっております。これが今、非常に危ない状態であるということをお聞きしております。

その場合のどうしたら市はいいんだろうということでございますけれども、市の場合は、文化財保存事業補助金交付要綱というのがございます。国の指定ならば国が2分の1を県ならば県がそれぞれの事業費で残りの分を補助するという。そして市の指定文化財におきましては、当該補助対象費の3分の1以内を補助するという形をとっておりますので、現在それぞれの所有者の方、または管理者の方が申請を出していただいた場合に市が補助するというふうにしておりますので、その要綱に従って今回のいろいろと決算でも出ておりますけれども、それぞれのまちや、また市のところからもそんな形で出てきた場合は3分の1補助という形でやっております。

以上です。

○池田滋彦委員

内容は同じでわかりますが、保存するといった場合に、例えば神社の中にあるものですから、町内としては政教分離で町内からの補助は出せないという結論になりました。

寄附金でやることになると思うんですが、何が言いたいかということは、これを再生して保存する場合に、文化財という話が出るんなら、3分の1の補助じゃなくて、市がある程度はもっていただいで保存するべきだろうという町内の結論なんです。

私もそれは、なるほどそうかもしれないですね。指定までされてるんなら、そういう考えで前向きに当局が考えてくれればいいんですが、あくまでも3分の1しか言わない。ですけど、もし3分の1でつけれないということになれば、壊してもいいですか。ほんと極端な例、結論が、建てられないんで、もう壊そうという話も出てるんですね。それ意味は全然なさなくなってしまうんで、当局は、その点について、今言ったことについてどうお考えか、はっきりお聞きしたいんですが。

○文化課長

なかなか難しい問題で、壊しちゃおうかというふうな町内会から出ておるとを今、初めて聞かせていただきましたけども、今、私どももそうした管理が非常に大変な、やっぱり文化財というのはもともと古くからあったもので、それをいかに保存、継承していこうかというのがどの文化財でも同じことが言えるのかなというふうには思っております。

ですから、所有者の方の考え方がまず第一番だと私は思っておりますけども、そのあとに市の補助金等がついてきますので、その辺を一番考えていかないかなというふうには思っております。

○池田滋彦委員

副市長、補助金は別として、その考え方については御意見伺いたいんですが。

○清水副市長

国の指定であれ、県の指定であれ、市の指定で

あれ、そのものは所有者がおありになりますので、その所有者が管理をしていただくというのが基本的な考え方だというふうに思います。

それにその文化財的な価値においたそういう指定がなされておりますので、そういった制度の中で支援をさせていただくというのが基本的な考え方というふうに思っております。

○池田滋彦委員

今言われる所有者というのは神社ですので、町内になるわけですが、その地主というのは、これは明らかにされておきませんが、もともと町内で作ったもので残っている歴史的なものですので、個人的な所有物ではないと私は考えます。

そういうことを考えるなら、せめてそれに対応するような市の姿勢というか、考え方を補助金3分の1ではなくてもお互いに話し合いの上でどこか折り合うところができれば保存という考えもできるかなと考えます。

今回初めてですが、あまりにも修理する議論がさっき申し述べたような形で町内で議論されているものですから、一度やっぱり話すべきだろうと思うんですが、こういうことはほかにも今後出てくる可能性もあります。

ただ、もしほんとに予算がなくて壊してもいいというんでしたら、またそれはそれで町内として考える話ですので、やっぱり歴史あるものを残すなら前向きに保存の方向で市のほうも考えていただくなら、それはやはり補助金の問題もしっかり考えてもらわないと、保存というそのこと自体ができなくなってしまう可能性もあるので、今後そういうふうに検討していただきたいんですが、いかがですか。

○文化課長

初めてこういったものが今回出てきましたので、また一つそういった補助金でいくのか、それ以外のものでも考えていかなければならないのかというのは議論していかなければならないなというふうに思っております。

○池田滋彦委員

市史編さんで編集も大分進んでいるという歴史

あることでもありますし、それにまいてもこういう文化財的なものは市のほうでも保存を考えるべきだと私は思いますけども、今後もっともっと議論して前向きに考えていただきたいと思いますが、副市長、最後にお答えをお願いします。

○清水副市長

これは市の指定であります郷蔵でございます。その歴史的な価値というのはそれが認められ、今の形にあるわけでございます。それが今後どのような形で保存をしていくべきなのか、今の補助金の制度の中で対応すべきなのか、その辺については、その文化財的な価値も含めて、これは文化財保護委員会、教育委員会の中でしっかり議論をしていただきたいなど、私の立場ではそのようにお答えをさせていただきたいと思っております。

○山崎委員長

ほかにもございませんか。

○高橋委員

それでは、認定1号についてお尋ねをしたいと思っております。

今回の決算は、法人市民税が対前年度比60%増というところが決算をよくしている一つのキーポイントだというふうに思います。

本会議でも議論がありましたように、60%上がって法人市民税の税収が8億3,000万円ですね。ただ、一番よかったところは12億円を超える法人市民税がありましたので、そのところまではまだ届いていないという状況であります。今後の法人市民税について、どういう見直しをお持ちになっているのか、もし所見があれば伺いたい。

○税務課長

法人市民税におきましては、今年度、平成23年度、若干増額ということでのりましたけども、基本的に法人数につきましては、数につきましては、ほとんど変わっておりません。

それと、課税額におきましては、一部早く言いましたら富士機械の増税分だけがふえたというだけでありまして、それ以外の部分につきましてはほとんど平行線であるという判断をしておりますので、今後につきましては、今の社会情勢等考え

ますと、富士機械の影響で相当上下はしますけども、基本的には低水位をずっと平行線でいくのかなというふうに判断しております。

○高橋委員

富士機械次第だというふう聞こえるわけですが、具体的にお尋ねしたいのは、平成23年度の超過課税、法人市民税の超過分がありましたね。資本金1億円以上の超過課税は幾らだったんでしょうか。

○税務課長

法人市民税の超過課税の調定額でございますけども、平成23年度におきましては5,310万円、平成22年度におきましては1,559万円、平成21年度におきましては905万円と、年におきまして若干ずつ伸びてきておりますけども、平成21年度におきましては900万円という状況もありましたので、今後そういった状況もあり得るのかなというふうに思っております。

○高橋委員

法人市民税超過分が5,310万4,000円、法人市民税の額に占める比率は何%ですか。

○税務課長

法人市民税のほうで平成23年度におきまして8億3,147万7,000円でございますので、6.4%でございます。

○高橋委員

平成23年度は6.4%なんですね。それで一番法人市民税がたくさん徴収できたのは平成20年度、12億2,749万円、このときの超過課税の占める比率が5.7%なんですね。この間いただいた資料によりますとね。

そうすると平成23年度決算ということが言えるかという、法人税がたくさん市民税が入ったときよりも超過課税の比率が平成23年のほうが高い。つまり大手のひとり勝ちだということを、そういう傾向だったということの意味しとるんですね。それは先ほどの税務課長の答弁とイコールになるんです。だから富士機械が平成23年度頑張られたので60%の金額になった。5億円の予算が8億円になったわけですから。それで全体を押し上

げたと、こういうふうですね。

私、その関係で今後の税収を考えたときに、知立市の施策の方向として、企業を誘致してきたらどうかとか、開発をもっとやって皆さんにたくさん移り住んできてもらったらどうかと、いろんな議論があります。それはそれで必要な手だても要ると思うんですが、私は、市内法人の元気度、つまり平成23年度は法人税が伸びたけども、超過課税の比率が最も高いということは、やっぱり力のあるところからたくさん税が入ったということですよ。

それで、ちょっと私、検証し分析する必要があると思うのは、市内の法人の実態はどういう実態になっているのか。これはきょういただいておる資料に明瞭です。1号法人から9号法人までありますけども、どんな実態でしょうか。ひとつかみでいうと、どういうことが税務課長、言えるんでしょうか。

○税務課長

法人数におきましては、前年よりも5社増の1,391社ということになっておりますけども、均等割額につきましては、均等割の課税額におきまして前年度比におきまして2.8%の減少ということですので、法人としてもやっぱり小さい企業がふえてきていると。ある程度中堅の企業が少なくなっているのかなというふうに考えております。

○高橋委員

均等割が減ってきておる。大手の均等割のほうで法人の号数が高くなれば高くなるほど均等割が大きくなりますからね、均等割が下がっていることは比較的小粒の法人が入れかわっているという傾向にあるということですね。

それで、佐藤議員が本会議でもふれたんですが、私も前にふれているんですが、市内法人の実態は、平成23年度の場合に赤字法人が68%あるんです。つまり法人割を納付してない法人がたくさんありまして、その比率は68%あるんです。それで一番たくさん税が入ったとき、平成20年はどうだったのか。例えば平成19年と比べましょう。平成19年

もよかったですよね。このときの全法人に対して法人税割が課税されていない法人、つまり赤字法人が55%だったんですよ。平成19年、55%の赤字法人が平成23年度になりましたら68%にふえた。それだけ企業業績が悪いということです。

もうちょっと目を落としてみると、中小企業はどうか。これを例えば資本金1億円で私は区切りしました。資本金1億円以上では1法定超過課税がかかる。資本金1億円未満が中小企業だというふうに見ますと、平成19年の赤字法人が60.1%、平成23年度の中小企業赤字法人が73.9%。ここでも中堅の企業の赤字法人がうんと多い。零細企業、1号法人というやつ。これはどうだというと平成23年度は77%が赤字法人です。資本金が1,000万円以下、従業員が50人以下、これが9号法人、一番法人のランクでは小さい法人ですね。ここでは77%が赤字。平成19年度は66%赤字になっているんですね。この傾向からね、これは平成22年度、大体同じ傾向ですよ。ずっとこれで推移しておる。

つまりね、知立市内の中小企業、富士機械を除く法人には基本的に元気がないと。ここの元気を取り戻さないと、これはやっぱり法人税上がらないし、よそから企業を呼ぶということもなかなか大変だし、いろいろ苦労がある。補助金を出して鐘や太鼓で呼ぼうかという話もあるけど、ほんとにそんな施策がいいのかという議論もありますよね。だから、今ある法人にどうやって元気になってもらうかということを政策の一つの柱に据えた内容が必要ではないかというふうに思いますが、税務課長、今、私の分析はどのようなふうに受け取っていただけますか。

○税務課長

分析のとおりで、中小企業のほうが大分元気がなくなってきたというふうに判断しております。

○高橋委員

そういう点で、来年度法人税が伸びるかというふうに考えたときに、富士機械次第と。富士機械こけたら、もし赤字法人になったら、それは惨たんたる状態だと、法人税はということが言えると

いうふうに思うんですね。

これ所管が違いますが、中小企業振興基本条例も別な所管をつくって何とかやろうということですよ。街路灯にも補助をふやしやろうじゃないかと。私たちは、その一つの業態である建設業に大いに頑張ってもらいたいということは住宅リフォーム、全国でやってるね、時限立法で2年ぐらいでいいですよ。最高10万円ぐらいそれを補助して、まちの工務店に大いに仕事をやってもらって、そこで起爆剤にして頑張ってもらおうというようなことも提案してるんですが、なかなか首を縦に振っていただかないと、こうなるとるんですね。

そこで当然議論になるのは官公需ですよ。入札がどの程度地元に落ちているのかということが非常に問題になりますね。平成23年度の官公需どんなあんばいでしょうか、地元と市外。

○総務課長

平成23年度でまいりますと建設工事にかかりましての地元発注率のほうですが、76.5%ということになっております。

その他委託におきましては52.3%、物品については20.9%で合計トータル平均で64.5%という形になっております。

○高橋委員

件数と金額で分けていただだけませんか。そういうデータが出ておるでしょう。件数と金額。全体、建設業、その他でいいです。物品もちょっとふれてもらいたい。

○総務課長

では、お答えいたします。

まず、全体の建設工事の件数でございます。142件でございます。パーセントが地元発注率のほう88%です。件数で125件でございます。

全体の発注件数が88%で、金額ベースの発注率が76.5%。これは建設工事です。ちなみに、地元発注率の金額ベースで申しますと12億3,841万2,000円でございます。

それと、もう一つ委託でございます。委託の地元の発注件数、こちらが71件、その他委託でございます。率で40.3%でございます。

地元の発注率でございます。これが52.3%でございます。あと、これに対する地元の発注金額でございます。こちらのほうが4億3,141万5,492円でございます。

ちなみに、物品のほうでございます。物品のほうの地元の発注件数が10件、発注率、件数の率が40%。地元の金額ベースの発注率が20.9%でございます。それと地元の発注金額のほうでございます。こちらのほうが710万6,434円ということで、トータル合計いたしますと、地元の発注件数がトータルで206件、その件数の発注率が55.1%、金額ベースの地元の発注率のほうが64.5%となりまして、そちらのほうの金額が16億7,693万3,926円という形になります。

以上でございます。

○高橋委員

今の数字は経年的に見てどういう傾向をたどってるのでしょうか。地元発注率はふえてる方向なのか、横ばいなのか、減ってる方向なのか。

○総務課長

全体としましては、大きく増減はしていないというふうに認識をいたしております。

○高橋委員

これ、なかなかデリケートな問題で、自由な競争を保障しながら地元発注率をどう高めるかというのは、なかなか難しい命題です。

だけでも官公需を地元発注にシフトしていくというのは非常に重要な行政のシフトだというぐあいに考えます。もっともっとこれをふやしてほしい。しかし、競争原理を省略して何でもかんでも地元というわけにはまいらない。その難しさがあることはよく承知しておるんですが、そういう中で、どういう形で地元発注をふやしていくのかというところは知恵の見せどころですよ。

一つは、総合評価で地元貢献度を加味することによって、地元の発注率を高めていくというね、これ一つだと思うんですね。従来は年1件か2件だったやつをふやそうということですが、どういう取り組みになっておるのでしょうか。

○総務課長

従来は年間1件ということで試行でやってまいりました。本年度目標といたしまして5件達成しようということで、現在までのところ3件については既に発注が完了しております。現在2件について発注の準備中で、間もなく発注のほうができるというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員

総合発注を前から私ども求めておるんですが、総務部長が総務課長のころだったかね、そんなものは難しくてやれへんと、時間もかかっちゃって、あなたそういうことをおっしゃったじゃないですか。今その方は総務部長になって、課長になったら5件だと。結構進んでおるんじゃないですか。もっと私、やってもらいたい。総務部長の考えを。もっとやってもらいたい。

○総務部長

正直言いますと、一件一件ずっとやってきたんですけど、今年度から5件という形にふやしました。施行で一件一件やってきたやつが5件になりましたので、これからは建物とかそういったものもふやしていかなくてはいけないというふうに建築のほうにもという形でありますので、当面5件を一回二、三年は検証させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋委員

これね、1件が5件になったんでしょう。あのとき、どえらい否定的な答弁だったんですよ。実務が大変だというてね。今度また聞いたら、とりあえず5件まできたんで、あと二、三年これでいきたいと、要するに守りの部長ですよ、あなた。さっきの避難所は7件もやるとおっしゃるけど。これは守りですよ。

もっと工夫すればやれるというふうに私、思うんですよ。大型事業がないので、鉄道や駅周辺以外はあまり大きな事業がないので、やってもあまりお金をのさないかもしれんけども、建設関係で金額で76.5%でしょう。金額の76.5%の地元発注というのは、これは去年を下回っておるんですよ。

いろいろ工夫されとるけど。今回、総合評価でもう一つ踏ん張ってもらおうということですが、部長そうっておるわけですが、所管の課長、もっとやったらどうですか。あなたの見解を聞きたい。

○総務課長

私も初めてな取り組みなので、何ともこの場で御返事するのが非常に難しいんですが、最近の傾向でまいりますと、県内総合評価落札方式に関しまして、私どものような規模の小さい自治体ですと総合評価に付するような適当な案件とってはちょっと語弊がございますけども、総合評価になじむような提案型の案件というのは非常に少のうございまして、類似団体の中では総合評価から手を引こうというような団体もちらほら出てきているということを聞いております、県内の会議のほうでは。

したがいまして、何とか私ども5件にこし拡大したということをしばらくは維持をしてみたいと。その中で、国のほうも総合評価についてはいろいろ試行錯誤まだやっておるところが見受けられるものですから、そちらのほうの動向を見ながら、今後拡大ができるのかどうか、その辺については慎重に見きわめていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員

これは建設業協会が陳情されました、市議会へね。これ私、初めてだと思えますよ。議会に正式に陳情されたのは、市長にはよく陳情書を持っていかれて市長室でお会いになってやってみえることをそういう風景を見たことがあるんですが、背に腹はかえれんと。議会の議決でこの陳情を生かしてもらいたいということだと思えますよ。私どもにも表敬してお願いにもみえた。そういう深刻な状態になっていると、逆に言うと。それが全会一致で採択されて総務部長の姿勢がちょっと変わったということですよ。平たく言うと。

だから、その気になればやれるんですよ。もちろん何でもかんでも総合評価というわけにはまいりません。下水道の大きな本管工事とかね、やり

ましたね、ここのやつも。そういうものが対象にならんといかんと思うんですが、ぜひこれからも総合評価方式の入札を取り入れていただいて、その中に地元貢献を加味していただくということが非常に大事だというふうに思えます。

もう一つ申し上げておきたいのは、物品購入の市内発注率が極めて低い。これは今、総務課長がおっしゃったように20.9%ですよ、金額で。平成22年度わかるでしょう。平成22年度、金額で幾らですか、比率は。地元発注率、平成22年度。

○総務課長

大変申しわけございません。平成22年度のデータは持ちあわせておりませんので。

○高橋委員

25.3%ですよ、平成22年ね。このときでも低い、低いと言われたんです。今度20.9%、また下がった。市内の物品屋は風前のともしびというか、イナホ堂まで閉めるというわけでしょう。広告入ってましたがね。イナホ堂閉めるんですよ、中町の老舗ね。売り出しセールをやって、この間広告が入ってました。イナホ堂までかと、そんな思いがいたしました。物販の人々は大変苦勞されている。もちろん物品を納めていただくには一定の競争が必要なので、業者数そろえないかんけども、なかなか市内に業者がないと岡崎市、安城市、豊明市呼んでくるんですよ。議会報だつてそうです。向こうからがつつと見えたら対抗せないかんということで苦勞される。その結果、かなり仕切りが下がって、しかも20%と、こういう実態。先ほど冒頭に言った自由な競争を担保しながら地元発注をどうふやすのかというのはなかなか難しい命題だけでも、私は物品購入については、もう少し研究も必要だし、これに総合評価というのは入る余地はなかなか難しいと思いますけども、それでもそういう配慮なり、もうちょっと地元発注率を高めるような行政側の努力があつてもしかるべきだと。その結果、お金が市外に流れてしまう。税としてまた還流しない、こういう結果になるわけですので、これは自由な競争を妨げてはいかんし、公開の原則をしっかりと担保しなきゃいかんけども、

その上に立って、やっぱり十分な対応が必要だというふうに思うんですが、総務課長どうですか。

○総務課長

ただいまの御指摘に関しまして、私も非常に感銘を受けるところがありまして、同意見でございます。当然経済の原則というのは一地域内で経済還流、お金が回るということが地域にとっては非常にいいものでありまして、地元のお金が外に出るというようなことでは地元のためにはならないと。

確かにおっしゃるように、そのためには健全な競争性というのが当然担保されなければいけませんので、それについては私どものほうも、常日ごろ指名の中で出てくる業者の方のお名前についてはそれぞれ確認をさせていただきながら、できるだけ地元の業者を採用していただけるようには思っておるわけなんです。なかなか物品に関しましては、地元で購入できる業者が非常に市の調達物品の中で少ないというようなこともありまして、市内の業者で調達が不可能なものはどうしても市外の業者に流れてしまうというようなことがございます。その辺のことについては、もう少しこちらのほうもアンテナを高くしながら市内の業者が参加できる環境をつくるということも必要なかなというふうには思います。

以上でございます。

○高橋委員

滞留ですからね、地域経済が還流していかないと動いていかないと、これはまちの活性化にもつながらんし、まちの台所にも反映しないということなので、ぜひいろいろ難しい点ありますが、申し上げたような地元中小零細企業の実態もしっかり把握していただきながら対応していただきたいというふうに思うんです。

さっきもありましたが、平成23年度決算というのは、そういう意味では法人税、法人市民税がふえたわけですが、9億円を超える臨時財政対策債がやっぱり大きな柱になっていたということも疑えない事実です。

連立が平成26年度から本体工事という状況のと

きに、財政諸指標が連立だけでも非常に厳しいのに市民サービスをさらに補充するような財源をどうつくるのかということで議論が集中しています。市当局いろんなことを言っておられますが、一つの柱に普通財産の処分ということがございます。この決算でも40ページに財産管理費ということで普通財産の運用、アピタの駐車場を草刈りをするということを含めて書いてあるんです。

それで、給食センター跡地については愛知不動産鑑定所に鑑定を依頼されまして、9月10日にこの鑑定の納期というふうに承っていますが、かなりの金額が出たのでしょうか、鑑定の結果。

○企画政策課長

金額が出ました。ちょっと資料持ち合わせがないんですけど、私が思っておったよりも個人的には少し安いのかなという金額でございました。坪単価で40万円を切れとったような気がいたします。ちょっと一応確認させていただきます。

○高橋委員

また後ほどわかったら教えてください。

3億円ぐらいいけるんじゃないかというようなことも言われておりました。この間そう思っておりましたが、実計メニコンでアピタの南の駐車場に市営住宅を建てたいと。これはちょっと所管外に話なんです。その横、西側に東高校寄りに5宅地分譲の線が入っていました。160平方メートルぐらいでしたか、知立市のまちづくりの基本の坪数ですね。これは、あの絵で見る限りテーマは市営住宅どうするかというテーマだったんですが、これも売却をそういう形ですという意味合いを示唆されているということでしょうか。

○企画政策課長

あそこのアピタの南館の土地でございます。実施計画のほうに建築課のほうからそういった計画があがってまいりました。初めてこの場で建築課の市営住宅の建築というものとあわせて周りに5区画ですか、そういった代替地として確保したいという、これは建築課のほうの希望といいますか、計画でございます。そのまま受けただけでございますが、とりあえず私どものほうは、まだあそ

この土地を今、市営住宅としての土地というふう  
に決定をしておるわけではございません。普通財  
産の管理担当課としては、特にそこまでは決めて  
おりません。

以上です。

○高橋委員

実計メニコンで事実上は公表されたわけで、そ  
れは今後、具体的に実計の中へはまっていくな  
のははまっていくなと思うんですが、5宅地につ  
いて、これは代替地という意味合いでいいです  
か。連立事業等の代替地という意味合いなのか  
どうなのか、そこらあたりはもうちょっとお願  
いしたい。

もう一つは、商工会館、例の公民館の本会議  
でやりましたが、あそこは商工会館が建ってお  
ったほうを公民館のほうへ出すわけですね。東  
側が残るんですが、これも4宅地ぐらい出そう  
という話になつてくるんですよ。どうですか、  
そこらあたりは。

○企画政策課長

まず最初の市営住宅候補予定地といいます  
か、アピタの南側の土地でございますが、5区  
画については、私どものほうも建築課のほう  
がそのような計画を立てておるといことも全  
然知らずに、私の場合は、正直申し上げて  
実施計画の提出書類とまた実計メニコンの中  
で担当課のほうにそのような説明を皆さん  
のほうにしたということ、とうとうこれは  
表に出たのかなということ、初めて  
そういうように感じておりました。

また、商工会の跡地の件でございます。宝  
町公民館の建設予定地の横の土地ございま  
すが、あそこも特にまだうちのほうでどう  
いう形で普通財産を売却していくかとい  
うことは、全くまだ予定しておりませ  
んといえますか、先ほど今、委員のおし  
ゃったように4区画でということも全  
然検討しておりません。

以上です。

○高橋委員

実計メニコンに市営住宅出たんだけど、企  
画政策課が知らんということですか。そ  
ういうことであるんですか。実計メニ  
コンで出たということ

は、建設年度からいうと直ちに実施計画に  
うたい込まれたというふうには理解しにく  
いんですが、当然市の合同の意思として  
そういう方向を打ち出したと。その当否  
について、とりあえず実計メニコンで  
皆さんに声を聞いたというふうには理  
解しているんで、建設部が単独で、お  
れの知らんところで出しちゃって、い  
よいよ明るみに出ちゃったかやと、こ  
ういう話ではないような気がするん  
ですが、今の答弁は、そんな響きでし  
たよね。どういうふうには理解した  
らいいですか、私たちは。

○企画政策課長

ちょっと私も言い方間違いました。実  
計メニコンで初めて知ったというの  
ではなく、実施計画が出た時点で建  
築課のほうから提出されて、正直申  
し上げて、全くうちのほうで実施計  
画にあがってくるまでは、このよう  
な形で建設をしていくということは  
全く知りませんでした。実施計画  
が出て初めて図面を見て、いつそ  
んな形のものができ上がっている  
というふうには驚いたということで  
ございます。

○高橋委員

それで西のほうは5宅地線が引いて  
あると。ちょっと私、真空地帯に入  
っちゃったような感じがするん  
ですが、この実計メニコンという  
のは役所の全体の意思で決めて  
表へ出したということでしょう  
。まだそんなことは決めてない  
けど、担当課が出してきて、担  
当課こう考えておること、一  
遍聞いてみよう、こういうこと  
なのか、どうということなん  
ですか、それ。ちょっと位置  
づけを教えてください。

○企画政策課長

実施計画にあがってきたものをど  
ういったメニューを実施計画メ  
ニューコンペティションにかけ  
るかということ、私どものほう  
で素案をつくらせて行政本部  
会で諮るわけでございます。そ  
こで決定したものの一つがこ  
れでございます。

私どもの企画政策のほうとしては、  
これはあくまでも建築課のほう  
の計画だという形で受け取  
っております。建築課のほう  
が市営住宅についてのこ  
んだけの土地が必要、また、  
5区画の代替地ま

で考えておるといことでございますが、建築課のほうに関しては、この5区画の代替地というのは建築課の担当する土地ではございませんので、あくまでも建築課のほうで、このようにしてはいかがなものかという計画というふうに受け取っております。

○高橋委員

建築課が進んでおるといことですか。企画政策課を乗り越えて提案、普通財産の活用の仕方を提案してみえるというふうに今聞かえてしようがないです。啞然としておると、担当課は、こんなふうに決まっておるのかと。これは建築課が、ここに市営住宅つくってね、残った5区画については代替地で売り出せばいいじゃないかと、ぼつちりじゃないと。担当課は、いやいやと。いやいやと言いながら、これが製本されて実計メニコンにかかっていったと、こういうことでしょうか。今、担当課長がおっしゃっているのか。

○企画政策課長

そのとおりでございます。

○高橋委員

ということは、この漫画は海のものとも山のものともわからんとはいいいませんが、まだ役所が公式に認知した計画ではないと、こういうことでしょうか。

○企画政策課長

市営住宅のほうの建築については、実計メニコンの中でも市民の方からもいろんな意見が出て、必要な戸数をもっと考えたかどうかといことと、ここの敷地をもう少し工夫をしてもっと戸数をふやしたらどうかという話もありましたし、建築課のほうは、当初これだけの戸数でいいという形ででき上がったもので、残りの土地に関しては全く建築課に権利もございませんし、私どもの普通財産の管理をしておる担当課といたしましても、建築課はあくまでも市営住宅のほうの計画をしておるといことと、残りの土地については一切私どものほうは許可もしておりませんし、あくまでも建築課の計画というふう聞いております。

○高橋委員

ということは、建築課が越権行為をして、普通財産管理の企画政策課の部分まで入り込んで5宅地の漫画をかいたと、こういうふう聞かえてきちゃうんだよね。だったらそんなものは出さんでおけばいいじゃないですか、こっち白紙にしておけばいいじゃないですか。これ引いてあるものだから、これ何ですかという質問が出たんですよ。はっきり答弁がなかったんですよ。代替地だみたいなことをおっしゃった。だけど突っ込んだ答弁がなかったんですよ。代替地って何の代替地ですかといことになるわね。

私たちは代替地だとい限り三河線連立のね、私が前から言ってる連立の代替地かなと思って、なかなか考えてござるなど思ったけども、今の話では、こんなものは建築課が勝手に作文し漫画をかいたと。私らは認知しないことだと。だったら消して出さないかんじゃないの。私たちは、こういうものを見て年次計画のこのとおりいくかどうか知らんよ。だけどこうやりたいけども皆さん御意見くださいというアプローチなんでしょう。ところが、こんなのは一切知らんこととていう話になると、これは何事かしらと。さっきの駐車場のカメラじゃないけど、これだけは先食いで補正予算で出しちゃってやっていこうじゃないかと。えらい温度差を私は感じますね。

実計メニコンといことになると、出された案というのは、みんなこうやって、これはまだ所管課だけの心に秘めたものがたまたま漫画になって出てきたというふう考えざるを得ないといこととですよ。中学校の太陽光にしてもそういうことなんですか。ちょっと企画政策課長、太陽光もそういうことなんですか。

○企画政策課長

今回6事業を実計メニコンのほうにかけさせていただきますが、決してこの市営住宅以外のものについては、今回ほかのものと市営住宅のものとは別個のものと考えております。

あくまでも市営住宅は、こういう形の土地が今、市にありますよと。そんな中で、市営住宅はこういった建設をしていきたいという担当課、建築課

からの希望があり地図をかかれたわけですが、こちらの5区画の場所については、これは建築課が理想といいますか、残った土地をこういうふうにご利用したらどうかという形での提案内容でありまして、実計メニコンの中では、本来委員のおっしゃるように、ここははなからこの土地は関係ないような形で白く塗りつぶした資料を提出すればよかったのかなというふうに反省しております。

#### ○高橋委員

ちょっとよくわからなくなりましたが、企画政策課が実計メニコンの仕切ってみえるんでしょう。実計メニコンの所管は企画政策課だと思いますね。そこが各課にどういうものを実計メニコンの材料にするかということを出してもらって、カラスのつかまえるやつも中学校の太陽光も出てきたんでしょう。あなたのところが所管してみえるから、この漫画はまずいですよと。ここへ建てるということは建築課の意向として認知しましょうと。今後ほんとにこれが予算化されるかどうか、実計でもらえるかどうか知らんけども、市役所の共同の意思としてはわかりましたと。だけど、この5区画は越権行為じゃありませんかというなら、あなたね、何で消さないんですか。

非常に無責任な書類が出てきてね、私たち、これはかきつばたへ書いちゃいました。市の方針だというて。あとは皆さんがどう判断するかで意見を聞いておる。市の方針だと。20戸できますよと。横は分譲と。これではちょっと実計メニコンで意見言われる方に対しても失礼だし、実計メニコンの提出された内容がその程度のものであるとしたら、一々確認を求めなきゃいかんですよ、これは。役所全体の意思の絵ですかと、計画ですかとってというふうに思うんですが、どうでしょうか。

#### ○企画政策課長

委員のおっしゃるのが非常に私もよくわかりません。さっきもちょっと発言いたしましたが、やはり担当課のほうからあがってきた内容は、私どものほうも担当課としてよく中身を精査して、今回、本来であればこちらの5区画については全く建築

課とは関係ない計画でございますので、市営住宅の件を実計メニコンにかけようということであれば、はなからこの計画図は5区画のところは普通財産という形の表示だけであって、こんな5区画のような計画を表に出すということは大変誤りであったのかなと、大変申しわけなかったというふうに思っております。

#### ○高橋委員

もうちょっと突っ込んで聞きたいんですが、建築課が持ってきた市営住宅20戸建てるという案は建築課の案ではあるが、あくまでそれは建築課のプランであって、役所全体として認知し、そういう方向性を確認したわけではないと、こういうことですか、市営住宅そのものについても。

#### ○企画政策課長

市営住宅の戸数がまだ足りないということは市全体認識が高まっておりますが、ここにこういう形での建設をまず予定していくということをまだ市が決定したということではございません。

#### ○高橋委員

5区画も越権だけでも、アピタの普通財産という企画政策課が管理しておるところに勝手に市営住宅の絵をかいて、これを公表するというのは越権になるんですよ、そうなる。5区画は完全に越権ですよ。5区画は建築課に関係ないところですから、代替地にするにしても建築課の関係ない業務だから。だけど市営住宅は関係してる。だけどその市営住宅がのっている土地は建築課が管理しておるところではありません。企画政策課が管理している普通財産、この上へ勝手にのせたことについて、これも勝手にのせたと、こういうことですか。そんなこといったらゼロから出発するということじゃない。この案自身は役所の中で撤回されちゃうという可能性を秘めているということじゃないですか。

#### ○企画政策課長

ということではございません。私どものほうは、普通財産の管理担当課としてここを管理しております。今現在まだここはアピタのほうに貸しておる土地でございますので、この数年先と言います

か、今後こういう形で計画をしていくのであれば、当然のことながらアピタのほうにも契約解除の話を進めていかねばなりませんし、また、ここ以外に例えば市営住宅の候補地が仮に見つかれば、そういった形でも計画をしていかねばなりません。

とりあえず今、建築課のほうで市が持っている普通財産で一番ふさわしいのはここかということでは絵をかいたということでございます。土地はまだ市の普通財産ではございませんけど、例えば普通財産以外にも開発公社基金等を使って先行取得というような形での方法も考えられますし、あくまでも建築課は今現在一番あそこが望むのはといいますか、一番今後ふさわしいのはという形で書いた絵というふうに考えております。

○高橋委員

建築課が書くのはいいけど、それは普通財産の上ののっかっておるんだから、こんなところへのせたら困ると。売却する予定だと。何でこんなところへ市営住宅を書くんだと。売れへんじゃないかということがあってしかるべきでしょう。もし売却したければ、今までそういう方針だったですよ。私どもは、必ずしも単純な売却は十分留意してやりなさいよということだけど、今までの方向は、アピタのところも大事な売却予定地と。今度実計メニコンで私びっくりしたのは、ここへ市営住宅がのったからですよ。

つまり、あなたたちが管理しとる普通財産の用途が今度の実計メニコンによって限定された、少なくとも。これが予定どおりできるかどうかはともかくとして、ここに市営住宅をつくりたいというのが公の文書として外へ出たということは、普通財産を所管する課も含めて、少なくともこの案に合意しているというふうに言わざるを得ないじゃないですか。

その結果、議論していくともっといいところが出てきたというなら、それは十分な理由をつけてわかることは決していけないとは思いませんが、しかし、今のままでいけば、あそこに市営住宅が建つなというふうに認識しますよね。その認識はそれでいいんですね。企画政策課も含めて、あそ

こに市営住宅が建つことについて十分了解した上でこの絵が出てきたと、市営住宅そのものについての。分譲地については、そんな余分な越権行為だということは言われましたが、市営住宅についてはよろしいですね、これで。

○企画政策課長

これは、あくまでも建築課の計画というふうを考えておりまして、私ども普通財産の管理担当課といたしましては、その計画ができたものをそのまま受けておると。決して決定をしたということではございません。

○高橋委員

ということは、どういうことですか。まだひっくり返る可能性がある、役所の中でということの意味した発言ですか。

○企画政策課長

決定しておりませんので、何とも言えません。

○高橋委員

企画部長ね、私はこれを見て、方向が出たなと思いました。アピタの使い方のね、これも一つの方法だと思いました。私は悪い方法だと思いません。こういう限り、住宅ストック計画であと20戸つくらないかんというのも一つの方向ですから、アピタで北側に寄つとると、市営住宅が。南へつくりたいということも、なかなかいい案だと。実計メニコン見て、いい案だと。やってみたら、皆さん、いいと。もっとふやしたらどうだというふうになってきたんですね。

ところが今聞くと、そんなことは建築課が勝手にかいた絵で、我々は認知はしとるけど承認してないよと。これはちょっとね、私いただけんなというふうに思っておるんだけど、今の話聞いて、ちょっとびっくりしている。どうですか。

○企画部長

この絵を見たのは私、実計メニコンの委員に配る資料ができたときに初めて見ました。そのときに、こんな絵があるのかというふうに思った次第です。

この実計メニコンの当日も、この実計メニコン自体は住宅ストック計画によって20戸を市として

市営住宅をつくっていくというその計画に対しての是非を問うたのであって、今回この具体的な絵が出ております。建築課のほうの説明も今後のスケジュール、まだ候補地決まってませんよね。今後決めていくというスケジュールになっています。位置図についても建設候補地と書いています。計画地じゃなくて。この5宅地、これ私、当日の説明見てびっくりしました。わざわざ普通財産を売り方として絵をかいてくれたのかなと私は思っておったんですけど、いや、代替地ですと。これはびっくりしたんですけども、あくまでもこのレイアウトは変わるかもしれません。最終的にここに建つかも知れませんが、今回の実計メニコンでは市として市営住宅を20戸住宅ストック計画に基づいて今後進めていくということをいう是非について実計メニコンにかけたつもりでございます。

○高橋委員

そうおっしゃるけど、これだけ精巧な絵がかかれて、坪数まで書いてあるじゃないですか、残り5宅地の。実に見事な絵が出てきて、もし候補地なら絵なんかつけなきゃいいじゃないですか。市営住宅の実態、今後のストック計画。

この絵が出てきて、あの説明があり、そして、お互いにこれ予定の中の話なものですから、それは予定ですから候補地か予定地か大した違いがないと。ここへつくりたいという、これ一つの市の意思が表明されたら、こう受け取るのが一般的で、今の話だと、それは意思じゃないよと。所管課は認めてないよと。建築課が勝手にかいた絵で、初めてみたよと。これでは審査員を侮辱したお話になるし、我々も今の話聞いて唖然としましたわ。こんな実計メニコンなら困ったもんだと、ニュースソースがと思いましたね。これは副市長どうですか。

○清水副市長

市としてはっきりしておりますのは、最終年度今ど忘れしましたが、ストック計画で50戸のうち30戸はできました。あとの20戸を早急に具体化するという基本的な考え方のもとで今回その計画に基づいたものを実計メニコンでお示しをし

たということでございます。

その計画の中身も現時点許される設置場所、それは市が今管理しております普通財産という前提の中での今回の絵でございます。まだ今後しっかりと煮詰める必要があります。その中では、いろんな方法があるかと思えますけども、今のこの原案のとおり、その5区画の処分は別にいたしましても、今の現時点で設置可能な場所としての普通財産での候補ということで今、原案ができていますけども、これが十分な協議をする中では、ここの普通財産は別に処分をして、別なところで別な土地を求めるとか、そういったいろんな議論も今後あるのかもしれない。そういったまだまだそこまでの詰めはないわけですが、いずれにいたしましても、今回のこの実計メニコンによってこのストック計画に基づく20戸の市営住宅の建設というものをしっかり進めていくことははっきりしているということでございます。

○高橋委員

こればかりやれんのでね、この件は最後にしたいと思うんですが、私は、将来もっとよりよい土地が手に入ったり、あるいは引き合いに出てきたりあるかもしれません。だから、これが絶対の計画だと思いませんが、しかし、この絵が出ている限り、少なくとも建築を担当する市営住宅を担当する所管課と普通財産を管理している所管課が、少なくともここに当面つくることについて、こういう絵を出すことについて合意していると。将来のことですから、もっといい土地ができるかもしれない、あるいは20戸で足らんかもしれん、意見が出たように。ここは狭いんじゃないですかという発展的に計画が変わる。これは説明責任十分果たしてもらえば、それはそれでよくわかる話。

ところが、出てきたプランニングの底地を管理しておるところは、知らんよと。与えてないよと、承認を。それが勝手に出てきて実計メニコンで議論の対象になると、これは避けなきゃいかん。行政として避けなきゃならん一番原則的な間違いだというふうに言わざるを得ませんね。大変残念で

す。この案は私はとてもいい案だと、市営住宅の計画ね。実計メニコンの皆さんもそれを真っ正面から受けて、もっと何でつくらんだという、こんなところへつくるのかという意見一つもなかったんですよ。いい案だと。そしたら底地は知りませんと。

林市長どうですか。

○清水副市長

今の企画政策の担当、企画部長の話もそうですけども、今、知立市内で許される設置場所として今回こういった場所での案というものができてるわけですが、まだまだ議論の余地があると、そういう前提の中で、まだここに最終決定したんじゃないんだよというのが企画政策課の立場だということに私は理解をしておりますので、これは一つの候補地として今後しっかり議論すればいいというふうに思いますし、まだまだ別のところで候補地があればそういうものといろんな普通財産の振りかえとかいような手法もあるわけですので、そういうことも含めながら、まだまだ議論できるというふうに考えております。

○高橋委員

これ別な言葉で言うと、建築課の先手必勝型タイプと。先に決めちゃって、もう公表しちゃったんだから今さら変えれんでしょうと。先手必勝、建築課の勝ちですよ、そういうことであれば。

だけど、少なくとも企画政策課を含めてこういう案が出ておることを認識し、これも重要な選択肢だわねと、こうなることもあり得るわねと。だけど今後はもっといいところへ変更するかもしれないけども、実計メニコンを出すことについては了解と、これがなったら出しちゃいけません。もう一回答弁聞いて本件は終了したいと思います。

○清水副市長

ちょっと企画政策のほうの説明がそういうふうだったかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、私としては、現時点での一つの考え方、設置場所としての考え方も含めて、今回実計メニコンに提出をさせていただいたものだというふうに考えております。

○高橋委員

そういうふうに理解しておきます。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後6時16分

再開 午後6時24分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画政策課長

先ほど高橋委員のほうからの御質問で給食センターの跡地の関係でございます。鑑定評価の結果が坪単価で29万7,000円、平方メートルでいきますと9万円ということで、土地に関しての広さが1,954平方メートルございます。

当初予算では2億円を計上しておりましたが、このままでいきますと、これはあくまでもこの坪29万7,000円で計算しますと1億7,600万円ということになりますが、あくまでもこれは入札にかけられる最低売却価格というふうに考えております。

以上です。

○高橋委員

次に移ります。

突然細かい質問になりますが、決算書の96ページ、ここに総務管理使用料19万5,283円計上されておりますが、この中身について御説明ください。

○企画政策課長

こちらは行政財産の目的外使用料となっております。

以上です。

○高橋委員

具体的に言うと、どういう物件、案件を指してみえるのでしょうか。

○企画政策課長

こちらにつきましては、行政財産の目的外使用でございますので、例を申し上げますと、駐車場でございます郵便局のポスト、公衆電話、ATMの機器等々、市のほうの持つておる行政財産を名のおり、その行政財産としての目的以外に使うという形で手数料をいただいております。

以上です。

○高橋委員

公共施設内の自動販売機もここに該当すると思うんですが、自動販売機の使用料はどのようなふう  
に計算されて、どのような契約になっておる  
でしょうか。

○企画政策課長

自動販売機につきましては、一部行政財産目的  
外使用料をいただいておりますし、  
また、管理者が行政財産の目的外使用ではなくて  
行政財産の貸し付けということで、一番有利なと  
ころと契約をしてお金をいただいております。そ  
ういった自動販売機もご  
ざいます。

○高橋委員

行政財産の目的外使用ではなくて、行政財産の  
貸し付けですか。これは郵便ポストや銀行のキャ  
ッシュカードでおろすところとどのようなふう  
に違うんですか。あれは目的外使用だと。自動販  
売機も目的外使用じゃないですか。公共事業用地  
を占拠されている、専ら目的外のために。これは  
市民が飲むと、利用者が飲むということになれば  
目的内ということでしょうか。

○総務課長

昨年、たしか3月でしたか、行政財産の目的外  
使用ではなくて、行政財産の貸し付けというこ  
とで、自治法の改正に伴いまして行政財産につ  
いても賃借ということで貸し付けができるという  
形になりましたものですから、まず、地下1階の  
自動販売機については新しい食堂の方が入れか  
わった時点で、前食堂の方がお使いになってお  
られた自動販売機置いておられたんですが、撤  
退されてからそこになかったわけなんです  
が、そちらのほうに業者を入札を  
かけさせていただきました、売  
り上げの何%を貸付料として納入して  
いただけるかということで契約を  
させていただきました。貸付料  
収入ということで、光熱水費は  
実費になりますけれども、  
売り上げの割合で何%という  
形で納入をしていただ  
いております。昨年度から  
変更させていただきます  
というふう

ます。

○高橋委員

自販機は公共施設に幾つかあるんですよ。今、  
総務課長答弁されましたが、地下の自販機に  
ついては経営者がかかったときに売上高の何%を  
市に納付するかによって入札をしたと。納付額が  
パーセント提示が高いほうが落札すると、こ  
ういう方法で入札をされました。

そうでない方法で賃貸料もしくは使用料を取  
っている自販機もあるということですか。ど  
ういうふうになっておるんですか、自販機の  
管理と料金は。

○総務課長

1階でございます自動販売機については、行政  
財産の目的外という従来からの形。地下1階  
もかつては行政財産の目的外使用というこ  
とで決まった単価でお貸しをしておたとい  
うことでございます。

したがいまして、庁舎内におきましては、賃  
貸という形で貸し付けでお貸ししているの  
は、現在地下1階の食堂の前の自動販売機  
のみでございます。残りは今までど  
おりの形の目的外使用という形でや  
っておるというふう

に認識をいたして  
おります。

○高橋委員

賃貸契約の場合と目的外使用の場合とでは、  
お金が変わってきますよね。

ちょっと聞きたいのは、地下1階の自販機  
だけは賃貸だと。これはさっき言ったよ  
うに、専有面積に関係なくということ  
ですか。専有面積に関係なく幾ら納  
めてくれるんだと、市へ。つまり  
売り上げのパーセンテージの  
高いところと契約すると、  
これは何社かで入札した  
んですか。

○総務課長

何社かという詳細なデータは手元に持  
っていないので御勘弁いた  
だきたいんですが、数社で  
入札をかけて、その中  
で一番高いところとい  
うことで私どもはやら  
させていただきました。

また、他自治体でございますと、年間の  
賃貸料を売り上げではなくて  
固定の幾らということ  
で総

賃契約という形で一番高いところにするという事例もございまして、どちらかといえばそちらのほうが多いよう私は認識をしております。

○高橋委員

売り上げの何%のところと契約されたんですか。

○総務課長

大変申しわけございません。ちょっと手元に詳細な資料持っておりませんが、たしか四十数%だったというふうに記憶をしております。

46.3%でございます。平成23年度でございます。

○高橋委員

46.3%、売り上げの。ちょっと頭が混乱してきました。売り上げの46.3%も市へ差し出すわけ。利益じゃなくて。よほど安いんだね、原価が。

失礼ですが、どこが落札して、どこが管理しておるんですか、今。

○総務課長

平成23年度においては中京コココーラボトリングだというふうに認識をいたしております。本年度については、また変わっております。

○高橋委員

中京コココーラボトリング。これはダイレクトにきとるわけだ、メーカーがね、ということですか。中間業者入れたら、そんな四十六点何%も売り上げからもっていかれたらたまらなかったので、ダイレクトで業者がきとるということですか。

中京コココーラボトリングというのは、どこに支店があるんですか。もしトラブルがあった場合にすぐ来てくれるんですか。

○総務課長

それぞれボトリングのメーカーが定期的いきちと回っておりますし、商品の入れかえもやっておりますし、その辺はほかにもまた、こういう言い方は適正かどうかわかりませんが、ちまたにある自動販売機と同じように管理をさせていただいておるというふうに認識しております。

○高橋委員

びっくりしましたが、46.3%、売り上げの。

目的外使用の場合には、これ条例で決まっていますよね。目的外使用の条例のさっきやっておった

あれと一緒にですね、ナイターの使用料と。この場合は1平方メートルにつき、土地の課税標準額に100分の4を乗じて得た額、こうなっているんですが、大きさによって変わるんでしょうね。専有の底地面積が。幾らぐらいもらってみるんですか、年間。

○総務課長

当時の値段は幾らだったか、大変お恥ずかしい話ですが、ちょっと把握しておりませんが、年間恐らく数千円だというふうに思っております。

○高橋委員

これは電気料は別ルートで自販機だけがカウントできるようになっているというふうに聞いていますが、1階の自販機は年間数千円、目的外使用料。地下1階は46%ですが、どれぐらいもらってみるんですか。

○総務課長

これも記憶で申しわけございません。月額大体6万円程度の収入はあったというふうに認識をしております。

○高橋委員

地下1階は月額6万円、地上1階は年額数千円と、こうなってるんですよ、今の答弁ですと。それで貸付方式に変えていきたいという方針ですか。

○総務部長

その辺につきましては、地下をやったというのは実際に例えば今言われたように、業者の方のうけがどのぐらいあるかというのはわからないと。うちのほうがやりたかったというのは、地下の玄関ロビーのほうが、かなり利用度が多いじゃないかということで、結局手をつなぐというような形でやっておるんですけど、そうやって言いながら業者がまるまるもうけちゃつとれへんかと、その辺が知りたかったということがありまして、それから今、地下のものについても大体金額がわかりましたので、あれはほとんどどちらかという職員が使っているものでございますので、今、互助会のほうに移しております。

市役所のほうについては行政財産目的外使用と

いう形で入ってるんですけど、これは、うちで思うと、例えば地下の食堂が経営に陥ったときに、そこから部分的にも一回出そうじゃないとか、本来うちのほうがやりたかったというのは、先ほど言いましたように、どのぐらいの利益があるんだということがまるきりわからんというような形で、1階のことについては、うちのほうから手をつなぐ会のほうに、一回そうやって言ったらどうだと。うちのほうがやったような形でやって、ちょっともうけるのが業者と。担当課に言うと、業者に言ったら来いと言ってるんですけど、なかなか市役所のほうには足を運んでもらえんというようなことは、1階のロビーについては聞きましたので、私のほうは、別に1階のロビーのやつをそういったことがありますので、当面うちのほうでもしやるとしたら自動販売機を2台ということで、1台自分のところで、もう一台そこに入れるということは考えるかもしれませんが、あのものについて変えていくというような考えは、市役所の中ではちょっとまだ持っておりません。

以上です。

○高橋委員

大分わかってきたんですが、ここの95ページの19万5,000円の中には、地下1階の貸付金も入ってない。これは使用料ですから。この月6万円入る地下1階の自販機については、互助会に金が入るということですか。ちょっと教えてください。どこに歳入されておるんですか。

○総務部長

平成24年度につきましては、互助会のほうで管理しております。平成23年度につきましては、市のほうに入れております。

以上です。

○高橋委員

旧地下食堂の経営者のときには目的外使用料で、ここの95ページに入った。平成24年度は6万円入ってくるので、これ互助会へ入れたと。事態はわかりました。

それで自販機は1階にもあるし、福祉体育館にもあるし、そのほかにもありますよね。これはし

たがって、貸し付けという方針ではなくて、従来のおり目的外使用料ということでこれからも進むと。地下1階のものは手をつなぐ親の会の皆さんが、暴利をむさぼられているので、それを一つの参考例として見せしめ的にやって、46%も出すのかということがよくわかって、これをいいことにして手をつなぐ親の会の皆さんには頑張ってもらおうという趣旨でやったので、これからそれを貸付制度で入札して、そういう方式にするという考えではないと、こういうことでいいですか。

○総務部長

そのとおりでございます。

○高橋委員

生涯学習スポーツ課長、あなたは既にそういう方式を、あそこの喫茶店のマスターにしとるんじゃないですか。全然違うじゃないですか、実態が。

○企画政策課長

私どものほうで、総務課のほうで庁舎管理の中において、自動販売機を行政財産の目的外使用から行政財産の貸し付けにしたところ、随分収益が上がったということを確認しております。

そんな中で、県下各市においても、最近行政財産の貸し付けが自治法改正によりまして可能になったことから、目的外使用から貸し付けというふうに変わってきた市が随分ふえてきました。

私どものほうも総務課のほうでそういった形でいい事例をつくっていただいたものですから、この際、市の管理しております公共施設にあります自動販売機を、ぜひそういう形で移行して行って、少しでも歳入としてあげれんかなということを各課のほうに私どものほうから一度相談を持ちかけました。その後、スポーツ課のほうにもその話がいったという経緯になっております。

○生涯学習スポーツ課長

私どもの所管の中に、今御指摘がありましたように体育館、昭和テニスコート、あとは文化広場に自販機がございます。

今現在におきましては、やはり今の目的外使用料条例の中の専有面積においてメーカーの使用料をいただいております。

今お話がございましたように、この契約一年一年ということしておりますので、次年度からそういう旨の方法に変えるという旨を、今の関係者のほうにさせていただいたという経緯がございます。

○高橋委員

ということは、どういうことなんですか。総務部が管理している庁舎については1階はそうしないと。目的外使用条例でこれからもいきたいと、さっき総務部長そうおっしゃいましたよね、明確に。

しかし、あなたの所管するのは市庁舎だけですね。スポーツ課の体育館は、これは誰が管理しておるんですか、教育委員会、教育部長ですか。

ところが、そこは今、企画政策課が来年から取っていくんだと、貸し付け制度にするんだと、月に6万円になるんだと。だから取っていくだといって既に内部で決めて、担当課長をしてテニスコートにもありますね、よく見んとわかりませんが。それから福祉体育館。これは既にはなしてみえるじゃないですか、担当に。庁舎は移行しないけども、他の施設は移行するということですか、市の考え方は。どういうことですか。

○企画政策課長

ちょっと総務部長の答弁と私が食い違うことを言うかもしれません。市のほうにあります今1階の自動販売機も、本来であればかえていきたいということで考えております。

ただ、あそこは社会福祉団体が置いてくださいという形になっておりますので、これもまたうちのほうの要綱を今つくっておる中で、先ほど来よく出てきます、市長が認めることができれば減免ができるというような形の条文を含めて、そういった社会福祉団体に関しては使用料を減免してこうと、手数料をいただくのを減免してこうという形のものを考えております。

ただ、社会福祉協団体以外については、地下の食堂と同じような形で検討していきたいというふうに考えております。

○高橋委員

方向がちょっとちぐはぐありますが、見えてきました。

つまり、地下1階のように売り上げの46%いただきたいというわけですよ。そうすると収入になると。しかし、46%の売り上げを払うためには中京コココーラボトリングしかできないんですよ、この入札は。あそこでドリンク入れてもらって、幾ら利幅があるか知らんよ。100円玉のを80円ぐらいに入れてもらっとるか知らんけど、2割ぐらいしか利幅がない。売り上げの46%を差し上げますなんていう入札には参加できません。

つまり、このことは、地元業者が撤退することですよ、さっきお話ししたように。地元業者が庁舎内、あるいは公共施設のドリンクさえも現場から追い出されていくと、利益のためにね、こういうサイクルを試行すると。そのことは役所の収入にはなりますけども、永年ね、福祉体育館でもどれだけ私、利益あるか知りませんけどね、お客さんがそんなに入っておるとは思わんけども営々としてあそこで食事を提供し、ドリンクを売ってみえる、管理してみえる。その方にかわって、今度はあの人はペケだわね、多分。46%コココーラが入れたらペケですよ。

つまりこれは、目先には多少利益になるかもしれませんが、地元の業者を公共施設から追い出していくということになるんじゃないですか。これはどうですか、企画政策課長。

○企画政策課長

入札を行えば、今、仮に体育館にしてもグラウンドにしても一個人の方が目的外使用料を支払っておいておるとい形になっておりますが、その個人の方が入札をして、そこの業者に決まったということではないかと思えますし、また、今、中京コココーラボトリングではないところが、また今下にも入っておるようでございます。

どちらを考えるかということになってまいりますが、歳入を多く見るべきというふうに考えれば、そういった市外業者というところになるかもしれませんが、うんと少なくともいい、市の業者を守るんだということであれば、今後とも行政財産の

目的外使用料の100分の4という形でいくということになります。私どもが選択したのは、少しでも歳入が入ったほうがいいというふうに判断したところで各部署のほうに紹介いたしました。

○高橋委員

現在、地下はどの業者が入っておるんですか。去年は中京コカコーラボトリング、ことしはどういう業者ですか。

○総務課長

現在は、たしかポッカコーポレーションが入って入っているというふうに認識しております。

○高橋委員

これも飲料会社ですね。それはダイレクトで来なきゃいかん。中間的な管理者は全部疎外してダイレクトでやりますよと、そういう形式に変えますと。そのかわり業者は46%でも何でもとにかく取りたいければ市のほうへ納めてでもやると、こういうたきやっこなんですね。これがさっき言われるように、長いこと地元で営々として喫茶店をやりながらそういうことをやってきてくださった方々に対して、それはそういう時代じゃないよと。だからあきらめてくれという引導を渡すような話だね。

テニスコート行きましたね。何とおっしゃいました。施主は。

○生涯学習スポーツ課長

テニスコート、体育館、同じ中で説明をさせていただきました。やはり今までの既得権と申しますか、そういった関係もあって大変厳しいというような意見で私は受け取りました。

○高橋委員

そういう声は一切知りませんよと。それはいろいろ言えばいいじゃん。ただ変えていきますよ。だってお金が入るんだからという考え方でしょいか。もう一回聞かせてください。

○企画政策課長

これにつきましては、私どものほうは、個人の方と私も直接お話しはしておりません。ただ、私も以前に体育館のほうに勤務しておりましたので、個人の方はよく存じております。

今、私の立場からして内部のほうで検討した中で、今財政厳しい中で少しでもという形で歳入をあげるべく市単ということで市内の業者ではなく、入札に参加された業者の中で一番効率のいいところを選んだほうが市にとって有利かというふうに考えた結果でございます。

○高橋委員

昭和テニスコートなんだけど、あれは大変離れたところにあります。奥まったところに。配線が必要ですよ。冷蔵庫、自動販売機を置くには電気がないと冷えませんから。あの配線はどなたがやられたんですか。

○生涯学習スポーツ課長

昭和グラウンド、昭和テニスコート、先ほどちょっと言い漏れたかもしれませんが、二つございます。

昭和テニスコートのほうはグラウンドから直接線を引っ張るということだと機能を果たさないというようなことで、かなり距離があるという中でございました。それで近くの引込み線を使って引き込んだということで、敷地内ではございますが一本支柱が立てた中で利用をしております。

○高橋委員

その引込み工事はどなたがやられたんですか。

○生涯学習スポーツ課長

施主の実費というふうで聞いております。

○高橋委員

テニスコートは離れたところにあるのでね、ぱっと電気がこないの支柱立てて、何とかあそこにテニスやってる人に飲料を飲んでいただきたい。事務室までは遠いですから。遠いところを設置した施主が自費で電気を通したんですよ、そういう答弁でした。そういう認識でいいでしょう。もう一遍確認してください。

○生涯学習スポーツ課長

そのとおりでございます。

○高橋委員

そういう歴史的な経緯で自販機が置かれているわけなんで、これは施主は市のほうへ工事費を要求してないですね。何とかあそこでドリンクが飲

めるようにという配慮で、そこにももちろん利益ということがあるでしょうけども、そうやってやられた。そういう経緯を企画政策課長、御承知でしょうか。どうするんですか、これ。こんなことは関係ないということですか。

○企画政策課長

関係ないというか、方針を今回このような形で私どもが提案を申し上げたものですから、今後入札で他業者になった場合は、これまでかけられた費用をどうしていくかということは、一度また検討せないかと思いますが、ちょっとまだここまで検討しておりません。

○高橋委員

先ほどのようなやり方でやれば今やってみえる人は落札しません。これは間違いありません。コカコーラにせよ、何にせよ、三ツ矢サイダーにせよね、取っていくでしょう。多分もうだめでしょう。だけど、その人が歴史的にあそこに電気がないもんだから引っ張って、自費で、そして、かろうじて自販機を置いた。もちろんそのことによって利益が上がってることは事実でしょう。けども、その経緯は一切関係なしに、今度落札した人にその工事費をもたせるということも考えてみえるんですか、そんなことも。落札されたら、20万円かかったんで、引っ張るのに。あなた悪いけども、ここで電気をともすもとは市じゃないので、それ払ってくださいと、こういうことまでやろうというんですか。

私は、もう少し歴史的な経過と流れも十分配慮されて、長年それで利益も得てこられたかもしれないけども、公共施設でサービスを提供されてきた皆さんの立場も行政ですから十分慮ってね、そして適正な対応をするというのが今、求められておる行政の公平性じゃないですか。どうしてもおやりになるといふんなら、それは寄附採納じゃなくて弁償しなさいよ、実費弁償、工事費を。そうでなかったらつじつま合わんじゃないですか。いかがですか。

○企画政策課長

それに関しては、先ほど申し上げましたように、

一度よく検討させていただきます。

また、入札で行わなければならないということは決して要綱の中にも書いておりませんので、ただ、私どものほうは、あくまでも行政財産の貸し付けという方法のほうが有利ということで考えております。目的外使用の分と比べましたら随分の収益がかかりますので、そこに目がいておりません。

仮に今の個人の方との随意契約で担当課のほうで考えた場合、目的外使用の100分の4よりも上回るような形での入札額が変わってくれば、それはまた一つの方法なのかなという気もしますし、また、ほんとに今まだ各課のほうに要請をしまして一遍検討くださいといった中でございますので決定もしておりませんし、今、生涯学習スポーツ課長のほうも直接そういった話をされて大変苦しんでおるということも聞いておりますので、よくまた担当課のほうとは協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○高橋委員

決定ではないと。今、瀬踏みをして環境整備をしておるところだと、こういうことならこういうことで理解しますし、担当課長、メンツ丸つぶれじゃないですか。そうやって来年からやりたいと言ったんでしょう。

今、課長がそういう方針ではないと、必ずしも。これから検討するんだというようなニュアンスのことをおっしゃった。電気を引っ張った歴史的な事情も御承知なかった。そして、そういう経緯の中で、今、目的外使用でお金いただいておりますから、ただじゃないわけですからね。条例にあるように計算式も明確になっているわけでしょう。

だから、もう一回お尋ねしたいのは、再検討と。そうするかどうかについては、まだ決定じゃないと、こういうことですか。こういうことでいいですね。

○企画部長

最初から整理をさせていただきます。

まず、知立市の自動販売機の設置にかかわる行政財産の貸し付けに関する要綱というのを、これ

は平成24年の7月から施行でございます。

この内容につきましては、今、企画政策課長が申し上げたのは、地下の自販機のように目的外使用よりもたくさん収入を得られる今やり方やっています。そういう着眼点でいきますと、売上金額に応じた料金によって入札をするこれも一つの方法ですけど、この要綱で定めておるのは、何もどっちかの方法でやれというのを決めてません。貸付料は貸付期間中の貸付料の総額、または売上金額に応じた料率によるものとすると。ですから、入札によって年間貸付料が幾らだよという入札をするか、売り上げの何%の入札をするかそれは選べますので、この要綱で担当課はどういう入札でやれということは私は申しておりませんので、それは担当課が、委員言われたようないろんな歴史もあるでしょうし、それは血の通ったやり方をされればいいのかと思います。

ただし、この要綱をつくった以上は、まずこの要綱で定めておるのは最低ラインです。最低ラインは行政財産の目的外使用料、これが最低ラインです。これを今回要綱で決めました。それと電気料は、その使用者が払っていただく、これも決めました。こういうことが今まで整理されてなかったです。

ですので、今回この要綱で定めたのは最低ラインで業者が決めるのは入札の方法でやるということ。入札は期間中の貸付料の総額でもいいし、売上料の何%、そういうやり方でも構わないと。そのやり方は担当課が考えていただければいいということで、一応自販機設置に関する貸し付けに関しては整理して要綱で定めたということでございます。

○高橋委員

生涯学習スポーツ課長、売り上げの何%で入札してもらえますよと説明したでしょう。企画部長のような説明してない。だけど企画部長の説明も今の目的外使用料金の貸し付けよりもこれは最低だと、これよりいただきますよ、いただく度合いを幾らにするかは入札だということをおっしゃってるから、なかなか大変な提案には間違いはないで

す。

けども、あなたは売上額で幾ら市役所に納入するかによって業者を決めますよという説明してみえるんじゃないですか。

○生涯学習スポーツ課長

私のほうも今、企画部長が申されました要綱、それに基づいて説明をしたつもりでおります。そういったふうにとられたというなら、そちらを強調して言っちゃったのかなという気はしますが、今のどちらかという部分で説明したつもりであります。

また、今言ったそれぞれの担当部署にお任せということでございます。今、申し上げた今までの経緯どういふふうにするのかというのは、また今後の話し合い、また決め方で要綱に沿ってやっていかなければというふうには思います。

○高橋委員

私は、あえてこの問題を提起したのは、自費で配線までして自販機をあそこで作動されている人たちの歴史的な経緯を全く無視して、売上高の何%を出すんだと。市営駐車場と一緒にすよね。幾らの納付金をくれるんだというところで相手を決めるということになれば、市内業者は全く手が出ませんよね。

そういう歴史的な事情も全く無視して、短絡的にそういう方向でいいのかという問題提起をさせていただいております。少なくともテニスコートについては、そのときの工事費についてどう対応するのか、このことがセットで議論されなかったら、これは並みの行政とは言えないでしょうねということを改めてきちっと申し上げ、慎重な対応を要求しておきたいというふうに思います。

次に、市の職員には特別休暇、秘書人事課のほうへ移りますけども、残業時間、今回資料もいただきました。特別休暇の議論もありますが、生理休暇について廃止するという方向で議論されているんですか。

○総務課長

特別休暇の生理休暇については廃止をするという方向で考えております。

ただ、誤解しないでいただきたいんですけども、同休暇については病気休暇でも取れるものですから、特別休暇をなくした場合でも職員の生理に伴う休暇は病気休暇で取得できるものですから、両方で取れなくても片方の病気休暇で取れることによって権利は担保されるものと考えております。

○高橋委員

これは当市の休暇に関する条例、特別休暇について、どう定められているんですか。女性職員が妊娠に伴う障害のために勤務が著しく困難である場合、あるいは妊娠の期間を通じて1週間以内、あるいは出産時の場合、あるいは生理のための勤務が著しく困難である場合、この場合は特別休暇として生理休暇を与えなければならない、こういうふうになっています。

これは病気休暇があるから読みかえればいいというものではないと思います。労働基準法どうなっているんですか。

○総務課長

国の基準にも従いまして、世の中の流れといたしましうか、全体的な形の中では生理休暇については病気休暇で取得をするという形になっておるものですから、そちらのほうに従うわけではございませんが、あわせるという形で考えております。

○高橋委員

労働基準法の条文を紹介してくださいよ。何と書いてあるんですか。

○総務課長

申しわけございません。労働基準法の条文を手元に持っておりません。

○高橋委員

労働基準法は生理休暇は病気休暇と読みかえてもいいなんてことは一言も書いてないですよ。使用者は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、この者の生理日に就業させてはならないと書いてあるんです。どなたもこなたも生理日は全部休んでいいというふうには書いてない。著しく困難な場合には就労させてはならない。

この規定は憲法の規定でも男女平等、同権ね、

それから母性をちゃんと保護する、あるいは子育て、育児というものの一連の概念の中から生まれている権利であって、私は男性ですから生理の内容はよくわかりませんが、これが当然近代国家の当たり前の話としてなっているのに、なぜこれを廃止するんですか。

もう一つ聞きたいのは、今、生理休暇で特別休暇を取っておられる実績はどれぐらいですか。

○総務課長

読みかえると言いましうか、病気休暇の中での生理休暇ということ取得するという形でございまして、特別休暇の中での生理休暇という項目はなくなっていくというふうに考えておるわけですが、広く病気休暇の中の一つとして、生理に伴う就労が著しく困難な場合については病気休暇で取得をしていただくという形で、働く労働者の権利を含めまして、そういったことは保護をされておるといふふうに認識をいたしております。

また、近年、私がこの4月以降ですが、生理休暇を取得された職員というのは、1名は把握しておりますが、それ以外は把握をしておりません。

○高橋委員

これは私も若いころ労働者で会社勤めをしたことがあるんですが、生理休暇で休むというのはなかなか大変なことなんですよ。私はそういう権利はないけどね。それは、みずから生理であることを明らかにし、そのことが就労が厳しい困難だということを言わんといかんわけですからね。これはやっぱり民主主義が相当熟度高く徹底していないと、その権利行使はなかなか難しい、そういう実態があると思うんです。

例えば女性の職場である、今男性もみえますが、保育士が担任であって、明日のカリキュラムはこうなって頑張ってやらないかん。私がいないとあしたは回らんというときに、なかなか生理休暇では休めない。頑張って出てくる。そういう側面を私は否定しません。

しかし、そういう側面があって、生理休暇の取得者が比較的少ないということをもってね、生理休暇そのものを病気休暇に読みかえるというのは、

これは私、賛成できませんね。こういうやり方は、なぜ残しておくといけないんですか。なぜ残しておく調子悪いんですか。

○総務課長

決して残しておく都合が悪いというわけではございませんが、県内で特別休暇の中で生理休暇という項目を設けておるのは、唯一知立市だけになったという事情もございます。

それと、いわゆる取得条件につきましては、特別休暇の場合であろうと病気休暇の場合であろうと大きな違いはございません。したがって、取得をするに当たっての要件というのは、今までこれからは決して変わるものではございませんので、その辺は御理解いただきたいというふうに思います。

○高橋委員

仮に生理休暇を取るべきところを、そういうことを表明しなさいけませんから、生理休暇で取るろうと思うと。そんなこと詮索されたくないの病気休暇でいきたいと、こうすればいいじゃないですかというようなことを言ってみえるような感じがするんですが、本質がちょっと違うと思うんですよ。

母性保護、女性に対する認識が生理休暇をつくらせたんですよ、そういう歴史的な戦いが生理休暇をつくらせた。それは育休、あるいは出産のための休暇、これを産前産後8週間、どの程度にするのか、これはやっぱり戦後民主主義の熟度の中でつくられてきた戦いの歴史なんですよ。リアルに言うと。

確かに県内で誇らしことだと思いませんか。生理休暇をいまだに堂々と掲げてやっているという。とてもしっかりした基盤に立った人事政策をやってみえるというあかしじゃないですか。私はそう思いますね。何でそうやってそれを普遍的に県内がやっとなるからやめますなんてことを言わなさいかんのですか。置きかえる必要ないじゃないですか。生理休暇を要求する人があれば、それは適正に処理すればいい。病休に読みかえて処理するという人があれば、それはそれで読みかえていけ

ばいい。それは取得する側のそのときの立場や意思によって変わるかもしれませんが、生理休暇をやめる理由にはならないと思うんですね。どうですか、残されたらどうですか。

○総務課長

委員のおっしゃることも決してわからないわけではございません。確かに県内唯一ということで誇らしいという面もあるかと思いますが、ただ、休みの特別休暇の種類も非常に多岐にわたっている中で、同一の事案に基づく休暇が特別休暇でも病気休暇でもどちらでも取得ができるという状況になっておるものですから、これはこの機会に同じ事由に基づく休暇の取得について、特別休暇、病気休暇で取得できるのであれば、世の中の流れの中の病気休暇で一本化しているということもございまして、そちらに終えんするというんですか、まとめていったほうが、かえって職員のほうも取得しやすい環境になるのではないかということも考えまして、そのような形にさせていただきたいというふうに思っております。

○高橋委員

病気休暇は認められておるんですか。何日でもいいんですか。

○総務課長

病気休暇については、連続しては90日という形になっております。

○高橋委員

連続していなさいや何日取ってもいいんですか。連続90日。よく長いこと休んでみえる方、これは90日だけども、連続してなさいや何日取ってもいいんですか。

○総務課長

いえ、連続してなくても一定の期間を置いた場合でも通算で90日という形しております。

○高橋委員

だから病気休暇ということであれば、それは医師の診断書も添付して対応すべきが本来ですよ、病気休暇を出す限りね。きょうはちょっと風邪引いて頭が痛そうだというのは、有給で休んでくださいというような処理も一般的ですよ。だから

病気休暇というのは、最高90日で90日後をどうするんだというのはいく議論になりますかね。しかもそれは明らかに病気だと。読みかえて育休をなしにするという考え方は本質論では全然違う議論だというぐあいに思うんですね。生理は生理ですよ。それをきちっと権利としてそのことを主張する人があれば、しかも就労が困難な場合には就労させてはならないんですから。この労働基準法の規定を遵守してもらいたい。病気は病休ですよ。そこを改めて強く申し上げておきたい。読みかえる必要ありません。

○総務課長

生理休暇を病気休暇にした場合でも、この場合は他の病気休暇の場合と違っていて、別に医師の診断書というのは徴していませんので、今までどおりの特別休暇で生理休暇を取得していたときと同じ要件で取得できるものですから、その辺では何ら従前と変わることなく取得できるものですから、よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

○高橋委員

それは違うと言っておるんです。労働基準法は精神にのっかることが特別休暇として生理休暇があるというところに重要な価値があって、女性職員をしっかりと守っていくんだと。育児と子育て、そして女性の母体を保護していくんだと、こういう流れの中から生まれている休暇を手続論で処理しようというのが今の答弁だと思うんですよ。

それ同じことであれば、現在は条例でうたわれていますからね、さっき読み上げたように。これを生かしておけば、何ら問題ない話じゃないですか。県内で知立市だけだから、何でそろえないかんですか。そこに歴史的な精神がちゃんとうたわれ、労働基準法でもそのことを担保しとるものであるわけですから、それをきちっと踏襲されたらどうですか。改めて強く要求しておきます。

○総務課長

何度も同じ御返答になって申しわけございませんが、従前と変わることなく取得要件が変わることはないものですから、ひとつよろしく御理解を

賜りたいというふうに思います。

○高橋委員

そういう合理主義は、ちょっと理解できません。取得の形態が変わらないからね、なぜ生理休暇が生まれたのか、なぜ生理休暇があるのかという概念まで否定することになりかねない。このことは強く申し上げておきたいと思います。

次に、防災についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど避難所運営訓練についてお話がありましたが、町内会など自主防災組織が知立市の総合防災訓練とは別に、町内会自主防災組織で訓練をしようということがございます。この場合は、消防署の職員、あるいは防災の安心安全課の職員に来ていただいて防災教育、あるいは防災の現場での実施的イベントですね、こういうこともやるんですが、これはどういうふうに人を配置されているのでしょうか。

○安心安全課長

その訓練、仮に申し込みがございましたら、私どもの職員、相手の方がどういう訓練をされるかにもよりますが、私どもの職員でお手伝いできることはお手伝い、それから、消防署あるいは消防団でお手伝いできることは、そちらのほうに依頼して職員を派遣するというところでございます。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後7時18分

再開 午後7時26分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

防災の質問に移ったんですが、ちょっとさっきこなれが悪くてね、生理休暇の件ですが、病休で取れば問題ないとおっしゃる。病休の場合は診断書が要るんですか、要らないんですか。きょう休みたいと。それは病気だと。診断書が要るんですか、要らないんですか。

○総務課長

先ほどもちょっと御返事をさせていただいたと

と思いますが、病気休暇の場合でも生理を理由に取得するに当たりましては、委員が先ほどから何度もおっしゃっていただいておりますように、労基法のほうで就労されてはならないということもございます。

したがって、決して医師の診断書は求めるものではありません。なくて結構でございます。

○高橋委員

一般的に病気休暇の場合に診断書が要るかどうかということを聞いているんです。

○総務課長

通常は要するというふうに認識をしております。

○高橋委員

病気休暇で取れるじゃないかとおっしゃるけども、基本的には診断書が要るんですよね、病気で休もうという場合には。生理は病気ではありませんね。出産も病気ではない。医療保険ききません。

したがって、生理休暇というものが条例上うたわれて労基法もうたわれておいて、そのことを認識した上で手続は病気休暇のような手続で取れるということはあるかもしれません。しかし、この条文がなくなったら、若い女性労働者は生理休暇って休んでいいのということになるじゃないですか。

今、既存の労働者であれば生理休暇はあります。担当課長が読みかえてくれればいいと言っただけでも、私はそんなことは知りませんと、若い人たちはこれから入る人たちは。生理休暇という概念が条例にないということになるじゃありませんか。結局それは有給休暇で取っていくという流れにかじを切ることにつながるといふふうに私は危惧してるから、先ほどからくどいように申し上げているんです。そうならないですか。

○総務課長

子どものほうの独自の解釈でそういうことになることは、あり得ないというふうに思っております。

法がどういうふう将来なるかわかりませんが、おっしゃるように、人間の生理という生体の生理ですけれども、その中で妊娠なり生理なり出産と

いうことはございますけれども、人が人である限りはそういった行為は決して文明の進歩とは一切関係なく変わらない普遍のものであるというふうに思いますので、そういったものは変わることはないというふうに私は信じております。

○高橋委員

出産とは違いますよ、生理はね。生理の休暇が知立市に認められておるかどうかが、どうやって認識するんですか、若い人たちはこれから。

労働基準法読めば書いてあるんですよ。だけでも生理休暇が権利として認められているんだということは、これから条例から消えてしまえば、生理でほんとに休めるんですかというふうな権利意識にはならんじゃないですか。もともと本来的にそれが自然の摂理と同じようにあるのであれば、その摂理を大事にして生理休暇を残せば全然問題ない話であると。そのことを私、強く申し上げておく。

それから、もう一つは、これももう決まっちゃったんですか、生理休暇をなくすということは。

○総務課長

生理休暇を特別休暇からなくして病気休暇で取得をするということについては、条例の中にも病気休暇の中に生理日の就業が著しく困難な場合というふういうたってございますので、これはなくなることはないというふうに思っております。

○高橋委員

知立市の条例の第14条の(3)はなくなるということですか。だったら生理休暇なくさないということじゃないですか。

○総務課長

第15条の第1項第1号で、生理日の就業が著しく困難な場合ということで、病気休暇の中に位置づけがしてございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○高橋委員

だったら生理休暇なくなるということじゃないですか。生理が著しい場合は生理休暇を取つてよしいと。生理休暇とは書いてない。

私の思ってる第14条の、特別休暇第14条という

のは、これは間違いなんです。うその条例だね。生理休暇を取得できると。女性職員が生理のため勤務が著しく困難である場合、1回につき2日以内で特別休暇が取れると、これを普通に生理休暇と呼んでるんですね。この種の条文は残るんですか。

○総務課長

私が今申し上げましたのは、規則のほうでございました。訂正をさせていただきます。規則の第15条の第1項第1号で定めております。

○高橋委員

条例は改正しないということですよ。改正するんですか、今私が読み上げたのは。既にこれは生理休暇もうなくなったというメールが庁内に流れているんですよ。何でこんなことが発生するんですか。

○総務課長

申しわけございません。

例えば今、委員が御指摘の条例の特別休暇の条項第14条でございます。読まさせていただきますと、特別休暇は選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故、その他特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とすると。この場合における規則で定める特別休暇については、規則でその期間を定めるということになっております。

以上です。

○高橋委員

その特別規則を変えちゃったということですか。生理による困難な場合は就業させてはならないということを規則でカットしちゃったということですか、既に。

○総務課長

規則を改正するというので、そのように病気休暇のほうで取得ができるという形にさせていただきたいというふうをお願いを申し上げております。

○高橋委員

これからそういう手続をしようということなのか、既にその手続は済んじゃったということなん

ですか、どちらですか。条例には影響ないということですね、今の答弁は。

○総務課長

規則は改定をさせていただいております。

○高橋委員

いつ付けで改定したんですか。

○山崎委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後7時36分

再開 午後7時36分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

平成24年の9月1日に公布施行ということでございます。

○高橋委員

規則は議決を用いなくてもできるので、その規則ですから条例が規則に委任しておるわけですから、これは午前中議論した要綱とはちょっとニュアンスも意味合いも違うんで、これらを改正されたときには御報告ぐらいあってもいいじゃないですか、議会にね。

それは規則は議決事件ではありませんけども、生理休暇を今のような理屈で一方向的にカットして、病気でいいじゃないかと。病気は基本的には診断書が要るんだと。生理の場合は、それで言ってくればいいんだと。だけども生理ということは一切法体系から抜けたと。労働基準法は就労させてはならないということは第68条でさんぜんと輝いて規定されている。

そのことについて私が指摘すれば、まだ私はこれからの話だと思ったんだわ。9月1日で規則変えちゃってみえるというふうには私は理解しておりませんでした。これからの課題だと思ったので、あなたと論戦したんですけども、ちょっと残念ですね。重要な課題だけにね。少なくとも労働組合は合意されたんですか。

○総務課長

勞使で当然交渉させていただきまして、御了解

を得ております。

○高橋委員

御了解は得られたかもしれませんが、規則の改正については、副市長、議決事件ではないけども、重要な改正については一言あってもいいんじゃないですか。私は、ちょっと認めがたい。一方的なやり方について。

○総務課長

通常、規則は改正しますと各議員の皆様にご修正した内容を御報告をしておるものと認識しております。

○高橋委員

これは事務局長、いつ報告してもらったんですか。

○議会事務局長

私のほうでは、ちょっと認識しておりません。

○高橋委員

副市長、認識してない。

○清水副市長

私もこのものについての確認はしておりませんが、通常、規則また要綱も制定をすれば、それは議会のほうに報告をさせていただくことでありますし、公表をさせていただいているというふうに私は認識しております。

ただ、今のこの生理休暇についてのものがそういうふうになったかどうかというのは、今確認が取れません。

○高橋委員

女性が、実際生理休暇ということで特別休暇を取得する例は今おっしゃったように、ほとんどないかもしれませんが、これは一人一人の女性の秘めたる権利、それをしっかりと条文にうたい込んでいるところに価値があるわけですし、形態が同じだからといって病休でよしというやり方については同意できません。

しかも議会にもさたはないと。こういうやり方というのは、さっきからいろいろ要綱、その他の議論をやってますけども、大変不十分で遺憾な内容だということは強く申し上げておきます。9月1日で既に規則は変更ということになっているよ

うですね。

防災訓練いきますけども、町内会がお願いしたときに、例えば消防署の職員に来てもらう。いろいろ消火器やいろんなイベントやってもらえばいいと思うんです。

ある町内会で自主防災組織の訓練やりました。そしたら午前9時半から来ていただいたんですが、夜勤だったということで午前10時に御無礼したい。きのうはいろいろ出勤があつてね、十分睡眠取ってないので御無礼したいといって帰られたそうです。もちろんそれは当然のことだと思うんですね。

夜勤で大事がなければ仮眠イコール熟睡できたかもしれませんが、トラブルがあつて夜間の出勤があつたということで翌日みえたけども、30分で早々に帰っていかれたと、こういう事実があるんですが、そういうことになっておるんですか、一般的には。

○安心安全課長

委員がおっしゃっておられる背景がもう少しわからないと、消防署の職員とか、どういうシチュエーションかがわからないので、御説明いただければ。

○高橋委員

防災訓練、防災講座をやる場合には届出書を出させるんですよ、安心安全課へ。そうでしょう。様式持ってきました。

団体名、これは必ずしも、自主防災会名、代表者氏名、実施時期、どういう訓練をやるのか、参加人員、職員の派遣求めたい消防職員が来るのか、消防団が来るのか、こういうふうに書いてありますがね。こうやって当日2名の消防職員が来てもらうことになってる。で、みえた。きのう夜勤でしたと。申しわけないといって30分で帰っていかれたと、こういう話なんだわね。一般的にあり得る話ですよ。それは例外中の例外だったということですか。夜勤の人が前の日に寝れん場合があるということは、可能性としてちゃんと押さえてかないけませんね。こういうレベルでいいのかという話なんですけど、どうですか。

○安心安全課長

まず、実際に起きたことにつきましては、今後衣浦東部のほうの知立消防署とかにそういうことがないようにちゃんと申し入れをして、今後ないようにいたします。

たまたま私も夜勤明けに近いですけど、きのう警報が出まして、でもそれは個人の体力的な問題とか事情もありますので、その辺は今回やられた方については事情を酌んでいただければと思っております。

○高橋委員

安心安全課宛て、知立市長殿で出しておるんですよ。だからどういう方が派遣されていくのかね。その人が前の日に夜勤だったかどうかということは、あなたのほうで確認して、そういう人を派遣してくれるなど。どうしても派遣できんというなら、それはしょうがない。安心安全課が、おれが行ってやってあげるわと、こうやってやればいい話でね、行ったらへとへとだったと、きのうえらくて。それは個人の防災意識の欠如みたいな話にしないでくださいよ。夜勤者に、翌日の午前中で多分終わるだろうと思うけども、午前中の地域の防災訓練の指導に行かせること自身が問題じゃないですか。なぜそこを安心安全課長はチェックしないんですか。

○安心安全課長

委員が御指摘のこともわかります。たまたま消防というのは24時間勤務で、どういう事態が起きるかわかりません。例えば普通救命救急でAEDの操作でも夜勤明けで説明に来られる方もみえました。ですので、先ほど説明の繰り返しになりますけれども、個人がたまたま体調が悪かったということもありますし、勤務であまりにも過重だったかもしれませんので、その個人の方については少し御配慮を願えればと。先ほど言われました防災の意識というのは消防署、消防団、防災課の職員もそうですけど、そんなことは決してありません。

今後そういうふうで帰られたことがもし問題であるようでしたら、明日にでも知立消防署長、衣

東のほうをお願いをして、今後こういうことについては御配慮願いたいというふうに申し入れをしてまいりますので、御勘弁願いたいと思います。

○高橋委員

私は、夜勤者が、午前8時半退庁ですよ、消防職員は。朝退庁して、きのう頑張ったと。何があるかわかりませんが、とにかく夜勤だったと。次の日も日程が入っておって、訓練に行つてこいと、指導に。こんなことをさせること自身が問題ですよ。

だから、そういう職員を派遣しないでください。知立署もなかなか人出が少なくて大変です。何か突発的なことが起こったら、その訓練から抜けて現場に当たるといことは、これはあり得る話ですよ。そんなことはいいんです。

ただ、夜勤者に次の日の防災訓練の指導をさせるというこういう人的配置が問題じゃないかということをおし申し上げておるんですよ。そう思いませんか、安心安全課長。

○安心安全課長

御指摘のことはわかります。ただ、消防の人員、ローテーション、それぞれの役目もあります。その中で来ていただけるということについては、私どもは大変ありがたく思っております。

かような事態で地元の方が残念に思われたのも私どもとしても少し残念でしたけれども、体調維持もあって自己辞退されたので、3度目になりますけど、個人の方については、申しわけないですけども御配慮願いたい。

今後については、これも同じ3度目ですけども、申し入れをしてまいりますので、今後このようなことがないようにねぎらいをしてまいります。

○高橋委員

こうやって書類で出してね、派遣職員について欄があるんですよ。だから、あなたのほうで派遣する場合には、この人は夜勤じゃないだろうねと、こういうことを確認して、その人に行ってもらふということの手続がなかったら、夜勤やった人を次の日も連たんしてやれと。予定してなかったけど、台風が来て災害対策本部が設けられたと。次

の日は日程が入っておったと、これはあり得る話です。だから夜勤かどうかというのは前の日にわかるわけでしょう。こういうことがやっぱりちょっとずさんじゃないのかということなんですよ。怒られちゃうがね、これ。主催しとる自主防災会からいえば、何だということでありますので、ぜひ申し入れをしていただいて、善処していただきたいということを改めて申し上げておきます。

LED防犯灯についてお尋ねをいたします。

先ほど田中委員が、るお話がありました。平成23年度決算では57基LEDを設置したと。平成24年度では合わせて200本設置していくんだと、こういう答弁がありました。

ちょっとお尋ねしたいんですが、このうち新規のLEDと蛍光灯から切りかえるLEDと、それぞれ基数がわかるのでしょうか。

○協働推進課長

平成23年度の決算の57本のうち、新たに防犯灯の専用柱を設置して立てたものが3基、これが新規でございます。防犯灯の蛍光灯をLEDにかえたものが44基、電柱だとかそういった専用柱があって、蛍光灯がついていたものをLEDにかえたものが44基で、新たに専用柱を立ててLED防犯灯設置したものが3基、通学路に防犯灯設置したものが8基、これは通学路も新規であります。

○高橋委員

もう蛍光灯はつけないわけですから、つける場合は全部LEDだと。57基つけましたと、平成23年度。

私が聞いているのは、支柱はどうでもいいんですよ。つまり今ある蛍光灯の防犯灯を切りかえによってLEDにしたケースと、全くついてないところへ新たにLEDをつける場合と二通りあるわけでしょう。だから、その内訳を聞いているの。支柱が特別であるかどうか関心がない、私は。

○協働推進課長

ですから、44本が蛍光灯をLEDにしたもので、新規に立ったものが先ほど言いました3本と8本ですので11本と。

○高橋委員

ちょっと総数が違いますが、いいでしょう。

44本は既存の蛍光灯をLEDにかえたと。今回200本はどういう内訳でしょうか、平成24年度は。

○協働推進課長

66本が蛍光灯をLEDに交換するものでございまして、34本が新規に設置をするものとして100本分がまず町内会からの御要望のあったものです。

あと、市のほうの持ち分といいましょうか、市のほうが設置する100本分につきましては、先ほども田中委員とのお話の中で、昼間つきっぱなしになっているものですので、これは取りかえということで蛍光灯をLEDに取りかえという形になります。

○高橋委員

そうすると、平成24年度は166基を取りかえると。新規は34基と。平成23年度実績は44基を取りかえと、こういうことですが、取りかえも新規も補助金は3万5,000円ということでよろしいでしょうか。

○協働推進課長

防犯灯の設置に関する補助金に関しましては、蛍光灯をLED化にしていますので、交換に関しましては3万5,000円、新たに支柱を設置した場合には1基につき3分の2の補助額となります。

また、通学路に設置をしていただいた場合には、全額補助ということになっております。

○高橋委員

そういうことを聞いてないんです。新しく支柱をつくるなんていうことは、そんなことは私は関心がないので、電柱に現在の防犯灯と同じようにつけた場合に、新規に今ついてない電柱にLEDをつけるケースと、これが34基とおっしゃったでしょう、平成24年度は。今ある蛍光灯をLEDにかえるのが166基じゃないですか。その両方ともLEDをつけるんですが、電柱にね。補助金は3万5,000円でもいいかということ聞いておるんです。1基につき。

○協働推進課長

3万5,000円です。

○高橋委員

今、蛍光灯がついているものをLEDにかえる場合に2万5,000円で仕事をされている方があるんですよ。3万5,000円必要ありませんと。2万5,000円でいいですと、そういうことは聞いてみえるんですか。

○協働推進課長

この防犯灯につきましては、設置管理を町内会のほうにお願いしてございます。平成24年度からLED化にシフトしていく本数も個数といいましょうか、たくさん出てきますので、各町内会のほうに今、自分の町内会が取り扱っているというのか、お願いしている業者のほうに1基当たりどの程度でつけられるかということも確認をさせていただきました。

そうしましたら、今、高橋委員おっしゃるように、電柱があって取りかえる場合は、もう配線がきているので、今おっしゃいました二万五、六千円でもできるよと。電柱があって新規につける場合、配線が必要なので、もう少し費用がかかりますよということ聞いてございます。

○高橋委員

そこなんだが、私が聞きたいのはね。そこが聞きたいんですよ。

新規の場合には、配線しなければいけません。それは水銀灯であれ、蛍光灯であれ、LEDであれですね、配線して取り出してLEDならLED用のセットをつくって、そこへ電気球をはめるわけですよ。

ところが、移設の場合には、既に配線がきとるわけですから、LED用のカバーにかえて、そしてLEDの球を入れると、こういうことですから、新規と移設の場合は配線分が要らないんですよ、工事が。だから私は2万5,000円で結構ですというふうになっています。2万5,000円の請求されれば、3万5,000円が限度ですから、今答弁いただいたように、2万5,000円で済んでいくわけですよ。

防犯灯というのは、大体5メートルぐらいのところへついとるそうです。5メートルを超えますと、作業員が2名要るそうですよ。あるいは上へ

上げて人が乗るやつありますよね、あれをつけないといけない。あれでやらんとね、5メートル以上の場合には。

ところが、5メートルでも配線がなければ1人でできますと。だから2万5,000円で結構ですという業者がおみえになりますが、この業者の存在をどういうふう理解されますでしょうか。

○協働推進課長

我々も先ほど申しましたように、各町内会にお願いしておる中で、そういったところまで把握してなかったわけですが、今回そういった形でお聞きした中で、今言いました配線等ができている場合は、それ相当の金額でできるということ認識しました。

今後におきまして、そういった形でやれるという事実がわかりましたので、本数も多くなっていくこともありますし、そういった金額でやれるということを知った中で、今後ですね、今までの各町内会が独自といいましょうか、今までの契約をしていた業者と取り引きをしていたわけですが、そういったことも各町内会、区長ですが、お話をさせていただいて、そういう安くやれるところがあるので、その業者を使うということもありますが、一定の本数がありますので、一度業者を先行するには入札等々を用いたりとか、今後においては、施行について少し検討していかないといけないとは思っております。

○高橋委員

これも長い町内の慣例で、新林で言えば知立無線ですよ。ほかにちょっと安いところがあるからといって八ツ田の業者を頼むわけにはいかんでしよう。そういう関係で成り立ってきとるんだから。その商慣行を何も否定する必要はありませんよ。

だから、移設が今あなたのおっしゃるように、また私が申し上げているように配線が要らないから新規よりは安くなるというのは、よくわかる話です。だけど補助金がお互いに3万5,000円アップでね、どちらでもいいというなら、それは業者が補助金3万5,000円出ますよというならね、それは3万5,000円で請求すれば3万5,000円出る

んです。私、業者を泣かせよということをおるんじゃないです。適正な補助金を適正にきちんと交付するというのが大事じゃないかということです。来年度は166本移設でしょう。34本が新規じゃないですか。そうだとすれば、やっぱり商いをされている電気屋に、市としてこういう措置をとっているけれども、配線ができていますのでそこあたりはもう少し安くできないのかと、そういう業者の方との対話といいますかね、話をして、安いところがあるからまとまったら入札で取らせればいいじゃないかというような乱暴はことを言うてはいけませんよ。だってそういう成り立ちがあるんだから、またその人が一番近くで一番需要がいいし、便利がいいし、よくわかってみえるわけ。

そうではなくて、そういう一つの業者がある、一つか二つか知りませんが、業者があるということ念頭に置いて、配線してある移設の場合は、もう少し安価になるのではないかということで、業界の方と話をして適正な補助金にするという努力が必要ではないかということをおし上げておるんですが、いかがですか。

○協働推進課長

すみません、言葉足らずで。

町内会、ほんとに長く取り引きしてみえるところ、各運営の方針等々もそれなりにありますので、今、高橋委員おっしゃったようなことをできるとい業者がみえますので、ほかの業者にもそういったことで一度検討はしてもらえないかということでお話はさせていただきたいと思います。

○高橋委員

ぜひ早急に対応していただきたいというふうに思います。

もう一つ、蛍光灯からLEDにかえた場合に、これは中電のほうへ報告されているんですか、されていないんですか。

○協働推進課長

報告してございます。

○高橋委員

それはどなたが報告するんですか。全基報告さ

れているんですか。

○協働推進課長

設置をしていただいて管理をしていただいているのが町内会ですので、今は業者のほうの中電のほうに報告をしていただいております。

○高橋委員

それは思います。補助金交付するときに届け出をしたかどうかをチェックすべきだと、中電にね、思うんです。

なぜそういうことを言うかといいますと、基本料金が変わってくるんですよ、LEDと蛍光灯は。おわかりだと思います。LEDは8.3ワット、消費電力は。20ワットの蛍光灯は二十点何ぼのあれですからね、基本料金が変わってくるんですよ。20ワット未満と20ワット以上で変わってきますので、これは基数が多くなれば基本料金が変わってくる。いいですか、それは。

補助金交付するときに、間違いなく中電に連絡してあるかどうか、報告してあるか、これは報告の用紙も全部決まっておるそうです。これは電気屋がやるんです。それを町内会がちゃんと写し取ってもらって、間違いなく報告するという言質を取っていただきたい、担保を取っていただきたいと思うんですが、どうですか。

○協働推進課長

我々、防犯灯につきましては電灯料の補助もさせていただいております。上半期、下半期という形で6カ月まとめて電灯料を補助させていただきます。

その明細を中電のほうから各町内会のほうに送られてきますので、その電灯料の明細においてLED化になったということが料金体系が決まっていますので、それにて確認をさせていただいております。

○高橋委員

ぜひそのようにきちっと対応していただきたい。どんどん時間が進んで申しわけないですが、町内公民館の問題についてお尋ねしたいと思います。

本会議では宝町公民館の補償費のあり方について議論をいたしました。納得できる答弁ではなか

ったんですが、それをぶり返してここでまたというふうには思いませんが、9月10日、私の一般質問が終わってから宝町の関係者とお話をさせていただきました。このときに市側から宝町公民館建設費、そして差し引きたいと言われている補償費が幾らなのか、そして、その結果、幾らの補助金になるかという計算式が出てまいりました。これは当局から出てまいりました。

それによりますと、宝町公民館の公民館部分は約5,000万円ですよ。そして補償額が2,400万円。その差額は2,600万円。この2,600万円の3分の2を掛けると、こういう計算になります。その結果、宝町は約900万円近い自己資金を投入するんです。本会議では、何か3,000万円で補助金もらって、そうすると余分にもらっちゃうみたいな話があったんですが、そうではなくて、宝町は補償金を導入されても、なお900万円ほどの自己資金を入れないと、あの規模の公民館が建たないという事実関係だけは、きょう皆さんにもきちっとお話をしておきたいというふうに思います。

それで、あの要綱をあのままで補償金を差し引くよというのは無理があるじゃないかというふうに申し上げたんですが、宝町の皆さんも要綱をきちっと変えてもらいたい。もし差し引くのであれば、補助金等に移転補償費を入れるということであれば、そういう文言にしてもらわなきゃ役員として立っておれんと、私たちは。何で2,000万円もらえなかったんだと。あなたたちの交渉の仕方が悪いじゃないかと、こうなりますよ。だったらきちっと明文化して、いいか悪いかはともかく明文化して差し引くということであれば、少なくとも区民の皆さんに私たちの顔が立つと言いますか、申し開きができるということを求めていらっしゃいますが、そこはいいですか。

○協働推進課長

その点におきましては、宝町区長におきまして、大変御迷惑をおかけしたと思っております。確かに今、高橋委員おっしゃるように、規定の中には移転補償料について控除するということが明記してございません。

ただ、そうとはいえ、移転補償料の性質上、やはり補助金を交付する取り扱いの中に盛り込むというのか、対象経費の中に入れるというのがふさわしくないという判断の中で、いわゆる移転補償費の分を控除させていただいて補助金を交付していくというような形でお話はさせていただいております。

○高橋委員

だから、きちっと明文化してね、大義が立つようにしてあげないと、これはちょっと話が成り立たないというふうに思います。これはもう相当譲ってみえるんですよ。引いてもいいという話なんです。だけど明文化がないと調子が悪いよと。

文化課長、山車蔵もあそこで作るんですよ。山車蔵は、あなたのほうの補助ですよ。これも補償金を引くんですか。

○文化課長

補償金の中に旧の建物の中に旧の山車蔵と建物为一体のもので補償金を出しておると聞いておりますので、新しく建てていく山車蔵についても補償金は差し引いて計算をさせていただきたいと思っています。

○高橋委員

宝町公民館、81%が公民館、19%が山車蔵なんですよ。だからその案分で言ってみえる。だから山車蔵も引かせてもらいたいという話だけど、要綱のどこに書いてあるんですか、そんなことは。少なくとも公民館の4条2項は、他の補助金等がある場合は、これを総額から差し引くと書いてあるけども、先ほど谷田の話で言われました文化財のが要綱に他の補助金等ってどこに書いてあるんですか。何条何項ですか。

○文化課長

文化財保存事業の補助金要綱の中には、そういった補償金を差し引くということは書いてありません。

ただ、文化財保護条例により指定された文化財、指定文化財というのを保存使用に要する経費（竣工費等の費用を除くに対し、当該対象経費の3分の1以内とする）と。それで、ただし、山車蔵の

新築、または改築については、当該補助経費の2分の1以内とするということで、次のページに前項の補助金最高限度額は500万円とするということになっておりまして、特に保存修理に要する経費（竣工式等の費用を除く）、また、想定されていない等というのは私どもここでは読みとれておりませんが、山車蔵の新築、または改築のときにいろいろとやった竣工式の費用は除くというふうになっておりますので、そこで同じ考えでいくのかなというふうに思っています。

#### ○高橋委員

それは竣工式をやってね、盛大にやったと。もう紅白のまんじゅうも配り、ぱっとやったと。100万円かかっちゃったと。これも補助金の中に入れてくださいと。これは御法度ですよということは書いてある。それはいい話で、わかる。そんなことはわかる話なんです。

だけでも、この要綱で移転費を引くというふうになっとならね。この間、そういう方針書が出ましたね、金額が。これはいくら何でも後だしじゃんけん。試合が始まってからルールを決める、企画部長そうおっしゃってる。そういう話じゃないですか。どこに書いてあるんですか。竣工式等の費用を除くというこの等の中に移転補償費が入るといいますか。竣工のための費用は、それは補助金から修理費から除かなきゃいけませんよ。当たり前の話ですよ。だけど、移転補償費を除くどこに書いてある。全く書いてない。だけでも、それは引きますよと。

これはね、確かに特殊な例ではあるけども、いかにも行政的でつらい話。さっき谷田町の蔵の話が出ましたが、知立市の山車というのは、観光の話があったように、大いにこれは盛り立てて知立市の売りにしようじゃないかと、こういって見えるわけでしょう。知立神社に5台の山車がそろって、ここで文楽をやる。文楽を山車の上でやるなんていうのは日本で知立神社だけですよ。非常に高い評価がある。だからこそ、あっちからもこっちからも、伊那市の人なんかは喜んで見にござる。

それを継承を発展させようと、そのことを売りで観光の知立市をつくらうと言っておるときに、山車蔵は全部お金出しませんよと言っておるわけだ。山車蔵も半分と。谷田の倉庫は3分の1だと言っておるんです、市が出すのは。そうやって縛りをかけておきながら、なおかつ補償費はどこにもうたってないけども公民館が引くならこっちも引きますよというわけだ。こんなことで行政の統一性、一貫性が保たれるんですか。私は、この9月10日の山車蔵の数字も出てますよ。満額もらえません。500万円引きますからね。引いてもなおかつ地元の自己資金がその上へ乗らないと山車蔵もできないんですよ。つまり、自己負担で文化を守れと。当たり前だと、それは。だから同じ財布から二度出すことはしませんよと。要綱に書いてなくなつて、そんなのことは当たり前でしょうというのが、あなた方の進め方じゃないですか。私、これね、反論するつもりはないけど、同意できないですね、こういうやり方というのは。

知立市の伝統を支えている皆さんに感謝こそすれ、宝町の所有であるなら宝町5カ町が所有するなら大事にやってくださいと。しかし、山車蔵ぐらいは知立市共通の財産なんだから、この市のほうでつくるようにしましょうと。あるいはできなくても最大限の援助をさせてもらいたい。

宝町は補償金で全部やってみれば、これはそういうことを言えるかもしれませんが、自己資金を乗せてるんですよ、山車蔵つくるために。そういう実態をなぜ直視して要綱との関係の整合性を検討しないですか。私、この話聞いて、公民館の補助金等以上に理不尽さを感じています。どうですか。乗せていけんでしょう、要綱上。

#### ○文化課長

今までの山車蔵の建設補助は、新規に建てるものがほとんどで、ほんとに今回の場合は初めてのケースだなという部分もあります。

一つの山車蔵と公民館がセットになったものを取り壊してまた新しく建てるというものですから、公民館と考え方は同じだというふうに考えておられて、そのような話はさせていただいておりま

す。

○高橋委員

それは、あなたが考えておるだけで、要綱にもどこにもうたっていないじゃないですか。それは一緒ですよとって、あなた強調したって、要綱のどこに書いてあるんですか。竣工式の金と違いますよ。それを等があるからね、等の中に皆ほり込めばいいと。さっきの減免と一緒にですよ。市長の専決処分ですか、これ。

それは私、いくら心を当局側にしっかりと寄せて読んでも読めないもの。読めないものを読んでくれなんてことは、これは行政として理不尽ですよ。もし同じ財布から出したいくないというなら、何で事前にこのことについても要綱を変えなかったんですか、よく相談されて。そういう手だてもやっておかれずに、ここへきて、文化財どうかと。どこにも書いてない。どこに書いてないけれども、それは公民館と同じですよ。そんな理屈、何で成り立つんですか。要綱なんてそんなものですか。はっきり答弁いただきたい。

○文化課長

私どもも公民館の要綱をなぞられているということを知っておりますもんで、そのときに合わせてそれを明記していきたいというふうに思っております。

○高橋委員

いいんですよ。いいけども、また言わんとすることがわからんじゃないけども、この要綱では差し引けないでしょうと。どう考えたって。逆立ちしたって。竣工式の費用と移転補償費が一緒になりませんか、これは明確ですよ。それどうするんですかということを知っておる。これ強行しちゃうんですか。試合が終わってからルールを変えちゃうんですか。そういうことじゃないですか。

○文化課長

先ほど申しましたように、公民館の要綱も見直しをしていくという話を聞いておりますもんで、私どものほうもそれに合わせて直して、それでいきたいというふうには思っております。

○高橋委員

それは試合が始まってからルールを決めるわけですよ。後だしじゃんけんですよ。文化財を営々と守ってね、どうしたらいいかということで今まで山車蔵が分離しとったと。何とか一つにしたいということで、だからかなり大きな入れ物になっておるんですよ、今度の宝町は。地域のコミュニティ施設もないわけですから、当然人口がふえるわけですから公民館も大きくなってきますよ。5,000万円ですよ。途方もない立派な建物だと思うんですよ。

そうやって営々として文化を守って、それが5カ町村の知立神社のお祭りを合流されて知立市を売りにしとるわけでしょう。その守つとる人々に対して、今のような話だがね、文化課長のような話。これはちょっとやっぱり行政として、少し逆立ちしているんじゃないかと、発想や考え方が。お守りくださいと、所有権はあなたたちがあるから守ってくださいと、そこまでは自治体やりませんよと。しかし、守ってくださるための努力はしましよと。一緒につくっていきましょと。これはまちづくり基本条例の考え方ですよ。だったらね、ウイングを切って、私、公民館で提案しました。全額公費でやるようにこれから方向を変えてほしいと。山車蔵だって郷蔵だって同じことじゃないですか。私は、そういう発想で今回の事態を災い転じて福となすような流れにしてもらわないと、ここで要綱を差しかえてつくったんだから、これで差し引きますよと。これはね、自治体としてね、やっちはいけない最も悪い例だというふうに思うんですが、どうですか。

山車蔵にしても公民館にしても、そういう方向に一つかじを切るといって、知立市の売りなんだから全額公費でコミュニティや文化財の中心的なものについては山車蔵ぐらいは全額公費でみてあげるといってウイングを切れないんですか。どうですか、今回の話を教訓に。

○教育部長

言われることはよくわかるわけですが、全額補助に切りかえるというのは、なかなか今ここですぐに結論出せと言われても、ちょっと出せるもの

ではございませんので、ここでは今、答弁はちょっとできませんので、お願いいたします。

○高橋委員

教育部長では荷が重いと。わかりますよ。山車蔵は5カ町でしょう。5台の山車じゃないですか。そういう意味合いからいくと、しっかり審議していただいて、山車蔵くらいは公費でもってあげたらどうかと。それは金が余っておるわけじゃないし大変ですよ。だからこそ皆さんの鋭い政治判断というのが光るんじゃないですか。公民館の全額補助も含めて、全額負担というかな、含めて、私は根本的な議論をやっていただきたい。

林市長、選挙の公約に掲げてやられたらどうですか。

○林市長

山車蔵の全額負担、あと公民館の全額負担ということ、そして今、高橋委員が知立市の山車は非常にいいものだ。これを機に全額負担はどうだという御提案であります。

私は、平成26年に全国大会やります。その域にいろんな形で山車というのは5カ町だけでなく7万市民で応援しようよというそういう体制づくりというのは必要かなと思うわけでありすけれども、しかしながら、これを機にというのは、やはり私は違うのかなという思いがあります。

というのは、今回の事例は、以前もほかのまちであった事例であります。補償費が出た補助金が出た。そして公民館建てたというそういう事例がございました。その事例に倣っていたわけでありすけれども、今回については、ちょっとそごがあったということで、これは今後のためにも改めていくということはやっていくわけでありすけれども、今回のことを契機に、いっそのこと公民館全額してやろうよ、山車蔵を全額してやろうよということには、まだ今のところ考えはまともきれてないなというところがあります。

○高橋委員

他町であったとおっしゃるけど、本会議でも企画部長おっしゃいましたが、どこのどういう事例の話の言ってみえるんですか。

○企画部長

本町だったと思います。

○高橋委員

本町はどのような事例だったんですか。

○企画部長

ちょっと詳しいことはわかりませんが、駅周辺の区画整理で、前は本町の駐輪場ですか、京町クリーニング屋の辺に本町の公民館あったんですが、現在のところに移られたということがございます。そのときには移転補償費も出ておって、公民館の建設費、今回の宝町のケースと同じで引かせていただいたということです。

○高橋委員

本町の教訓があるなら、そのときに公民館の4条2項を変えておかないかんかったですよ。ほんとそれが生きておるものだとしたら、変えていかないかんかった。本町は小言言われんかったんかもしれんけどね、等で処理したということが悔いが残りますよね。

私は、そういうことを前提としながらですけども、あえて林市長に振ったのは、本会議でも言いましたように、中町除いて公民館みんな新しくなりましたがね。一番古いのが逢妻町だと思いますよ。逢妻町も古くなったので何とかせないかんという議論が今、起きてますけども、これで一周しましたので、これからも2,000万円ですかと。3分の2、アッパー2,000万円ですかと。これはちょっとないんじゃないのと。コミュニティがこれほど重要視されるときに、ないんじゃないのと。一回りしたのでこれから同じスタートラインに立って、これからやられる場合は全額公費でいきましょうと、こういう検討に値する時期にきておるんじゃないかというふうに提案させていただきました。

山車蔵も同じことですよ。これで5カ町全部山車蔵きれいになったんじゃないですか。どうですか。違うんですか、文化課長。

○文化課長

これ以前が本町がやられて、そのあとは山町がやられて、今回宝町ですけど、ちょっと西町まで

私は記憶にありませんので、お願いします。

○高橋委員

いずれにしましても、いいタイミングでこの時期を踏まえて、ひとつ検討をしてほしい。そういう時期にきているというふう提案させてもらいたい。山車蔵も公民館もということですが、副市長どうですか。

○清水副市長

まず、町内公民館のほうの件でございますけども、市がそういったコミュニティ施策として施設を整備するというのは、今の各町内単位ごとにそういう施設を整備していくという方法が今後ともいいのか。今後いろいろ少子高齢化だとかいろんなことで、まちの形態も変わってまいります。そこに住む方たちの様子も変わってまいります。

そういった中で、知立市全体を見渡す中で、そういう市民が集うコミュニティセンター的な施設をどのように整備していくかというのは、また少し全体を見ながら、それは新しい市の施策として考える必要があるだろうというふうに思います。

さらに個別の今の町内もきっちり維持をして、その町内活動、これも大切なことでございますので、その場合には今のような大きな施設が必要なのか、人口規模によってもその必要性とかいろんなことも検討する中で、市がどれだけの支援ができるのか、そういったことはまたそういうことで検討する必要があるのかなというふうに考えております。

そういう意味で、はっきりは申し上げませんが、今の31の町内会のうちの約20町内会がそういう施設を持っておられると思います。それが第1、第2を持っておられるところもありますので、そういったもので全てそういうふうに対象にできるのかどうかということも非常にあるかと思っておりますので、これは少し研究課題にさせていただきたいと思っております。

それから、山車蔵の件でございますけど、これも今のような形で整備をしていくと言いますと、各町内の管理にお任せをしているということでご

ざいますので、それを踏襲するとなると、今の山車蔵を整備するということでありましょし、まだされていない西町は知立神社おられるところの左側にまだあると思いますので、そういったものが今後どうなるのかということがありますので、それを100%市の助成でやっていくのが本当に地域の皆様のそういう文化財を保存継承するというそういうものがどうなのかということがあります。

ただ、今の補助率がこのままでいいのかどうかというところは、今後検討の余地があるだろうと。その上限額も含めてあると思います。その辺は一つの研究、検討課題だなというふうに理解しております。

○高橋委員

山車蔵について、教育長の御所見を伺いたしたいと思います。

○川合教育長

自分は、あまり知立神社の祭礼というものを直接目にしたことがないんですけども、昨年市長と声かけていただいて、各町内を見てまいりました。各町内、非常に熱気を持って自分たちの祭りを守っていきこうというそういうのをほんとに肌で感じました。また、再来年の全国大会に向けて市を挙げてというそういうことも非常に大事だと。

そういう中で、今いろいろ議論があった山車蔵を含めて、維持、継続を發展させていくためには、やっぱりお金がかかると。それをどういう分担でやっていくのかということについては、市の中でも大事なことで今後研究していかなきゃあかんかなということは、今、話を聞きながら感じました。

○高橋委員

私は、一度これを契機に公民館の全額負担、山車蔵の全額負担、それを支える人々は地域の人々が支えていただくという大前提に至った議論が必要だというふうに思います。

答弁ありましたが、知立市がこれから地域公民館的なものを市が独自にあっちにもこっちにもつくるかということになれば、そんな予定も計画もありません。各中学校区に少なくとも一つはとい

うようなのは、かつてどなたの市長が言われましたけども、それはほごになってしておりますね。

だからそういう意味では、私は、今の公民館的なものを各地区に均等に作りなさいということよりは、各町内があれば立派な公民館をそれぞれ持って、谷田なんか二つも持ってござる。西中も二つも持ってござる。そういうものがこれから活動拠点として継承されていくことが大事だと。

今直ちではないけども、やがてそういう施設が老朽化もし、あるいは建設場所を含めて議論が生まれてくる、そういうことになると思いますよね。昭和地区はまた別なんです。そういうときに知立市が相変わらず同じような補助制度と補助体制でいいのかと。ここはひとつ新規に巻き直して、ほんとにつくっていかうと。その場合には何が検討課題なのか、大きさはどうなのか、あるいは場所はどうか、土地のない昭和はどうやって対応するのかということ、当然検討の対象になる。全部洗い出して一定の時間をかけて方向性を出していく、そういう真摯な検討が求められているのではないかと思うんですが、協働推進課長どうですか、担当課長として。

○協働推進課長

私も知立市に生まれ、知立市で育って、大変町内会の公民館の活動の拠点としての重要性は認識しております。

そんなこともあって、今、高橋委員おっしゃられましたように、おおむね一周ということでした。私もそのことについては同感でございます。おおむね整備をされたのかなということは感じておりますので、今後のその町内会活動を発展させるためには、そういったことも検討をしていく必要があるだろうと思っております。

○高橋委員

担当課長のほうが端的でわかりやすい。改めて担当課長の意を用いて上層部がしっかり検討の枠をつくっていただく、そういうことを改めて申し上げておきたいと思っております。

もう8時半だもんね。教育全然入れませんが、一つだけにしましょうか。聞きたいのは、120ペ

ージ、文化振興費についてお尋ねいたします。

ちりゅう芸術創造協会についてお尋ねしたいと思います。知立芸術創造協会については、法人化の取り組みをされているというふうには伺っていますが、どこまでできているのか、現状はね、内容について御説明ください。

○文化課長

8月に定例の打合せ会を行いました。その中で、文化課の推進案件といたしまして、ちりゅう芸術創造協会の法人化に向けての市としても検討していかないかという内容の議題であげさせていただいております。

将来の公益法人化も考慮すると、県の公益認定部署への事前打診も必要になってくるよというような話し合いをしております。

以上です。

○高橋委員

これはいつごろ法人化される見通しですか。そういう方向としては、目標は。

○文化課長

来年の3月に予算化をしていきまして、来年度から法人化をしていくということです。

○高橋委員

平成25年度の4月には法人化されるという理解でいいですか。

○文化課長

その予定で今、準備を進めております。

○高橋委員

法人化の目的とは何を意味してみえる。なぜ法人化する必要があるんですか。

○文化課長

法人化のメリットというような話になると思いますが、今は任意団体でございますので、各市のいろいろ助成をするときにも市の公印を使って助成申請をしなければならぬという部分と、やっぱり社会的信用というのが法人化した場合にメリットがあるということで進めていきたいということでございます。

○高橋委員

前回、企画文教委員会でパティオを見学させて

いただきまして、いろいろ議論をいたしました。文化庁からいろんな補助金もあって、可能なものは補助金いただいて公園に使ったりしているんですが、法人化されれば、なお幅広く補助を受けたりすることも可能だというような御趣旨の発言があったんですが、そこはどのようなふうと考えてみえるですか。

○文化課長

今は指定管理者が直接やるという場合はいきませんけども、任意団体だとやっぱりそういったところはできないということですので、市を経由してやっているとということになります。

○高橋委員

ちりゅう芸術創造協会が公益法人になれば、公益法人として補助申請をしたり、資金を調達したり、支援を得たり、いろんなことが可能なので、いわば芸術創造協会は独立した社会的組織にするために法人化を急いでということだというふうに理解をいたします。

それで、この120ページ、121ページ、122ページに自主事業について記載がございます。これらは公民館が自主的な支援をしながらこれらのイベントを成功させようということに取り組んでいらっしゃる。自主事業というのはどういう事業なのか、ちょっと説明していただけますか。

○文化課長

これは創造協会が企画をして進めていく事業だというふうに思っています。

○高橋委員

創造協会が企画して進めていく事業。芸術創造協会というのは、もともと初代伊豫田館長があそこに就任されたときに立派などができました。80億円かけて。だけでも会館が立派になっても、この会館を維持し、文化の発信になるようなソフトな面ね、人的にそういう人たちを育てるとか、知立市の文化会館を中心にしながら文化を掘り起こしていくとかね、継承発展させていく。そのためには文化会館の運営の中に自主事業というのを取り入れて文化を発信していくんだということで自主事業は取り組まれたし、芸術創造協会と

いうのがつくられてきた。市が一緒になってつくってきた、こういう歴史があると思うんですが、どうですか。

○文化課長

高橋委員が言われてるとおりでございます。

○高橋委員

現在は平成18年から指定管理者になっているんですが、これは2回議決しましたね。いつまで指定管理の期間があるんでしょうか。

○文化課長

平成26年の3月31日だと思っています。

○高橋委員

平成26年までと。それで、指定管理者を選任するのは当局が選定されて議会に付されるわけですが、芸術創造協会を指定管理者にしようという場合には競争入札でおやりになったんですか、随意契約でおやりになったんですか。

○文化課長

随意契約です。

○高橋委員

随意契約ということは、ちりゅう芸術創造協会をまさに育てていこうと。先ほど伊豫田氏が初代館長のころを含めて、そういう市の強い思いから法人化もするし、随意契約で指定管理をさせてきたんだと。これからも発展させるように努力するし、引き続き指定管理というシステムもちりゅう芸術創造協会を軸にやっていくんだということが市の方針だという理解でよろしいですか。

○文化課長

私はそのようには思っておりますけども。

○高橋委員

芸術創造協会というのは、私もそういう理解に立脚しております。したがって、芸術創造協会が指定管理者から外れて、さっきの競争原理で2億7,000万円でしたか、今、指定管理料が。これより安ければそちらへ委嘱しちゃおうということにはならないというふうに理解していますが、どうですか。

○文化課長

私もそのような理解でおりますけども。

○高橋委員

お互いにそういう認識のもとでね、芸術創造協会を育て発展させていきたいものだというのを強く申し上げておきたいと思います。

実施事業の中に書いてないんですが、私、花しょうぶホールだったかな、小さいほうのホールで講談と文楽をセットした怪談ものを人間国宝の一龍斎何とかさんという方がやられた公演を見に行っただけです。講談の中で文楽が出てくるんです。その怪談ものでね、とてもすばらしいものだなとあって私、感動したんですが、これも実施事業でここに載ってないようなんですが、花しょうぶのほうでね、こういうようなものまで芸術創造協会というのは対応されているなというふうに関心をし、感動もいたしました。ごらんになったことはありますか。

○文化課長

申しわけございませんが、それについては私は見ておりません。

○高橋委員

ぜひ現場に出向かれて、そうした文化を育てている芸術創造協会の水準もひとつしっかり受けとめていただいて、この協会がさらに法人化され、発展されるように力を尽くすべきだというふうに強調しておきたいと思うんです。

最後にしたいと思うんですが、文化会館の駐車場ですね、これは地主の話がついて、いけますよというところへきとるとの話だったんですが、予算化されませんでした。そういうことでいいですか。

○文化課長

昨年度、私が各地主のところに行きまして、お話をさせていただきまして、承諾はいただきましたけども、平成23年度は予算化はされませんでした。

また今、平成24年度も実施計画はあがっていますので、それについては今から進めていくというふうに思っております。

○高橋委員

初期投資が5,000万円でしたか。整地もしなき

やいけませんし、借地料も。借地料は毎年出てくるんですが、造成費を含めて5,000万円。今は確かに駐車場は不足しているんだが、5,000万円投資して駐車場不足を解消すべきなのか、5,000万円はちょっと留保して、ほかに優先的な課題にお金を回したほうがいいのか、そこはいろいろ判断されているというふうに思うんですが、副市長、どうしてお考えですか。

○清水副市長

当時も文化会館の駐車場については御答弁させていただいていると思いますけども、今のようない形で隣接する田んぼの地主が貸してもいいよというような御意向だということで検討させていただきました。

その中で、なかなか今のおっしゃる5,000万円というような造成費の問題、それから、毎年の借地料のこと、それ等々としみずと相当の投資額になりますので、それを買い取りをさせていただいて、市の財産として将来に向けてのいろんなことということであるなら、またそれもという議論の中であったわけですけど、いずれにしても、今の造成の費用の額、今後の賃借料の額等々やりますと、今の駐車場のところで別の方法で台数をふやすような方法はないのか、そんなことも含めて検討する必要があるんじゃないかというのが当時の結論だったのかなというふうに私は理解しておりますので、今後も今の賃借をして、そこに駐車場を造成していくというのも一つの案でございましょうし、また別の形で駐車場を設置していくというのもこれも今後引き続き検討する課題だというふうに考えております。

○文化課長

先ほどの法人化の中で、私は平成25年の4月から法人化というふうに説明させていただきましたけども、要は、平成25年度の予算にあげていきますので、平成24年の3月ということは、平成25年度の当初予算にあげていきますので、その予算が通って出資金という形で平成25年以降にその出資金を出すというふうになりますので、法人化は平成25年度中というふうに思っております。

以上です。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第1号について、挙手により採決します。

認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。したがって、認定第1号 平成23年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第4号 平成23年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定のについての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第4号について、挙手により採決します。

認定第4号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、認定第4号 平成23年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後8時47分

再開 午後8時47分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第17号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の事業料助成の拡充を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○田中委員

それでは、陳情第17号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の事業料助成の拡充を求める陳情書につきまして、市政会を代表して述べさせていただきます。

けさほど陳情者、御意見を伺わせていただきました。私学の経営の大変厳しい、私学の学生を抱える保護者の厳しさ十分伝わってまいりました。

現在、知立市としては、独自の私学助成として私立高校等授業料補助制度が1万2,000円支払われています。知立市内に住む全ての子供が親の所得にかかわらず、ひとしく教育を受ける権利を保障するためにも、知立市も大変厳しい財政の中ではありますが、高額な私学の授業料を補助する制度を継続するという意味で採択が妥当と考えます。

以上です。

○水野委員

陳情第17号につきましては、賛成の立場で討論いたします。

私立高校に通う生徒の保護者の立場から考えれば、市町村独自の授業料助成の存続、拡充を求めるのは当然のことです。

確かに裕福で財政的に余裕のある家庭もあるかもしれませんが、多くの保護者は金銭的に大変苦慮しているのが実情だと思います。

一方、私立学校の経営者、理事長たちも授業料助成の存続、拡充を求めています。しかし、公金が投入されているにもかかわらず、行政には世話

にならない、ごちゃごちゃ言われたくないと理に合わないことをやられる方もいます。知立市も1人当たり1万2,000円という助成金を出しております。私学といえども公的な役割も多分にあるわけで、いじめ、虐待などがないようにしっかり学校教育を務めていただきたいということを申し上げて賛成討論とさせていただきます。

○高橋委員

私、第17号、第18号、第19号、一括で討論させてもらいたい。これは大賛成で、市も県も国も私学の助成について、さらに目を開くべきだということを一括の討論で強調したいというふうに思います。

さっきありましたように、岡崎市が1万2,000円を切ってしまったんですね。ほんとに残念な話だと。それは高等学校の授業料が無料になったからだ。つまり私学でいうと就学支援金があるようになったから、もういいだろうという発想なんですね。これは、きょう伊藤さんも御発言になったんですが、あえて岡崎市の例を出されて、何とか知立市では切らないでほしいと。できたらふやしてほしいということで、1人一月1,000円、年額1万2,000円と。ささやかなんですが、この助成制度は今日知立市では続けられているということをそういう視点で再認識をお互いにしたいと思うんですね。

御発言にあったように、3人に1人は私学に通っていきまして、私学の建学の精神を含めて、非常に大きな役割を果たしている。しかし、高等学校が無料化された、公立高校が無料化されたということをもって、逆にこの公私の格差が拡大しているというお話をされましたね。だから私は、ここが行政の隘路で、実態をよく見て対応する必要があるというふうに改めて勉強させていただきました。

私学の場合には、初期の納付金が64万円、この陳情書によりますとかかると。これも大変負担だし、厳しい財政状況からして子供たちが途中で退学をしなきゃならんというような事態も報告をされております。ぜひ知立市の1万2,000円、さら

にこの上積みを検討していただければというふうに思います。

愛知県については、私学の人たちの就学支援金がおきるようになったということで私学助成を切ってしまったんですね。今2万4,000円ですよ。だから知立市の場合ということで歴史的な愛知県の私学助成の水準がここへきてがたっと落ちたと。逆にこのことは公私の格差の拡大につながっているということも、きょう伊藤さんが述べられたと思います。

愛知県では、さらに経常経費の助成についても国基準の単価を下回るような実態になっているということも明らかでございます。少子化における生徒減、重ねて私学の経営の深刻化ということでいえば愛知県に対して、さらに私学助成の強化を求める第18号の願意は、まさにそのとおりだと思います。

国に対しては、確かに今回、授業料の無償化を進めて私学関係助成の予算が全体で29億円増になったということは陳情書でも評価されておりますが、さっき申し上げたような私学の置かれている環境を考えれば国庫補助をさらに増大して、私学を支援すると。国、県、市があわせて私学を支援していくということをその必要性を痛感いたしました。

よって、三つの陳情第17号、第18号、第19号、採択にすべきだということで討論を終わりたいと思います。

○久田委員

私も賛成の立場で討論させていただきます。

陳情第17号、第18号、第19号、伊藤さんから陳情されておるわけですが、内容として父母負担の軽減と、公私格差の是正のためには、市町村独自の授業料助成の拡充ということは、この趣旨は十分理解できるところでありまして、賛成の立場でよろしく願いいたします。

○安江委員

私は、昨年度反対をいたしました。今年度ここにあるように公私の格差が広がったということをもちまして、賛成の立場にさせていただきます。

以上です。

○山崎委員長

それでは、これより採決します。

陳情第17号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、陳情第17号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

陳情第18号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○田中委員

陳情第18号、同じ内容ですが、県に対して意見書の提出を求めるという内容です。

先ほど高橋委員のほうからも、るる説明がありました。やはり公私格差、今回国の補助があったということで、所得によってかなり補助に差が出てしまっていると。公立は全額補助に対して所得区分の乙1、乙2になると2万4,000円の軽減にしかないということで、負担軽減格差も発生しております。そういった部分を是正する中で、県のほうも今年度569億円私学助成、予算組んでおりますが、以前に比べれば厳しい環境にあるということで、本意見書の提出については採択が妥当と考えます。

○水野委員

私も高橋委員が先ほど言われたとおり、18号、19号ともに一緒に思います。賛成の立場で討論いたします。

やはり保護者の視点から鑑みて、教育助成は当然のことであり、これは国、県ともにしっかりとやっていただきたいと思います。公立、私立、これとともに教育費というのは大変お金がかかることでありまして、日本の将来を背負って立つ若い人たちに対してお金を出すということは、至極当然なことと思ひ、賛成いたしたいと思ひます。

○山崎委員長

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

それでは、これより採決します。

陳情第18号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、陳情第18号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

陳情第19号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○田中委員

皆さんまとめて陳情されました。ちょっと出おくれてしまいましたが、陳情第19号、今度は国に対しての意見書の提出を求める陳情書ですが、内容につきましては、第17号、第18号と全く同じでございます。

本来、国の責任で姿勢を出すべきものであり、3人に1人が私学に通うという現状を鑑みたときに、教育の機会均等という意味でも国が私学助成を拡充するべきものと考えます。したがって、この意見書の採択は妥当と考えます。

以上です。

○山崎委員長

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

それでは、これより採決します。

陳情第19号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、陳情第19号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

陳情第20号 定数改善計画の早期実施と義務教

育費国庫負担制度拡充を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○田中委員

陳情第20号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情書に対する市政会の意見を代表して賛成の立場で述べさせていただきます。

小中学校における暴力行為やいじめの発生数、不登校の児童・生徒数は依然として多く、さらに虐待やネグレクトなど、子供を取り巻く環境は厳しくなる一方で、教育現場における職員の負担は大きくなるばかりであります。

また、日本語指導が必要な外国人子女や発達障がい等の子供もふえており、学校では子供たちの学習指導以外に生活指導、交通安全、防犯、防災、食育など家庭環境の多様化により、子供たちの健全育成のためにきめ細やかな指導が必要となってきました。

さらに小1プロブレム、中1ギャップといった問題も深刻であります。そのような学校の現状に加え、学ぶ量がふえて内容も濃くなった新学習指導要領の実施により、現場からは学級編成標準の引き下げを強く求める声があがっています。

事実、学級編成及び教職員定数について議論する際に取り上げられている国際手法であるOECDの調査によると、我が国の国公立義務教育小学校の平均学級規模は小学校初等教育では28人、これはOECD平均では21.6人であり、韓国、チリに次いで世界3番目に多い国となっています。中学校中等教育でも33人、OECD平均23.7人で、こちらも韓国に次いで2番目の基準です。小中学校ともOECD諸国と比較すると学級規模はかなり大きいと言えます。そういった意味では、今後定数改善の見直しは必要であるというふうに考えられております。

少人数学級については、本来国や県の施策として行うべきであり、財政が厳しい折での市単独での実施は検討を要するものと考えますが、本陳情の趣旨としては、国庫負担率の改善に対する意見

もあわせて賛成の意見とさせていただきます。

○水野委員

私、この陳情第20号については、賛成の立場で討論いたします。

35人の少人数学級につきまして、今現在、知立市は小学校3年生までやっているのでしょうか。小中学生全ての学年実施されるのが望ましいですが、1クラスが35人以下がいいのか、30人以下がいいのか、これはいろいろ議論があるところだと思います。

しかしながら、少しでも教育現場が改善されることを望んでおります。逆行することがあってはならないと思い、この陳情には大賛成でございます。

以上をもちまして、私の討論とさせていただきます。

○久田委員

少人数学級の拡充を含めた定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担率を2分の1に還元するというこの陳情趣旨の内容は十分理解できるところでありまして、賛成でお願いいたします。

○安江委員

学校現場では子供たちの健全育成に向けて真摯に取り組んでおられます。指導体制の強化を求めているということもあり、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期実施が必要であり、義務教育費の国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率の2分の1の還元に向けて陳情書の求めるものに対して賛成の立場から答弁とさせていただきます。

○高橋委員

昨今のいじめで大変学校のあり方、先生の構え、教育委員会のあり方が問題になってましてね、知立市の議論でもあったように、やっぱり先生をふやすと。子供たちをケアする、あるいは子供たちと向き合う先生の向き合う時間をふやし、先生そのものをふやしていくということがいろいろあるでしょうけども、いじめ対策の根本的な原因の中心課題だというふうに私は考えます。

そういう意味で、かつて民主党が少人数学級をふやしていくんだという方針を出しましたね。私もとても期待したんですが、途中でぼしゃになってしましまして、知立市はそういう状況のもとで1年、2年は県、3年、4年生は市単でこの決算の報告書もあるように、4名の市単の先生、約600万円でそれぞれ雇って対応されています。これは、とてもいいことだというぐあいに思うんですね。

私は、この陳情書が求めている国が35人学級なり30人学級、少人数学級をもっと進めてくれと。そのためには定数、加配、こういうものをしっかりやってほしいというふうに主張されておりまして、これは毎年出てくる問題ですが、とりわけことしの場合は、いじめ問題を考慮したときに非常に有効な陳情ではないかというふうに思います。

さらに、国庫負担の3分の1から2分の1への復元、これは当然のことでありまして、早期実現することを切に念じて賛成をいたします。

○山崎委員長

それでは、これより採決します。

陳情第20号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、陳情第20号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

ただいま陳情が採択されたのに伴い、意見書の案文について御協議願います。

陳情第18号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

陳情第19号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

そのように決定しました。

陳情第20号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

それでは、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者は委員長、議長を除く賛成委員として最終日に議員提出議案として上程します。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、企画文教委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後 9 時 06 分閉会

---

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日  
知立市議会企画文教委員会  
委員長